

第百二十三回国会 大蔵委員会 議 録 第十四号

平成四年五月十九日(火曜日)

午前九時三十四分開議

出席委員

委員長 太田 誠一君

理事 井奥 貞雄君 理事 中川 昭一君

理事 村上誠一郎君 理事 持永 和見君

理事 柳本 卓治君 理事 小野 信一君

理事 細谷 治通君 理事 日笠 勝之君

理事 浅野 勝人君 理事 石原 伸晃君

理事 岩村卯一郎君 理事 江口 一雄君

理事 衛藤征士郎君 理事 狩野 勝君

理事 亀井 善之君 理事 河村 建夫君

理事 久野統一郎君 理事 小林 興起君

理事 左藤 恵君 理事 関谷 勝嗣君

理事 戸塚 進也君 理事 林 大幹君

理事 前田 正君 理事 山下 元利君

理事 池田 元久君 理事 佐藤 観樹君

理事 佐藤 恒晴君 理事 沢田 広君

理事 仙谷 由人君 理事 富塚 三夫君

理事 中村 正男君 理事 早川 勝君

理事 堀 昌雄君 理事 渡辺 嘉蔵君

理事 東 祥三君 理事 宮地 正介君

理事 正森 成二君 理事 中井 治君

理事 菅 直人君

出席國務大臣

大蔵 大臣 羽田 孜君

出席政府委員

公正取引委員会 糸田 省吾君

事務局経済部長 村井 仁君

大蔵政務次官 篠沢 恭助君

大蔵大臣官房長 日高 壮平君

大蔵大臣官房総務審議官 小川 是君

大蔵大臣官房審議官 小川 是君

大蔵大臣官房審議官 石坂 匡身君

大蔵省主計局次長 涌井 洋治君

大蔵省主税局長 濱本 英輔君

大蔵省理財局長 寺村 信行君

大蔵省証券局長 松野 允彦君

大蔵省銀行局長 土田 正顯君

大蔵省銀行局長 坂本 導聰君

国税庁課税部長 今藤 洋海君

農林水産大臣官房審議官 今藤 洋海君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

公正取引委員会 事務局長 山田 昭雄君

諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事小島邦夫君及び東京証券取引所副理事長佐藤光夫君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○太田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○太田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。仙谷由人君。

○仙谷委員 おはようございます。

まず、大蔵大臣にお伺いしたいわけでございます。

昨日の日経平均株価、一万八千四強と言うのですか、ちよつと超えるぐらい、出来高が二億一千万株ぐらいであったのじゃないかと思ひます。自民党の方もあるいは政府もいろいろな対策とおっしゃることをやられてきたわけでございますが、依然として株式市場の方にお金が回ってこない、つまり出来高がでない、したがって、当然のことながら株価も低迷を続ける、こういう事態だと理解をしておるわけでございます。

もういろいろな方からよく言われておるわけですが、原因としては、そもそもエクイティファイナンスということで大変な過剰発行がなされた。そしてまた、その資金が財テクに回ると同時に、一方で設備投資にも過剰に回って、今や供給過剰になっておる、実物経済の方も供給過剰になっておるということ。あるいは日本の株式の配当利回りが極端に低い、一％以下であるといううなことも言われておるわけでございます。

かてて加えて、昨年来の補てんでございます。補てん問題に一応決着をつけていますか、そして現在、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案、証券取引等監視委員会の設置を柱とする法案審議に入っております。この法案の審議をするに当たりまして、私は多少考へてみたわけでございますが、やはり政治とか権力の方が市場問題について余りくちばしを入れたり手を入れたりすることがかえってマイナスになっているのではないかと、市場は市場に任せ、そのために、監視委員会と略させていただきますけれども、今度の監視委員会をつくるということではないだろうか、そういう基本的な考え方を今持っておるわけでございます。その点については大蔵大臣、つまり市場と監視委員会といひますか、あるいは市場と政治の方からの働きかけという点についてはどういふふうにお考えでございますか。

○羽田國務大臣 確かに株価は御指摘のとおり低迷しております。ただ、御案内のとおり、このところ多少底が見えてきたといひますか、ある一定のものが今確保されておりますけれども、しかし、昨日あたりの扱いというものは二億二、三千万というふうなことでございまして、扱いというものは非常に少ないものであろうと思っております。これの要因につきましては、今御指摘があったように、エクイティファイナンス等が大変大きく行われたという中で、これが圧迫要因になっていることは事実でありましようし、企業の業績悪化といひますか、そういうものがいろいろと表面に出されておることで嫌気が差したということもあるうと思っております。それと、御指摘の配当率がコンマ以下という日本の株式の現状に対す

るものがあるうと思っております。

○太田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)

本日のお話に付した案件

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)

○太田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)

この際、参考人出席要求に関する件についてお

参考人出席要求に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

委員派遣承認申請に関する件

しかし、何といつても一番の問題というのは、御指摘がありましたように、大口投資家、こういった人たちは損失補てんがあつて一般の人にはないということに対する不信、または、その後残滓として出てきております飛ばしの問題、こういったものが一番大きな問題になつておるのであると思つております。

ですから、いろいろな対策というのは、経済の動向によつてやる必要があるんでしようけれども、小手先と言つてはあれですけれども、政府が、権力が元来この市場に介入すべきものではない、環境整備は必要でしようけれども、直接の介入はすべきではないというのは御指摘のとおりであらうと思つております。その意味で、私も市場というものとは一般大衆投資家の人たちに均てんされるものである、いわゆる公正なルールがきちんとしておられるということ、いろいろな投資家の人たちが判断する材料がきちんと提示されるというようなことが基本であらうと思つております。

そういうことで、今度の委員会をつつたというところ、そういった不正なものが行われないうにというところで、まさに株主の信頼を市場に取り戻すということでも私は大きな役割を果たさうと思つておりますし、あと協会とかに自主的な一つの権力、権限といいますか、そういったものを業界の中で投資者保護のためにきちんと確立するということが、本当の意味で株式市場に対する信頼を取り戻すことにならうと私も考えておりますことを申し上げます。

○仙谷委員 市場の關係者に話を聞きますと、やはりわかりやすさといひますか、それがいいとどうも投資家は投資をしない、あるいは信頼感というものが一番大事だ、そんなことを言う方が多いわけでございます。翻つて考えますと、今までの証券行政というのはまさに証券業行政であつた。証券業者を指導、監督、検査することによつて間違ひなきを期するといひますか、証券会社の経営の健全性を保つとともに、取引行為自体にも適正

といひますか、不正なことが行われないうにする、いわばそういう法体系であるし、そういう行政の体系であつたのではないかと思ひます。

ところが、つい最近の飛ばしという例を拝見しましたも、飛ばしを起こして、それが損失穴埋めなしか損失補てんのか、言葉はいろいろあるまいしようけれども、そこで顧客に払つたお金が証券会社の経営の存立すら危うくしかねないような決算が出ておる会社も見受けられるわけでございます。これを見てみますと、業者の監督、指導、検査を通じていひば不正行為を予防する、あるいは証券会社の健全性を担保するというやり方は、結局のところ限界があるのではないかという感じがするわけでありま。

その限界を、なぜそうなるのかというのを考えますと、せんだつての大蔵委員会の議論でも、私ちよつとカジノ化というふうな言葉を使ひましたけれども、どうも市場關係者に聞かして、カジノ的な部分がないと証券市場にお金を出すという部分が少なくなるといひますか、そこがカジノ的な部分があるから証券市場というのは魅力なんだという議論をする方がいらつしやるわけですね。そして、そのこと自体、つまりキャピタルゲインをとりにいこう、配当利回りだけではなくてキャピタルゲインがとれるという、そこに魅力を感じて投資をする人が相当数いらつしやるからこそ証券市場が成り立っている。つまり、銀行のような安定的な秩序が余り色濃く証券市場に出ると、証券市場というのは全く何の魅力もなくなつてしまふようでございます。私は、証券市場がそういうカジノ的な部分が避けられないということをもしる路をたてて、そこで業者の指導を通して市場をコントロールするということ、大いに限界があるものであつて、やはりこの際——この際といひますか、原則として証券取引の行為自体を規制する。先ほど大蔵大臣もおしやつた、ルールを明確にするにとともに、チェック機能を確立して、そして証券取引の行為自体を規制する方向に大胆に大きく証券行政のスタンスといひますか、基本的

立場を変えなければならぬのではないかと。

そういう観点から見ますと、今度の監視委員会、はや中途半端といひますか、半煮えといひますか、そんな感じがするわけでございます。この監視委員会の独立性について、これで十分なのか、あるいは中身で独立性の濃いのにするんだといふことなのか、その辺ちよつと抽象的でございますけれども、大蔵大臣にお答えをいたしたいと存じます。

○羽田国務大臣 今お話がありましたように、確かに株式市場には二面性があると思つております。確かに基本的には市場で資金を得る立場の方、あるいはまたこれを運用することによつて利益を上げていくという方があります。そしてまた、このやり方についても、投機的なものと投資的なものの二つがあると思つております。しかし、いづれにいたしましても、これが公明正大な市場によつて議論されていくべき問題であらうと思つておられますけれども、それであるだけにルールだけはきちんとしてもらなければいけないということ、またそういったものをチェックする機関が必要であらうということ、私も今度は八条委員会といひますか、この監視委員会をつくるようにしたということでありま。確かにアメリカなんかはSECを外につくつてある。それをやるべきであるといひます。議論もあつたわけでありまけれども、私たちはこの効果を本當に発現する必要があるという中で、行政のいろいろな調査とか集めた資料を十分活用しながら、あるいはこういったものを大臣に対してこのように対応すべきであるといふことを勧告できるとか、また大臣がそれをきちんとして尊重して行つたかどうか報告を受けるとか、そういったことはきちんとしておるといふこと、またその身分が保障されておるといふこと、また委員等につきましても国会で任命されるというふうなことで、そういうことから考えたときに、完全なものとはなかなかなるものではないと思ひますけれども、私は、今現在の状況の中にあつては、これが独立性を保

ちながら、しかも要請にこたえる仕事をやることのできるであらう、それによつてまた株式市場に対する信頼を回復する大きな助けになつていくであらうという確信を持っております。

○仙谷委員 大蔵大臣は確信を持つていらつしやるようでございますので、話を進めますが、結局、ただ難しい問題なのは、主観的に確信を持つかどうか、あるいは私どもがこれでいいだらうといふふうな答えを出せないということだらうと思ひます。つまり、監視委員会が公正な市場を提供できるかどうか、あるいはそこで自由な取引を保障するに足る存在であるか否か、この問題は、結局また市場の方で、マーケットの方で答えを出してくる問題であるといふところが怖いところでございます。そして私は、そういう観点、そして今の市場の状況等々を見ますと、やはりこの監視委員会がより独立性が高められるような運用といひますか、あるいは政令の規定、そしてまた透明性がより高い、そういう制度にして運用しなければならぬのではないだらうか、そう考えておるところでございます。

具体的にお伺ひをいたしたいと存じます。まず、権限の問題でございます。昨日、政令事項といふものをいただきました。一生懸命読んだのでございませうけれども、よくわからぬ。つまり犯罪調査の対象になる部分と監視委員会の検査の対象になる部分、それから大臣官房金融検査部による検査の対象となる部分、この仕分けがどういふ基準に基づいて行われたのか、この政令の骨子といふのを読んだだけでは私はちよつとわからないのです。この仕分けは何に基づいて、監視委員会のマターであるのか、そして監視委員会の中でも犯罪調査と検査のそれぞれの事項であるのか、それから検査部検査の対象となつておるのか、大体どんな基準でお考えになつておるのでしょうか。

それとも一つは、この政令のところに書かれておるもので大体尽きておるのか、それとも全く、ほかの項目については追ひ追ひ政令として、

先ほどから申し上げている三つの検査の対象にするということなのか、これはいかがなのでしょう。

○小川政府委員 新しい委員会と官房の金融検査部の間の職掌の違い及び委員会で行われます強制調査、それから証券会社に対する立入検査、それぞれの違いを政令でどのように書き分けるようにしているのか、また考え方はどうかというお尋ねだと存じます。

そこで、まず証券会社、証券関係の検査について申し上げますと、官房の金融検査部で行います検査は、証券会社の財務内容の健全性に関する検査でございます。片方、委員会の方で行う検査あるいは調査の対象は、証券会社の財務内容の健全性ということではなくて、市場における取引あるいは証券会社が顧客と行う取引などにつきまして、さまざま決められているルールにのっとっているかどうかということを検査あるいは調査するものでございます。したがって、官房金融検査部で行います証券会社に対する検査は、その意味では銀行等に対する検査と似ているわけでございまして、企業体あるいは経営の健全性を財務面から見るという検査が金融検査部に残るわけでございます。

それでは、次に委員会が強制調査と一般の立入検査を分けているメルクマールは何かと申し上げますと、強制調査の対象範囲といたしましては、考え方として直接的に市場の機能を損なうような行為あるいは取引の公正を損なうような行為を考えているわけでございます。

政令で条文を引こうとしておりますものを内容的に申し上げますと、例えば相場操縦であるとかインサイダー取引であるとか、また証券会社による損失保証あるいは損失補てんといったような条文を政令で掲げようとしているわけでございします。これらの行為は、いずれも今申し上げました直接的に市場の機能を損なう行為あるいは取引の公正を害するような行為であるということで、犯則調査の対象にすることを予定いたしております。

残るところは、委員会により証券会社に対する立入検査でございます。これはお客さんと取引をするときにさまざまなルールを守らなければならない。例えば今度でも、大量推奨販売のようなくことをやってはならないとか、あるいは値段が上がるというような断定的な判断を示して、この株を買いなさいといったようなことをしてはならないというルールがございします。こうしたものは証券会社が営業で守らなければならないルールでございます。こうした証券会社のルールの遵守状況を見守るといのが立入検査の内容でございます。

そうした考え方で、それぞれ政令を書き分ける考えでおるわけでございます。

○仙谷委員 ちょっと細くなるかも知れませんが、この政令事項の中に、反則調査の対象になる場合、つまり第二十条の一項でありまして、「委員会の犯則調査の対象となる罪として」ということで、いただきました骨子の中に書かれております。これを拝見しますと、百九十七条の一号、八号、九号というふうに書かれておるわけでございします。例えばの話なんです、百九十七条の二の二ないし一の六というふうな規定もあるようであります。そして、こういう罰則規定の中に盛り込まれた構成要件といえますか、これについてはどこが検査するということになるのでしょうか。

○小川政府委員 お尋ねがありました証取法の百九十七条の一号といえますのは、いわゆる粉飾決算のような場合でございます。虚偽記載のある有価証券の届出書の提出というものがあつた場合に、これを今回は強制調査の対象とするということでございします。例えば八号というところで、相場操縦等、不正の手段、計画等あるいは相場操縦といったようなものについても強制調査の対象にするということでございます。

お尋ねは、百九十七条のこの間の抜けている一、二の号から以下の部分がどういうことになるかというところでございしますが、これは、虚偽記載のあ

る有価証券の報告書の提出というところにはいろいろなケースがございまして、それを引いてあるわけでございします。したがって、ここでは「等を定める」と書いてございしますように、典型的な例を例示いたしてございします。これに相当するような他の届出書の提出に虚偽記載があつた場合の調査権限も委員会の方に定めるといふことを予定しているわけでございします。

○仙谷委員 そうすると、端的に言いますと、証券取引法上罰則規定が盛り込まれておるものは、例外があるのかないのか私も詳しく検討しておりませんが、原則としてはほとんど犯則調査の対象になるというふうにお伺いしておいていいのでしょうか。

○小川政府委員 今お尋ねがありましたように、強制調査の対象とする事項につきましては、基本的には刑事罰のかかつておるものでありかつ委員会の性格からいたしまして専門的な知識を要するようなもの、例えば非常に簡単なあるいは委員会がその専門的知識をもつてするのではなくてむしろ司法当局がふさわしいというふうなものはこの委員会の強制調査の対象にはしない、そういう考え方でございします。

○仙谷委員 昨年の証券特別委員会が補てんの検査をめぐって問題になりましたのは、つまり証券会社がある株の取引を仲介する、まあ普通のスタイルはそういうことでございしますが、市場から株を買うことを委託されて行うということになるわけですが、委託者に対する調査、検査というものがどうしてもできないというニュアンスが証券局の当局から語られたわけでございします。それは、旧来の検査の対象が基本的には証券会社だけなんだ、だから相手方である事業法人については調査、検査が及ばないのだという話でございしました。

その点は、つまり今度のこの委員会の検査、強制調査というものは原則としてはどうなんでしょう。犯罪の構成要件のある規定の定め方にもよりましかうが、しかし原則として行為を検査

しもしくは調査することならば、行為の相手方というものも調査の対象に入ってくるというふうにお伺いしてよろしいのでしょうか。

○小川政府委員 先ほど申し上げましたように、いわゆる損失補てんといった問題につきましては、既に条文が整備されておりますので、今回の委員会の強制調査の対象となる条文とすることを予定いたしております。

そこで、今度はそうした条文に違反している、つまり犯則事件があるのではないかとした場合に、具体的に新しい証券取引法の第二十条、今御提案しております第二十条によりまして、そうした犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者もしくは参考人に対して出頭を求め、質問したりすることができるといふことになるわけでございします。その上で、確かに犯則があるというところで裁判所の令状をとって捜索したりいたしますときには、犯則嫌疑者だけではなくて、その事件を立証するために必要となることを捜索することができるといふことでございします。したがって、犯則者としての実行行為者だけではなくて、これを立証するために必要な相手方、その他の取引先等を参考人として調べることでございします。

○仙谷委員 今第二十条のことが述べられたわけですが、その前にちょっと百九十条についてお伺いしたいわけでございします。

百九十条に「検査をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、検査の相手方に提示しなければならぬ」というのは、「検査」といふのは、これは証券取引等監視委員会の検査ということなんですか、大臣官房の検査部の検査ということなんですか、それとも一つ、二項に「前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という規定がございします。この二つの解釈についてお答えをいただきたいと思ひます。

○小川政府委員 お尋ねになりました百九十条の第一項の規定は、先ほどの分類で申し上げます

と、新しい委員会が主として証券会社を対象に行う立入検査、ルールの遵守状況の検査でございます。したがって、これは証券会社の営業を一般的に検査する目的でございます。そこにインサイダー取引とか相場操縦とか損失補てんがないかというような犯罪の存在を想定して行うものではないかと。それが百九十条二項に「前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という規定を置いてあるゆえんでござい

ます。○仙谷委員 そこで二十条の二項について伺いをするわけでございますが、「委員会職員は、犯罪事件の調査について、官公署又は公法の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」という規定がございします。刑事訴訟法の百九十二条でございしたか、同じような規定でございします。照会ということになるわけでござい

ます。私、去年の金融・証券特別委員会での議論を思い出してみますと、つまり証券局の検査というのは、相手、つまり証券会社に協力してもらわなければならぬんだ、だから余り厳しいことはできないんだといひますか、基本的に強制調査権がないんだ、こういうお話があったわけでございします。小川審議官が今おっしゃったように、百九十条の方はどうもそういう部分のかなりという感じもするわけでございします。もっと大ざっぱに言いますと、大臣官房金融検査部による検査、そして証券取引等監視委員会による検査等々という検査、もともと犯罪調査ではない検査の結果を犯罪調査のために照会をして使うというふうなことができるのかどうか。つまり、もともと犯罪を捜査されるという前提でなくして任意に調べに

対する検査、任意の検査の結果をそのまま強制調査に利用することができるといふことでございします。まさに、先ほど申し上げましたように、あるいは御指摘ありましたように、百九十条の第二項で一般的な証券会社に対する、いわゆる立入検査と呼ばれていただきますが、立入検査は犯罪捜査のために行われるものと解されてはならないというところが明文で記されておりますから、この立入検査を犯罪捜査のために、目的として行うということは法文上許されないわけでございします。

しかしながら、それでは立入検査を行って証券会社の営業状況を調べておたところ、そこにたまたま犯罪の端緒になるのではないかと。その事実を当該検査官が把握した場合に、それをどう処理するかというところでございまして、その場合には、一般に公務員につきましては、刑事訴訟法上も、犯罪があると史料するときは告発をしなければならぬという規定の精神から読み取られますように、こうした行政上の目的で行った立入検査の結果、たまたま犯罪の事実を把握した場合に、これを告発する、あるいは犯罪捜査の権限を有するところの情報を伝達するといふことが許されるのは当然のこととございまして、委員会の場合にも、たまたまそういうことが起れば強制調査の方にそうした情報を提供するというのは、いわば責務であるといふふうに考えられるわけでござい

ます。○仙谷委員 監視委員会の調査についてもう少し詳しく聞きたいんですが、時間がございせんので、次に進みます。調査の権限は新たな委員会ということになったわけでございします。ところが行政処分手続だけは従前の証券取引法三十五条、三十六条によることになっておるようでございします。これはどういう関係になるのかというのが私の頭の中で整理がされな問題でございします。そして、もう少し言いますと、ついせんだつての処分事案、それから昨年の処分の事例というものについて様子を職員

の方からお伺いをしました。これは、もともと法の規定によりますと公開が原則でございします。で、私でも傍聴できるはずでございしますし、そこでつくられる審問の記録というものは公開されるのが原則ではないかというふうに私は思っております。すけれども、いずれにしてもお伺いをしたというところでございします。

どうも伺いますと、これはもう我々が考えてイメージする処分手続としての審問というふうなことはちよつと遠いんではないか。つまり、昔風に言うところ、糾問手続といひますか、お白州裁判といひますか、何かもう証券会社の方は恐れ入ってただただ平伏をするのみというふうな雰囲気が出てくるわけでございします。私は、この監視委員会ができてそこで調査をするわけですから、処分の手続を大蔵大臣の権限として残すのであれば、いわば訴える側が監視委員会、大蔵大臣が裁判官的な役目をする、そして当事者は当事者でいけば対立構造、対審の中で答弁をする、こういう構造が望ましいし、そういう処分の手続、一種のデュープロセスが備わらなければなら

ないといふふうに考えておるわけでございします。が、この点、大蔵省の方はいかがお考えでござい

ます。○松野(元)政府委員 証取法に基づきまして大蔵大臣が行政処分をする場合には、審問を行わなければならぬといふことになっておるわけでござい

します。証取法上の審問手続につきましては、私どもは他の行政法規におきまして聴聞手続などと同じように、行政処分といふいわば相手方にとって不利な処分をするわけでございします。その処分の対象となる事実を確認する、あるいは被処分者に対して弁明の機会を与えるというふうなために設けられておる手続であるといふふうに考えているわけでございします。したがって、行政処分を行う場合のいわば最終的な判断、さらに行政処分の内容についての判断というものをを行うための前提になるかと思つてございします。審問手続につきましては、確かに御指摘のよう

に、法律上は原則公開ということになっております。ただ、それにつきまして、被審問者の業務の秘密あるいは公益上必要がある場合には公開しないことができるということになっておりまして、私も、いろいろな事案について、その事案の性格を見ながら公開し、あるいは非公開で行うということを行つておるわけでございします。証券会社の行政処分の対象になります取引は、大部分が個別の取引の場合が多いわけでございまして、個別の取引になりますと、個々の投資家と証券会社との取引関係になるわけでございまして、顧客のプライバシーとかそういったようなものも関係で、どうしても非公開にする場合が多いといふことは御理解をいただきたいと思います。

いづれにいたしましても、監視委員会が行います検査に基づいて行政処分の勧告が大蔵大臣に行われましますと、その勧告を受けまして、行政処分の必要な事前手続であります審問を行うということになるかと思つてございします。

(委員長退席、柳本委員長代理着席)

○仙谷委員 細かい話で恐縮なんですけれども、今度の改正は、旧来の百八十二条を百八十六条に改正しようとしておるわけですが、旧来の条文は「審問は、すべてこれを公開しなければならぬ」といふ規定だったわけですが、改正法案は「審問は、公開して行う」と、つまり「すべてこれを公開しなければならぬ」といふのを、わざわざ「すべて」というのを削つて、「これをしなければならぬ」といふのを削つて、「公開して行う」というふうに変えたのは、何か意図があるのでしょうか。それとも、公開はあくまでも嫌だといふ証券局の願望がここに出てきておるのでしょうか。いかがですか。

○松野(元)政府委員 御指摘の百八十六条三項でございしますが、確かに現行法文は、「審問は、すべてこれを公開しなければならぬ」といふ。但し、「云々とあつて、公開しないことができる。改正法案では、「公開して行う。ただし」となつており

だけではなくて、行政処分を行う判断になりました事実関係、これは審問手続を経て確認された事実関係でございすけれども、固有名詞は書いてございせんが、これをできるだけ詳しく公表いたしまして、行政処分の発表の中にそういうものを織り込んだということでございます。そういう点、審問記録そのものを公表するという点につきましては、審問手続の公表の問題と同じような

おつものなのか、お答えをいただきたいのであります。検査事務の透明性を確保するための公表ということになっておりますので、ひとつ具体的に、特定性があるような事実を公表していただきたい、そういう観点から質問をいたします。

○小川政府委員 御提案しております大蔵省設置法の改正条文第二十二條では、「委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない

ともに市場関係者がある意味でのトレーニングをしていく、そういう資料になる、教訓になるというふうには私は考えております。したがって、でき得る限り具体的に事例として公表をいたしたい、お願いをしておきます。

時間がなくなりましたので、次に一点だけ証券局にお伺いするわけですが、例の省令五十五号でございいます。補てん禁止の問題、つまり証券取引

つては、いわゆる証券事故、これは従来から証券事故という概念があったわけでございますけれども、より明確にいたしまして、証券会社の営業員のそういう不適切、違法、不当な行為によって投資家が損害を受けた場合については、一定の手続を経て証券事故として認定をされれば、その生じた損害を補てんしていい、補償するということとを認めたわけでございます。その認める場合とし

て、大蔵大臣が確認をするという手続を導入したわけですが、その大蔵大臣の確認を必要としない場合として三つのケースを挙げております。これは省令に規定しているわけですが、確定判決と裁判上の和解、それから民事調停法上の調停でございます。これらにつきましては、いずれも裁判官がその手続に参与して、しかも裁判上の和解あるいは民事調停法上の調停は確定判決と同一の効力を持つということになっております。そういった観点で、この三つのケースについては大蔵大臣の確認を要さない場合というふうにしたわけでございます。

御指摘の民事訴訟法上の仲裁でございますが、これにつきましては、確かに民事訴訟法上の仲裁も、その仲裁者が合意をいたしますと、その手続が行われ、そこで合意が成立いたしますと、それは確定判決と同一の効力を有するというのが民事訴訟法に規定されております。しかし、仲裁人というもののについては、この民事訴訟法上の仲裁では特に資格が制限されておられません。そういったことで、裁判官が参与するというようなことがどうも行われ、裁判官の参与はないということでございます。このケースについては、あえて、先ほど申し上げました三つのケースと同様の確認を要さない場合ということにはせず、裁判官の参与ということを非常に重視をしたわけでございます。

○仙谷委員 仲裁の点は今から聞こうと思つたんですが、先にお答えになりましたので、今からお伺いします。

私、二月の大蔵委員会で申し上げましたけれども、この省令でも即決和解は抜いてあるんですね。局長がおっしゃるように、裁判官が参与すれば、それはある種の権威があるんだということになれば、即決和解だって簡易裁判所の裁判官が参与しているんですよ。ところが、今お伺いした問いにちゃんとお答えになりませんでしたけれど

も、欠席判決と認諾判決というのは裁判官が参与していますけれども、要するに言いなりですね。原告が請求原因事実を主張して、第一回口頭弁論期日に欠席をすれば、すべて認めたことになってしまふから、裁判官としてはそのとおり判決を書かざるを得ない。認諾判決というのは、被告になつた立場の証券会社が、請求原因事実について認めるという一行を書けば、裁判官は認諾判決を書かざるを得ないわけですね。

そういう関与の仕方と、例えば今大阪弁護士会と第二東京弁護士会が機関仲裁というのをやっております。そこで両当事者が仲裁に合意して第二東京弁護士会の仲裁センターに申し出ると、その時点では弁護士ですけれども、ほとんどの場合は裁判官出身の弁護士二名と普通の——普通のというところかしの弁護士けれども、弁護士資格のある人が、三名が仲裁人になって、両当事者から言い分を聞いて証拠を精査して、そこで仲裁判断を書くという仕組みになっておるわけです。その仲裁判断は当然のことながら確定判決と同一の効力を持つことが民事訴訟法に規定されておる。

どちらの方がより実質的な判断、つまりなれ合いじゃない——つまり実質的な補てんを、裁判所というフィルターを通すだけの危険性があるようなものよりはるかに公正で実質性が担保される、そういう仲裁判断を一方では排除しながら、非常に形式的に、確定判決があれば何でもいい、裁判上の和解であれば何でもいいというふうなことになるてきますと、これは甚だ倒錯した議論ではないかということになるわけでございます。その点ひとつ再考をいただきます。実質的に裁判官が関与し、あるいは公的な立場の、法曹資格といひますか、権威のある者が関与した仲裁とか和解とか判決、調停、そういうものについては認める、こういうふうな省令を是正していただきたいのであります。

時間が終わりましたからやめますけれども、もしお答えいただけるのであればお答えをいただき

たいと思います。
○松野(元)政府委員 今の御意見は私どもとしても承っております。

ただ、私どもの考え方は、こういう損失補てんを初めて法律で罰則をもって禁止したわけでございます。形式的と言われればそうかもしれませんが、いづれにしても、裁判官が関与し、かつ何らかの場で一応当事者間でお互いの言い分が関わられて、結果としてそれを見ながら裁判官が関与し、調停あるいは和解が行われるというふうな手続を厳密に取り上げたわけでございます。もちろんそれ以外に原則に戻って大蔵大臣の確認というものが可能なわけでございます。今御指摘のありましたようなケースにつきましては、もちろんその実質的な公正性が担保されていれば、これは当然確認はされるものだろうというふうに思っています。

いづれにいたしましても、今の御意見は承って勉強させていただきます。ありがとうございます。

○仙谷委員 終わります。

○柳本委員長代理 渡辺嘉蔵君。

○渡辺(眞)委員 この証券取引等監視委員会等の問題についての質問を行います。

今回は証券業界の問題等だけに重点をかけた質問をいたしますが、それでも非常に広く、深く、また複雑多岐で大変なんです。私も国会議員の立場でいろいろ審議をさせていただくについて、もともとじゃないが、今の能力と人手じゃできない。そこで、かつて与野党一致して、政策秘書を置くというじゃないか、そうしないとアメリカその他の国会議員のような議員立法を初めとする国会審議はもう不可能に近い。私はこれは痛切に味わっております。大蔵省が頑としてうんと言わないので、私はこれは国会審議を阻害してある、むしろ空洞化させるために余り人手は与えない方がいいんじゃないか、こういうような伏線があるような気がして、これでは本物の政治改革もできない、国会審議ができない、こういうふうな思っておりますので、この点はま

ず強く申し上げて、非常に苦しい人手の中をやっておりますことをまず冒頭に申し上げておきます。

まず第一に、証券会社の当期の決算結果がこの十五日に公表されました。これは私はおかしいと思うのですが、私どもはこれを当然大蔵省に資料要求しました。ところが、これはそれぞれが新聞発表したもの皆さん方にお渡しをしますということ。話が逆じゃないか。私は新聞発表、公表されることは結構なんです。しかし、きょう私どもがこの証券取引等の監視機構を初めとする一連の審議をするに当たって、その土台になる資料が完全に出てこない。これはおかしい話だと思つたが、しかし、一応でも出てきたのが上場会社の二十五社の分、これはもう新聞にも当然出ておりますので御承知のとおりであります。私は少なくともこんなものはもう全部出ておるのだから、前に私がいただいた五十四社分、これだけはこれの内容を資料として出して、国会審議に当たらしていただくのは当然だと思つた。ところがそれがなされない。こういう大蔵省の閉鎖的な、あるいはまた秘密主義の対応は、私は非常に義憤を感じておる次第です。

それでもこの二十五社を見ますと、残念ながら当期損益は二社を除いてはあと全部二十三社が赤字であり、山一証券の五百三十二億という膨大な赤字を筆頭に、この決算が出てきたわけですが、この決算について、大蔵省としてはこれからこれに対してはどう対応しなければならぬか、緊急の問題を含めてまず御答弁をいただきたい。

〔柳本委員長代理退席、委員長着席〕

○松野(元)政府委員 まず証券会社の決算状況でございます。

これは上場会社につきましては、決算短信という形で取引所において各社が公表をいたします。私どももその段階で把握をするわけでございますが、そうでもない会社の場合には、一つは有価証券報告書提出会社という概念がございます。これは有価証券報告書の提出期限までには報告書が出るわけでございますので、その段階で我々も把握す

ることができず、またそれ以外の会社の場合には、これは率直に申し上げまして財務局で監督をしておりまして、必ずしも一律に出てくるものでもございません。なかなか全体の姿を見ることが、私どもとしても現時点ですべて全体の姿を把握しているわけではないわけでございます。

発表されました上場会社の決算の中身、これは今御指摘がありましたように、非常に赤字の会社がほとんどございまして、これは当然株式市場が平成四年三ヶ月を通じて非常に低迷をしていたというようなことがございます。したがって、その売買手数料も減少しますし、あるいは資金調達が行われませんので、いわゆる引受手数料も減少します。あるいは投資信託の売れ行きもはかばかしくないというようなこともございまして、こういう姿になっておるわけでございます。

こういう姿については、少なくとも四年三ヶ月までの時点でございますが、現在までのところは、御存じのような四、五年にわたりまして株式市場が非常に好調だったもので、証券会社の財務体質が非常に強化されておりました。この四年三ヶ月の赤字をもって直ちに証券会社の経営基盤が危うくなるというようなことは言えないと思います。もちろんマクロとしての話でございますが、ミクロ的には非常に厳しい状態になっていく証券会社も数社あるわけでございます。

そうはいいまして、その財産状態というものをいつまでも頼りにしているわけにはいかないわけでございます。やはりこれから先、もちろん証券市場に対する証券投資家の信頼が回復して、証券市場が拡大していきますと、これは非常に好ましいわけでございますけれども、少なくとも証券会社の態度としては、いわゆるバブルの時代に膨張した企業規模をある程度縮小せざるを得ない、特に営業費用などの面でやはり相当膨張したものを縮小せざるを得ないという考え方に各社立っておりまして、御存じのように、例えば

役員の報酬をカットするなりあるいは管理職の報酬カットまで打ち出しているところもございいます。もちろん役員の賞与というものも赤字の会社の場合には返上をしております。

そういったようなことで、やはり営業費用の方の圧縮というものに努めながら、証券市場の信頼が回復するための努力を一方で、一方で今申し上げたいいわゆる水膨れ的な部分を取り除いていくという努力を各社真剣にしておりますし、私どもも、もちろん信頼回復の努力も当然必要ではございますけれども、一方でそういういわゆる経営体制をスリムにするということがぜひ必要だということ指導しているわけでございます。

○渡辺(参)委員 営業収益をそれぞれ見てみると、一時の半分または三分の一なんです。それはそうなんです。株価が半分に低落しておるし、取引そのものが、十億、八億、このくらいあったものが今二億前後なんです。五分の一、四分の一になっていく。総体で合算すれば十分の一なんです。そんなものは幾らスリムにしようと思つたってできっこないのです。だから、これは深刻な問題なんです。後ほどからまた聞きますけれども、この対応については具体的に早急に対応しないと、私はこの数社を見てみますと、こんなものはもうとてまじやないが収益を上回ってしまつた。山種百六十二億の収入に対して二百五十四億の赤字が出た。あるいはまたコスモその他ずっと一連を見ますと、これは大変な状態なんです。役員の賞与ぐらいカットしておさる問題じゃないのです。

これは、また後ほどからも聞きますけれども、こういう緊急に対する問題を含めて、この赤字を出したところの会社が会社ぐるみをもって飛ばし等をやっておる。ここでこの飛ばしを会社ぐるみでやったということになると、これは株主に対して商法に言う特別責任に当たるのではないかと。株主に対しては大変な被害を与えるわけなんです。が、この点はどういうことになりますか。

○松野(元)政府委員 このいわゆる飛ばしにつきましては、御存じのように、証券会社の営業マンが会社の帳簿を一切通さない形で顧客間の直取引を仲介をしたわけございまして、なかなか会社が把握できなかった、そのうちに損害額が非常に大きくなったということがあつたわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、営業マンの仲介行為だということで証券会社は使用者責任を問われ、それによりまして裁判所の和解あるいは民事調停等の調停によりまして損害賠償を支払つたわけでございます。

今御指摘がございましたような数社の場合には、確かに飛ばしにかかわる今申し上げた使用者責任から支払つた損害賠償額は非常に巨額に上つておりました。それが結果的に最後の損益のところには反映しております。したがって、形の上では営業収益、いわゆる収入よりも損失が大きいたつたという非常に異常な形になっているわけでございます。こういうものはもちろんそういう営業マンの行為をチェックできなかった、あるいは営業姿勢の上で問題があつたということは事実でございます。そういう点についての証券会社の営業マンの教育なりあるいは内部管理体制、チェック体制というものをより厳正にしなければならぬ、そういうことによつてこういう不測の損害を企業としても防がなきゃならないというところは事実でございます。そういったような対策を、現在、各社もちろん講じてきておりますし、あるいは法人の取引相手方に対して十分チェックいたしますが、営業マン以外の人間がそれに對して照会をするというようなことで、隠れた損失といえますか、そういったようなものがあれば早目にそれを見出すということに努力を重ねてまいりましたわけでございます。

したがって、確かに不況といえますが、株式市場が低迷している時期に、証券会社の収益が悪いのに加えて、今申し上げたような飛ばしの損害賠償ということが重なっているわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、

個々の企業を見ました場合に、その財務体質からいたしまして、仮に御指摘のような会社におきまして、直ちに証券会社の経営体制が揺らぐというようなことまではいかない。もちろんいろいろな支援策というようなものも考えられているわけでございますけれども、証券会社の営業が立ち行かなくなる、あるいは投資家に非常に大きな不測の損害を与えるというようなところまではいかないで、経営体制なりあるいは営業姿勢を立て直していくことはできるというふうに考えているわけでございます。

○渡辺(参)委員 証券局長今御答弁になつたけれども、非常に甘い見通しを持っていらつしやる、まだまだ含みがいろいろある、私はそうにらんでおるわけです。これはまたばちばち出てきます。そこでもう一つは、ワラント債がこのように非常に大量に出回つたわけなんです。六十二年、六十三年、一時は年間に九兆円を超えるワラント債が発行されたわけなんです。現在の残高が三月末で二十一兆八千五百六十五億あるわけなんです。このワラント債の未行使残高二十一兆円、これはどういふことになるのですか。今のうちに株価が半分になって、そうしてワラントが切りかえられようという可能性があるのかどうか、これは紙くずになっておるのじゃないか、この実態はどういふふうに調査して対応を考えていらつしやるのか。

○松野(元)政府委員 確かに御指摘のように、このワラント債、大量の資金調達の時期に国内、海外で相当大量に発行されております。特に海外発行分が多いわけございまして、平成四年三月末現在では、御指摘のように、ワラント債の残高が二十一兆八千五百六十五億でございます。そのうち海外発行分が二十兆円を超えております。このワラントの場合には債券とワラントというものと二つあるわけございまして、通常は債券部分というものとワラント部分というものが別々に消化をされております。したがって、ワラントだけを所有している投資家が多いわけございまして、

す。

ワラントだけを所有しておりますと、そのワラントにはいわゆる行使価格というのがございまして、幾ら払い込めばそのワラントを出した会社の株を一株購入できるという権利がついているわけでございます。その行使価格が、株式市場が非常に好調のときに発行されたものが多いものですから、行使価格が現在の発行会社の株価を上回っているということが多いわけでございます。したがって、仮に行使いたしました株を取得いたしましたとしても、それを売却すると損が出るというような形になるわけでして、そういう場合には実際には行使が行われないわけでございます。行われないままの期限が、行使期限がございしますから、この行使期限が来てしましますと、これは全くそれで行使権限がなくなりまして終わりになってしまいうわけでございます。ワラントというのはもともとそういう性格のものでございまして、そういった意味ではかなり投機性の高い商品である。うまくいけば売買益を得られますけれども、今申し上げたような状況が続きますと、まるっきり無価値のものになってしまうことになるわけでございます。そういったワラントの性格を十分考えた上で投資家に販売をするということが何よりも必要なことで、私もそういった観点から指導してきているわけでございしますけれども、世上ではやはりなかなかそういうリスクが高い商品だということも十分認識されないうで購入された投資家もおられて、それが苦情になっているというような現状もございします。

いずれにいたしましても、私も、このワラントがこれだけ大量にあるということは、今申し上げたような問題以外にも、株式市場で株価がある程度回復してまいりまして、行使をして、株を手に入れて売却すると利益が出るということになりますと、行使が行われるわけでございます。絶えずいわば株の供給要因になっている。いわゆる潜在株式と言っておりますが、そういったような状況にあるわけでございます。そういうもの

が、どの程度の行使価格のものがどういう時期まで行使ができるかという点についてある程度の分析はしているわけでございますけれども、どうしてもそれが株式市場のいわば頭を押さえる要因になっているということは十分認識をしております。

○渡辺(憲)委員 では、どの程度の数量のワラントが行使可能になるのではないかと予想しているのでしょうか。

○松野(元)政府委員 この株価につきまして、私もこれからどうなるかというのを予想申し上げるということとはできませんし、また適切ではないと思うわけでございまして、今申し上げたように、ワラント権を行使して株を手に入れて、それを売却して利益が出るというような状況になるかどうかという点については、私も一概に申し上げられないわけでございます。

私も把握しておりますのは、そのワラント債が一体いつごろ償還期を迎えるか、償還期の分布の状況というものをとらえておりまして、ワラント債の場合には四年債というものがかなり多いわけでございます。そういった意味では、ワラント債の場合に平成五年に償還を迎えるものが十兆円を超える額がございまして、これが一番大きな山になっております。それに次ぎまして平成四年、ことし、それから平成六年あたりがやはり四兆円から五兆円ぐらいの償還といえます。行使期限が来るということになっております。

○渡辺(憲)委員 これはもう非常に重大な問題だと私は思っております。だから、その対応をきちとやらなくと大変なことになる。次に、これは大蔵大臣に聞きたいのですけれども、今のパブルの崩壊で株価の急落、土地の値下がり、証券界にとりましても補てんの問題、飛ばしの問題、金融界では不良債権の増大、あるいはまた金融不祥事件等、異常な出来事が起きておるわけですが、これに対してアメリカのドラルカー教授が、世界経済は変わったという本の中でも明らかにしておりますし、宮崎義一教授も、今の不

況は金融自由化の帰結としての調整過程の複合不況である、こういうふうに言うていらっしゃるわけですね。すなわち、金融・証券の不良資産、パブルの長期調整とGNP実物経済、フローの製品在庫の調整の両面から複合不況対策をしなければならぬのじゃないか。従来のように、財・サービスの実物経済から、資本の移動動とか為替レートの変動とか株の動きというようなシンボル経済が実物経済より独立してひとり歩きを始めた、ここに問題があるのだと。イギリスのスーザン女史は、西側経済はキャンブラー、カゾノ経済資本主義だとも酷評しておるわけですね。このような不健全な経済はケインズ経済の終えんだとまで言われておるわけでございます。このスタートが金融の自由化から始まった、こういうふうな指摘をしていらっしゃるわけですが、大蔵大臣は現在の経済の実情をどういうふうに認識していらっしゃいますか。

○羽田国務大臣 確かに現在の状況というのは、今御指摘がございましたように、パブルというものが生じた、生じたのは六十年九月のプラザ合意、この後急速に進展したわけでございます。円高のもとで経済活動が停滞するという一方で、物価が安定基調にあるということございまして、政府の方では、財政と金融両面にわたりました政策運営に努めてきたところでございします。その結果として、我が国経済が昭和六十一年に底を打った後で内需中心の景気拡大というものが進められてきたというふうな思っております。そこで、土地ですとかあるいは株式ですとか、資産価格の上昇というものが、これが経済の情報化とかあるいは国際化、こういうものを反映いたしまして大変上昇したということがあらうと思っております。

ですから、現在の不況の一つとして、土地なんか値上がりした、あるいは株式が上昇したというところによるものが崩壊したといえますか、そういった中で含み損とかいったものが相当大きく出

ているということは御指摘のとおりでありまして、こういったものを一遍に今調整しようといつてもなかなかできない。銀行等においても三年とか五年そういうものをやっていたかなければならぬということでは確かに今までは違ふというふうな思っております。それと同時に、実物といいますが、生産する土台である設備等についても二けた台のものが投資されたということで、ただ在庫の調整というだけではなくて、生産基盤である設備のストック、これの調整もしていかなければならないところが今までの不況というものと違ふ、非常に注意深く私どもとしても対応していかなければならない場面であらうというふうに考えております。

○渡辺(憲)委員 そこで、今また金融の自由化ということが、金利の自由化を初めとして、引受手数料は自由化ですけれども、受託手数料の自由化、そういういろいろな問題がメジロ押しに組上り上っておりますが、先ほどのワラント債もありましますし、先行投資の問題あるいはまたファントラの問題、こういうようないろいろなものが洪水のごとく市場にあふれて、これに対して丸三証券の金子会長は、こういうことを言っているらしいのです。「先物の世界はある意味では、丁半です。銘柄を育て、直接金融を育てることはできません。」こういうことを言い切っておるのです。私も、そういう可能性が強い。だからこういうことを踏まえながら、金利の自由化については、ここにもいたいただきましたけれども、定期預金の金利については遅くとも今後二年程度で、その他の預金金利については今後三年程度で完全自由化を図りたい、あるいはまた、一年以内の審議によって株の売買手数料の自由化を念頭に置きたい、こういうことが出ておるわけですが、これはより慎重にしなければいけない、私はこう思っております。どうですか。

〔委員長退席、持永委員長代理着席〕
○土田政府委員 預金金利の自由化についてのお尋ねもございましたので、まず私から御説明を申

し上げます。

預金金利の自由化は金融自由化の非常に大きな柱でございます。申すまでもございませうが、金融自由化は三つの観点から進めております。一つは、預金者、金融機関、借入者の間の公平な所得分配の実現のためでございます。第二は、金融機関相互の競争促進による経営の効率化のためでございます。それから第三は、我が国の金融市場の国際的貢献を考へる立場に立つてのものでございます。

そこで、この進め方につきましては、御案内のように、金融機関経営に与える影響などにも十分配慮しながら段階的にこれまでも進めてきておるところでございます。今後とも所要の環境整備を図りながら着実にこれを実施してまいりたいと思っております。この金融自由化の進展に伴いまして、金融機関は経営上の創意工夫を行い、みずからの特性を生かしながら、金融環境の変化に応じた業務展開を行うことになりまして、金融機関の間の競争が促進されることになりまして、金融機関の関連いたしまして、今回御提案申し上げております改正では、信用金庫や信用組合などの中小金融機関の業務範囲の拡大なども図っております。このような多様な金融商品、それからの確なきめ細かいサービスの提供が確保されることにより、こういう中小金融機関の競争力が高まり、そして経営体質の向上にも役に立つということを期待しておるわけでございます。

なお、このような競争的な市場のもとでは、例えばパブル関連のような信用を失墜する行為を行いますならば、利用者の支持を失うということになりますために、金融機関は自主的な規律を求められることになると考えられるわけでございます。

このような意味で、金融自由化の進展による競争の促進、それは金融システムが国民の信頼にこたえるものになるための重要な前提であるというふうに考えておられます。基本的には、着実にこれを進める、その進め方につきましては、環境整備

備を図りながら着実に実施してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○渡辺(委員) 今の景気動向が非常に複雑であるだけに、これはもう少し長期的な視野に立って判断しなければならぬということとともに、今の金融制度の改正につきましては、また別な機会に深く質疑をいたしますので、今は全部割愛をいたします。

そこで、先ほどの質問で本当は株式の売買手数料のことも答弁をいただきましたのですけれども、同じ答弁だったらいいますし、変わった答弁だったらいいます。

○松野(政府委員) 株式の売買手数料につきましては、私ども、証券取引審議会でもいろいろと議論をしていただきました。証券市場における適正な競争を促進するという観点から、諸外国の例などを見ても手数料の自由化を展望する必要があるのではないかとこの考え方が打ち出されております。

そうはいいまして、手数料を自由化したしますと、証券会社のみならず、投資家、特に個人投資家、さらに市場に与える影響というのがいろいろと議論されているわけでございまして、そういった観点から、現在私どもがまた証券取引審議会でも議論を続けていただいておりますのは、とりあえず機関投資家を相手とした大口取引といううなものから自由化を進めていって、その影響を見ながら次の段階を考へるといのが適当ではないか、そういうような方向で、具体的には作業部会を設けて十分時間をかけて議論をしていただくということにしております。

もちろん、手数料の自由化というものが仮に行われた場合に、それが非常に過当な競争に走るといふようなことになりまして問題があるわけでございまして、自由化を図りながら公正な市場を維持する、ルールを遵守するということを片一方で確保する必要があるわけでございまして、そういうことをしながら適切な競争を促進していくといふ道を探っていく。手数料の自由化についても、

そういう基本的な考え方でいるわけでございまして。

○渡辺(委員) 今のような紋切り型のことでなく、これは、今のような厳しい証券業界の中身で、スリムにしなければならぬ。そして、これを大口から自由化すれば必ず小口は上がる、これはもう外国の例で明らかなんです。この際、そういう一年ということではなく、もっと長期的に、弾力的にこれを取り扱っていくように考え方を改めたい、こういうふうな思いをいたします。

次に、証券監視委員会のことについてですが、証券取引等監視委員会のことを略称したわけですが、これには、本部で八十四人と地方組織を入れて二百二人でやられるわけですが、これの総数で果たしてこれからの複雑多岐なこの証券のいろいろな、気がつかない飛越しまで出たといううなことに對して対応できるのか、あるいはまた外国との交流がこれだけ頻繁になっておるわけなんです。これらで果たして十分できるのかどうか、私は非常に疑問を持っております。

一つの例を皆さんのお手元にもお渡ししたわけですが、これは海外を使った空売りの手口なんです。これはあくまで仮の例であります。実情に即した、この春に行われた銀行株の動き等々を念頭に置いてつくったものなんです。こういうふうな流れから考えますと、海外経由で、ここを出てきますようなAがA、海外の子会社に回した。そうすると、それを今度は海外のそれぞれ法人同士が移転をして、そしてそれをまた日本に持ち込んで東証に持ち込む。そうすると、ここには、株を借りただけなんです。これがもし上がって千八百円だ売ったという場合には、今度はこれによってどっと売れば、また値が下がった、その下がつた値によって買い戻した。株だけ戻せばいいんです。利益はここで仮に三百八十円、ここにばんと出るんです。こういうことを果たしてこれで監視できるのかどうか。あるいはまた、今度はここでAの本社を抜きにして、現地のAだけで、AとBとBとがやった、こういう

ような場合も想定できるわけなんです。こういうような手口に對しての監視ができるのかどうか。当然海外には監視機関は置かれないと思うのですが、これに對しての万全が期せるかどうか、一度聞かせてください。

○小川(政府委員) ただいまお尋ねのありました証券取引の国際化の進展に伴いましてどのような対応が可能かということでございます。

従来からも、大蔵省は、外国証券当局との間で必要な情報の交換を行ってまいっております。

また、ただいまお尋ねのありましたような、証券会社により例えば海外現法を悪用した違法行為がある、あるいはその疑いが極めて強いといったような場合に、これをチェックするのにどうしたらいいかと申しますと、現在証券取引法の改正前の条文中で申し上げますと百八十四条の二でございしますが、外国証券当局に對し行政上の調査を行うように要請し、その結果得られた情報の提供を求めることができるといふ規定がございました。したがって、そこに今お配りいただきましたペーパーの個別のケースというところではなくて、いろいろな取引の中に何らかの証券取引法に違反するようないくつかの疑いがある場合には、ただいま申し上げました条文を使って外国当局に調査を依頼するといふことが考えられるわけでございます。

○渡辺(委員) いや、手続とかそういう条文があるといふことじゃないんです。今の、本部では八十四人、果たしてこれでできるのかどうかということなんです。そんなものは、富士山の山を、そんなものを僕がひつかうかと思つたて期せるものじゃないんです。それと一緒にだすよ。だからこの八十四人の本部機構、それに地方を合わせた二百人、これでこんなものできかない、私は前からそれを指摘したのです。そのことについてまた答弁をいただきますが、それとあわせて引受手数料の問題について公取に少し聞きたいと思つております。

引受手数料は本来自由である、これはもう御指

摘のとおりですが、この引受手数料はその八〇%以上が四大証券で独占しておること、現実の事実は御案内のとおりであります。これに対して、過日、朝日新聞初め各新聞に、株式手数料の引き下げ、規模に応じて三段階、こういうふうな広告が出まして、証券業者各社は、企業が株式、債券を発行する際の引受手数料について引き下げを検討し、八日、これまで一律の三段階に分けて下げることを決めた、新料金体系は五百億未満は三・一%、千億以下は三%、これを超えるとは二・九%、これは九日に正式に決定して実施をした、こういうことが朝日新聞ばかりでなくて、日本公社債新聞、日本金融新聞、金融財政事情その他に明らかです、C B、ワラントについてもそれぞれ出しておるわけなんです。

こういうようにこれが堂々と出て、そして発表されておるわけですが、これは明らかに実質的には四大証券が独占的な引き受けをしておるという実情と、そして自由であるべきものがこうして新聞で立ち出てしまふ、これがいわゆる四社におけるところの話し合い、談合によって行われた独禁法違反ではなからうか、こう疑いを持ち、今でもこれに若干の、ミニ的な調整をしながら大綱はこれで行われておるわけなんです、この点について承りたいと思います。

○山田説明員 有価証券の発行に係る引受手数料につきましては、先生御指摘のとおり、証券法による規制はございません。引受手数料を幾らにするかは各証券会社が公正かつ自由な競争を通じて自主的に決めるべきものである、そのとおりでございます。

したがって、各社間の話し合いによりまして引受手数料が決定されることがあるとすれば、それは独占禁止法に違反することとなるのは当然でございますが、仮にその引受手数料の水準が各社間同一であるとしても、そのことのみをもっては直ちに独禁法違反と言えないと思います。

事実、御指摘のような、各社の引受手数料の水準はかなり似通っている面がございます、公正

取引委員会といたしましても、独占禁止法違反というわけではございませんが、この点につきましては関心を持っておるわけでございまして、すなわち、引受手数料の決定について安易な協調や追従が行われるとするならば、それは競争政策上決して好ましいことではありませんが、仮にその間に意思の連絡が介在していれば独占禁止法に違反することにもなりかねないわけでございまして、政府規制分野あるいは寡占的な業界におきましては安易な協調が起りやすいこともありまして、私どもとしては、こうした行動につきまして今後とも厳しく監視してまいりたいと思っております。

○渡辺(嘉)委員 これは、これだけの新聞その他に堂々と出ておる、こういうふうな決めたと言っているじゃないですか。それを今まで公取が私共は、株式の委託手数料の自由化の問題からおかしい。これが自由化でありながら自由になつておられない。ところが、この株式の手数料の方を自由化せよというところは、これはもう本末転倒なんだ。これに公取は何をやっているんだ。だから実質的な面から見れば、こんなものは当然今までに調査し、そして必要によつては勧告その他の措置をとるべきであつたと思うのですが、これは今まで何もやらなかったのですか。また、これからどういうふうにするつもりですか。

○山田説明員 引受手数料につきまして、発行体の方で出すことにつきまして、大口の発行につきまして引受手数料が同一であるということについては、もっと引き下げるべきではないかというふうな発行体側からの要請もありまして、ある証券会社が引き下げ、そしてその他の証券会社がそれに追従していくという事実があつたことは承知しております。ただ、そのことのみをもって直ちに独禁法上違反というわけにはいかないわけでございまして、その中に、「共同して」というのは意思の連絡があるということとございまして、そういう事実があるかどうかということにつきまして、引き続き私どもとしても注意してまいりたい、このように考えているわけでございます。

○渡辺(嘉)委員 これは一社に追随したんじゃないのですよ。事前に協議して、こうなんだということと三段階にしたのですよ。だから、その点をきちんとこれから、過去のことはともかくとして、これからきちんとこれについて監視をしていただきた。

次に、農林省からも来ていただいておりますが、農協、農信連の問題について承りたいと思っておりますが、農協並びに農信連が、農民のためにあるいはまたそれに関連する事業のために資金をお預かりし、その資金を必要によつて運用していく、そして農協の事業の拡大、その他関連事業の資金供給によつて発展を図っていく。これは私が言うまでもないのですが、農協、農信連の保有している有価証券の問題なんです、農協が本年の二月末で三兆一千九百五十三億、農信連は本年三月末で一兆一千六百三十三億という莫大なものがあるわけなんです。

そこで、私は特に農信連について承りたいわけですが、農信連は各県ごとに農林水産省が指導いたしまして一個の組織となつておるわけですが、これを各県別に見てみますと、これはもう非常に驚くべき中身が明らかになつたわけなんです。農林水産省の資料によりますと、資金量の三割以上を有価証券、いわゆる株を初めとする有価証券に投入しておる、これが明らかにしたわけですね。

ちなみに申し上げますと、栃木の場合には、八千七百六十六億の資金に対して有価証券は三千三百三十三億、長野が一兆六千八百三十七億の資金に対して有価証券は五千六百六十五億、石川が五千六百六十五億の資金に対して千八百六十二億、岡山が一兆二千五百七十七億に対して千四百九十二億の有価証券、実に五二%も持っておりますわけですね。そして広島が一兆三千二百九十九億に対して五千三百三十一億、香川が一兆七百四十一億に対して四千三百九十五億、それぞれ四〇%をみんな超えておるわけなんです。中には三〇%もある資金運用が農信連の目的として果たして正しい

やり方であるのかどうか。あるいはまた、この中には、山口の場合には、昨年は七千五百七十七億の資金に対して二千六百二十六億、三五%保有していたわけですが、これはその数字が多少上下いたしまして二九%に減少いたしておりますが、しかしこれが山一証券から昨年十三億九千八百萬円の損失補てんを請求して受けておるわけですね。この事実から考えましてもおかしいのじゃないか。そのほか、山口だけじゃないのです。補てんを受けておるところはもう数府県に及んでおるわけですね。

こういうのに対して、農林水産省はどのような指導をして、これの資金運用をやっておられたのか、承りたいと思います。

○今藤政府委員 農信連の資金の運用でございしますが、平成三年度末で資金量総体約四十六兆円ございまして、これにつきましては、会員その他地場企業への貸し付け、それから農林中金への預け金とともに、今お話しございました有価証券による保有ということとで約一兆一兆円の保有をしておるわけでございます。

御案内のとおり農協系統でございまして、農家組合員から農協が貯金を預かりまして、貸し付け以外の資金はほとんど信連さらには農林中金等上部団体に運用を依頼して、効率運用によって農家組合員にそれを還元していくということとございまして、信連につきましても、今申し上げましたとおり中金に運用をしておるものが大変多いわけでございますが、有価証券につきましても、国債、地方債、政府保証債、金融債といったような安全なもの、過半がそういった形で運用されておるわけでございます。

そういうことで、現在、効率運用に努めて農家組合員への還元を確保するという姿勢でやっておりますところとございまして、信連を取り巻く環境は、御案内のとおり不透明な金融情勢の中で、金融の自由化、国際化の進展、さらには他業態との競争激化、こういった大変厳しいものがございまして、農林水産省といたしまして、そうした資金

の効率運用に努めますとともに、自己資本の充実、リスク管理体制の強化、経営の効率化、合理化、こういったことにつきまして必要な指導を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺(憲)委員 私は、各県別に収支を出してほしい、こういうふうにお願ひしたわけですが、これはどうしても出なかった。しかし、総枠では出てまいったわけですが、全国のこの四十八信連のトータルによりますと、六十三年の収益は二千九百二十四億円、元年が二千二百九億円、二年、いゆる昨年三月末では千六百四十四億円、一時の三分の一に落ちておるわけです。ことしの三月は果たしてどうなったのか。これも私は、かなり厳しい数字が出ておるのじゃないか。

と同時に、昨年の三月、そしてことしの三月、有価証券の評価損、こういうものはこの中に含まれておるのかどうか。有価証券の評価損ですね、含み損、こういうものは入っておるのかどうか。この点を承りたいと思います。

○今藤政府委員 有価証券の評価につきましては、一般的ルールのもとに指導しているわけですが、上場株式につきましては低価法でございまして、評価損につきましては当然決算に反映されてございますが、その他のものにつきましては原価法の採用ということもございまして、決算上は出てこないといったものもございまして、

○渡辺(憲)委員 そういたしますと、その他の部分の評価損はまだ出てくる、そしてこの一年間ある。もしこれが一割下がったとしても、これはもう十一兆ですから、ですから一千億ぐらいの利益は全部飛んじやうわけですが、中には上下が出てくるはずなんです。

と同時に、この融資先に日本住金がある。これは大蔵省が主導でつくった会社だから心配ないというふうなことでほとんど農信連が入れた、こういうこともあるわけなんです。これについて、どういうふうな中身を把握し、そしてどう対応を

応を考えていらっしゃるのか。

○今藤政府委員 信連の貸出先についての運用等につきまして、私も十分関心を持っておるところでございます。常々効率運用とともに安全運用といいますが、リスク管理等につきましてもちゃんと指導をしておるところでございます。今お話がございましたような貸付先につきましては、これから十分関心を持って指導してまいりたいと思っております。

○渡辺(憲)委員 まだ聞き漏らしておるのですが、そうすると、ことしの三月末の収支について報告は受けていらっしゃるのですか。

○今藤政府委員 平成三年度の決算につきまして、現在、各信連において確定作業を行っておりますのでございまして、最終的な報告はまだ受けておりません。

○渡辺(憲)委員 農信連は少なくともディスクロージャー、いわゆる開示制度に基づいてこれを明らかにしなければいけない、またすべきである、こういうふうな私は強く要請をしておきます。

最後に、時間がありますので、幾つものはしりましたが、一、二だけ聞きます。

この別表をまたお渡ししましたが、これについて、インサイダー防止の関係なんです、親子関係の銀行、証券が出てまいりますと、そうすると、こういうようなインサイダー防止のための壁をきちんとつくりたい、いわゆるファイアウォールと言われるこの壁をつくっておかないと、幾ら制度的につくりました、条文をつくりましたといったって、こんなものは、一緒にちょっと肩をたたいて、どうやった、こうやった、こうやうたやれば一発なんです。あるいはまた、一杯飲んだ際に何かしゃべる。そんな不謹慎な方はないと思うけれども、私は非常に危険だと思う。

なぜこれを言うかといふと、山種証券の支援の關係から、山種銀行が主導になって山種の支援をするのだ、こういうのが今度出ておるわけですが、この点と関連をして、そういうふうなさくら

銀行、さくら銀行というのはもと太陽神戸三井銀行なんです。どんどん合併してきておるのです。これに、今度は証券にまでいろいろなるものを送り込んでくる。これはほとんど肥大化してくるのです。これは、銀行そのものはほとんど巨大化してきておるから、そういうような意味から見て、こういうファイアウォールをきちんとしておかないと、こういう支援の關係の中からも出てくるし、そして金融制度の抜本改正の、これについては先ほど申し上げましたように、別の機会にもっときちんとやりますので、きょうはそういうことに余り触れませんが、今聞きました点、この点と、そして山種支援のこのさくらの問題、これについては大蔵省とも調整し、あるいはまた主力銀行とも調整するということも聞いておりますが、大蔵省はこれについては関与してないのかどうか。

最後に、山一ファイナンスが、これがまた行き詰まっておるというふうなことから、これまで大蔵省、關係の山一証券等々でこの支援を考える、こういうことになっておりますが、山一証券そのものも、こういう状態の中でそこまで手を広げてやっていたのかどうか、こういう点もきちんと聞いておきたい、現在のこの不透明な証券業界に対して大蔵省がこういう体制をきちんとつていくのだということを明確にしないと、まだまだこの不透明が続いて、そしてまた危険な状態が想定されますので、私は承っておきたい。

○松野(允)政府委員 お尋ねのまず第一点の、このいただきました表の親子会社のインサイダー防止の問題でございまして、

これは私も、まさに御指摘のように、こういうような關係があった場合に、厳格なファイアウォールが有効に機能するかどうかという点が一番の大きな問題でございまして。親会社と融資關係がある企業、この場合には往々にしてメーソンのクというふうな地位に立っている場合が多いわけ

でございますが、そういう問題も含めまして、子会社であります証券会社と親銀行との關係、そういうところから証券市場にいろいろな不正な

取引を行うようなことにならないかどうかというような点を防止するためにファイアウォールをいろいろと考えているわけでございます。この弊害防止措置は、法律にも幾つか規定をいたしますし、機動的、弾力的に対応するということもございまして、省令に規定する部分もございまして、いづれにいたしましても、競争を促進するという意味での新規参入、銀行の子会社による証券業務への参入ということも私は考えているわけでございますが、それが証券市場に弊害を与えるというふうなことになるかと非常に好ましくないわけでございます。実効性のあるファイアウォールを考えていきたいと思っております。

それから、山種証券の件でございまして。これはさくら銀行の支援云々というふうなことが言われております。これは基本的には山種証券の経営判断の問題でございまして、私どもも、この問題については、免許企業である証券会社の経営判断の問題でございまして、非常に関心を持っておりまして、適宜その内容の把握に努めておりますが、少なくとも私どもがこの山種証券とさくら銀行の話し合いに直接関与しているというところはございません。

それから三番目の、山一証券といいますが、山一ファイナンスの問題でございまして、

山一証券の關係会社であります山一ファイナンスの経営悪化ということが言われているわけでございます。現在、山一証券を通じてその内容把握をしております。いろいろな対策が考えられているようでございしますが、いづれにいたしましても、その山一証券の關係会社の経営悪化が証券会社本体に悪影響を及ぼさないように証券会社を通じて指導することは必要だと思っております。また、關係会社に対する証券会社の管理監督というものも強化していく必要があるというふうなことを考えているわけでございます。

○持永委員長代理 沢田広君。

○沢田委員 大臣にまずお伺ひいたしますが、株、いわゆる証券と國民との關係はどういうふう

な位置づけというふうな受けとめられておりますか。

○羽田国務大臣 市場を通じてながら資金を得るという立場の企業の方があると思います。また一方では、その市場を活用しながらみずからの持つお金というものを運用していく、平たい言葉で言いますと利殖ということをやっていくということでありまして、いずれにいたしましても、自由主義、市場経済という中にある市場というのはまさに国民と本当は一体なものであるというふうな思っております。今度、特にG7その他でずっと一回りいたしましていろいろな国の方と株の問題について話し合いをしておったんですけども、先進国の各国なんかでは本当に一体になっておるなという感じのものをもちまして、それだけに私どもは市場というものが信頼されるものになっていかなければ、成長していかないといけないというのを強く思っております次第であります。

○沢田委員 証券、株といいますが、言うならば国民的な視野また利害、そういう点で見るべきである、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。返事は求めなくてもいいと思います。

前に谷村さんが、今審議会の委員長をやっておられますが、株は投資家のものであって、一般国民とは無縁であるといったような答えをされたことがございました。それに対して、大臣の答えとは若干似て非なるものがあるわけですが、改めて大臣からそれはどういう価値観で受けとめられるか、重ねてこれは谷村さんの発言も加えた意味で、それが審議会の会長をしていると果たしてどうなのかな、やめろと言っている意味ではないですけれども、そういう見解の人と果たしてどうなのかな、こういうふうな思いましたので、この際あえてそのことを知ってお答えになったのかどうか改めてお願いいたします。

○羽田国務大臣 その発言は私は実は存じません。ただ、市場というものを客観的に見ながら、また、これからの成長というものを考えていく、

そういったときに、私は投資家のものであるというふうなことで、国民がだれでも参加できるものでなければならぬというふうな思っております。いずれにいたしましても、それであるだけにだれもが安心して信頼して市場に参加できる、しかしそれと同時に株式にはリスクがあるというところもきちんと念頭に置きながらこれに対応しなければいけないものであろうというふうな考えておられて、私は、成熟した資本市場というのはいまに国民のものであろうというふうな考えておるところであります。そうして国民の皆様も、例えばみずから得た利益といえますか収入、こういったものをさらにふやしていくために、今預金というのが一つの一般の概念としてありますけれども、しかしいろいろなものを選択することができ、これが今日の社会であらうというふうには存じております。

○沢田委員 その前提で日本版SECといいますが監視委員会というものをどういうふうな考えていくかという基盤が、どこに原点を置くかということによって内容は非常に変わってくると思うのです。ですから、取引の監視委員会というものの役割が、どういう視点でこれから運営をされていくかということの基本的な位置づけというのになるわけですね。それで、投資家だけの保護ということでは、ある一定の限度ももちろんあるでしょうが、例えば今六十兆円含み損があるというお話が、さっきも出ましたが、そういうようなことが損害はだれが埋めるのかといえ、結果的には国民、大衆の資金運用なり預金なりが当然対象となっていくわけですね。ですから、今の大臣の答弁で証券の取引は国民的視点に立つて、もちろん税金で役人まで抱えているわけでありまして、当然に立ってこれは行われるものである、そういうふうな確認しておきたいと思うのですが、大臣いかがでしょうか。

○羽田国務大臣 まさに御指摘のとおりであらうというふうな私は考えております。

○沢田委員 ある意味においては、大蔵省は今度できる委員会とは、敵対関係とまでは言いませんけれども、言うならば監視者と被監視者というような関係にもなってくるわけでありまして、大臣に聞いてもあるいは正解を射られるのかどうか、大臣の立場だけで考えれば余りこっからは口を出しては困るという意味になっていくのでありましようから、なかなか言いにくいと思うんですが、これがこれから若干伺っていきます。

さっき公正取引委員会の方の答弁で、あれは手数料が題材になっておりましたね。手数料が題材になっていて、結果的に同じ率になった、片一方が先に出した率に対して後が追いついたんだから、共通の意思がなければ、いわゆる談合といえますか、そういう打ち合わせ会議がなければ、それは独占禁止法に触れない、こういう解釈ですが、それが決まった結果の運営としては、やはり独占禁止法の運用になるのではないかと。経過としてはそうであるかもしれませんが、一歩譲って。しかし、生まれた結果として運営されれば独占的な市場介入ということになるのではないのか。その点、公取から来ていただいていると思えますから、ひとつお答えをいただきたいと思えます。

○糸田政府委員 先ほどもお答え申し上げたところではございますけれども、独占禁止法それ自体の解釈としては、例えば価格とか手数料というものが同一の水準に合っていたとしても、そのことだけをもって直ちに違反というものではないわけでございます。しかしながら、一般的に申し上げまして、例えば企業同士が安易に協調し合うとか安易に追随するということとは、これは独占禁止法に違反する、しないという話は別として、決して好ましいことではないのじゃないかというように私どもも考えているわけでございます。特にこういったような動きというのは、いわゆる規制産業とか高度に寡占的な業界において間々見られることでもございますので、私ども常日ごろからこういった問題に関心を払いまして、できるだけ企業が自主的な経営判断のもとに行動する、そういったことが何よりも大事であるという観点で仕事をしているところでございます。

○沢田委員 もう一回確認しますと、経過が談合という形にならないで、部分的に追随があったりあるいは任意的に結果が独占的な形態になって、その後の独占的な営業については独占の法律には触れないというか、告発の責任はない、こういう意味に言われたものと解していいですか。

〔持永委員長代理退席、委員長着席〕

○糸田政府委員 今いろいろ申し上げましたのは、独占禁止法で禁止しておりますカルテルというものにつきまして、これを法律上のいわば構成要件という観点から申し上げれば、ただ単に行為の結果が一致しているということだけでカルテルが成立するというわけではなくて、行為の結果が一致することにつきまして、例えば企業の間で共通の意思というものが形成されている、意思の連絡があるということの要件も必要であるという観点で申し上げたわけでありまして、

こういったことで、さらにもう一つ、二つ御説明申し上げたいと思えますのは、一方で独占禁止法は、例えば十八条の二という規定によりまして、高度に寡占的な業種につきましては、価格の同調的引き上げという問題について措置を講じてもおりますし、それから、これまで市場の構造が極めて寡占的であるといった場合に、その市場に弊害が生じているというようなケースについて、いわば独占の状態という物の考え方をし、こういったものに対する対応が独占禁止法で用意されているところでございますが、お尋ねのカルテルという観点で申し上げますと、以上のとおりでございます。

○沢田委員 しかし、公取としては、第九条に「端緒」とあるのは「事実の概要」「関係法案」となっておりますし、また、この後になれば「審査経過」「事実の概要」。今言われたように形態が結果的に独占の形態を示しているときには、少なくとも審査対象にはなるのではないかと考えますが、その点はいかがですか。

○糸田政府委員 私ども、例えばどこかの業界でカルテルの疑いがあるといったような手がかりに接した場合には、もちろんこの独占禁止法に基づいて厳正な手続を進めていくということでございます。お尋ねのようなケースがその手がかりになるかどうかということでもございしますが、これは個々のケースについて個別に判断しなければならぬことであらうか、かように考えております。

○沢田委員 公正な取引を確保するために必要なことは、それまでの談合がもとにあるのではなくて、問題は、結果としてその寡占化が進み、あるいは独占化が進んで国民経済に重大な影響を与えることを防止することが本来の目的ではないのですか。その点、どうですか。

○糸田政府委員 おっしゃるとおり、公正取引委員会が運用している独占禁止法の第一条の「目的」にもございまして、「公正且つ自由な競争を促進」するということが私どもの任務、使命であるというように考えているわけでありまして、その具体的な業務として、もちろん言うまでもなく、独占禁止法に違反する行為があれば、これを徹底的に排除するということをしていかなければならないと思えます。また、それだけではなくて、これは独占禁止法違反とかなんとかという話から外れましても、第一条に書いてありますとおり、公正で自由な競争をいかにして維持し、あるいは促進していくのかということの努力もまた怠つてはならないことである、かように考えております。

○沢田委員 結果的に、先ほどは、プロセスにも意思の合意ですか、そういうことが行われなければ、あなたの方では、それは公取としてのあれにはなりません、そういう答えがあった。だから、今度は結果として起きている独占の形態というものについては、公取としてはどういう責任を持つていくのか。それが公取の仕事ではないのか。出発点はあるいは違っていたかもしれぬが、結果として後で追従しようが何しようが、手

数料がさつき出ていたから同じ題材でいきますと、手数料が一体化されて、大きいのも小さいのも皆同じ手数料でやっていったという状態が続いているというところは、独占禁止法からして好ましくない状態である、少なくともそうは言えるのではないですか。

○糸田政府委員 お話のようなケースが独占禁止法に違反するかどうかというところは別といたしまして、私ども、先ほど申し上げたように、公正で自由な競争を促進するという観点からいたしますと、例えば安易に協調する、安易に追随する、それで結果が、価格なら価格の水準が同一になっていくということについては、これは独占禁止法違反ということではありませんが、私ども非常に關心を持っていますところでもございます。企業の自主的な経営判断による事業活動、それがまた公正で自由な競争を促進する上においての大前提でもございまして、そういうことをいろいろの角度から促すというようなことは私どもの仕事でございまして。

○沢田委員 結局あなたの所管の段階で答えれば、今のような場合に答えるのは、好ましくないけれども自重を求める程度であって、どこかに改善を求めるわけでもないし、傍観しているという状態が結果的には続く、そういうことになるわけですか。

○糸田政府委員 独占禁止法に違反する行為というところであれば、委員御承知のように、これは独占禁止法に基づいて徹底的にその排除を図っていかねければならないというのはそのとおりでございます。

○糸田政府委員 公正取引委員会の役割は、申し上げるまでもなく、独占禁止法を厳正かつ忠実に運用する、また、それによっていざ競争制限的な行為というものを世の中から排除するという大きな使命がある、かように考えておりました。昭和二十二年に公正取引委員会ができて四十五年たちますが、私どもそういう精神、考え方のもとにこれまで業務を行ってきたところでございます。

○沢田委員 公正取引委員会は昭和二十八年にできて、それから今日まで何回か改正はされてきた。そうしますと、今のような場合に監視はしている、警告までいかない、あるいは担当大臣にこういうものは直してほしいという要請もするわけではない。ということになると、私の言う傍観していたということになるわけですが、そういうことについて、私の方の県で起きたことですが、例えば土曜会みたいな場合に、結果として告発に至らなかったけれども、その後は無罪放免です。さっきの数料も後は無罪放免ですと、これが公取として、今日までの十年間に一回という割合だそうですが、そうすると、公取として果たしている、日本の経済の公正を確保する役割を果たし得たと自任できるのですか。それとも今日まで公正な取引が十分に維持できなかった、残念ながらどうもできなかった、行政の方が強かった、あるいは業界の方が強かった、そういうことにならぬのですか。あなた自身を振り返ってみて、公取自身の役割あるいは生きがい、そういうものに対してどのように感触を得ておられますか。

○糸田政府委員 公正取引委員会の役割は、申し上げるまでもなく、独占禁止法を厳正かつ忠実に運用する、また、それによっていざ競争制限的な行為というものを世の中から排除するという大きな使命がある、かように考えておりました。昭和二十二年に公正取引委員会ができて四十五年たちますが、私どもそういう精神、考え方のもとにこれまで業務を行ってきたところでございます。

○沢田委員 大臣、今までのを聞いていたかな。大臣、聞いていたとすれば、公取のこういう法律

的な能力においても、いわゆるでき上がった結果についてからのものではなくてはなかなか手がつかない、こういう現象が出てくるわけです。

今回の法律で日本監視委員会としては監視していく。監視だけではできるとはしようが、それに対する改定とか解釈とか、先ほども述べられたように、言うならばいろいろな問題がある。例えば損失保証もありましょう。損失保証を例に挙げますと、例えば外務員が約束をしてきて、その約束は、絶対お損はかけません、ですから、ひとつこれについては任してほしい、あるいは買ってほしい、こう言って損が出てきた。しかし、その前に、これは大臣に言っておきたいと思いますが、株というのは一つの投機ですね。ですから、これが不正でない限り、これは損をしてもしようがないのです。自分の当てが外れるわけですから。ただ、そのことが国民経済に不当な損害を与えない限り、その損得は個人の問題、投資家の問題であるというのが一つの限定的な解釈だろうと思っております。しかし、株そのものは個人投資家と取引の問題である、こういうふうな位置づけるわけでありまして、さっきの公取のような話とごっちゃになるだろうと思いますが、その点まず大臣から、公取の状況の解釈とあわせて、今の投資家と取引所、会社ですね、そして同時に国民との関係に重ねてひとつお答えいただきたいと思います。

○羽田国務大臣 まず公正な取引というものが望まれるということでございまして、私どもの方といたしましては、市場というものが健全に運営される、そういうことが確保されることによりまして、投資家も保護されるということでありまして、先ほども申し上げたように、いろいろな問題が起きている、それがほかに連鎖していくということになると、国民経済にもマイナスになっていくということでありまして、やほりそういうものを防止していくということ、これが私たちに望まれるところではなからうかというふうに考えます。

○沢田委員 そこで、損失補てんを例示しますが、これは言い返し、もとへ戻すわけですが、今言ったように、それは私法上の契約である。同僚議員が先ほども質問をされておりましたが、それが損失補てんする根拠なんです。だから、言うならば外務員は会社の代行的な、代理権を持った交渉人ということになって、そのときにそういう約束をしておれば、損失の保証をする、それがいわゆる飛ばし、あちこちでやっていますから、それでそれが飛ばしとなっていくわけでありまして、そういう損失保証というのは私法上有効であるというふうに、今度の法律改正によっても、その解釈は成り立つのですか、成り立たないのですか。

○松野(允)政府委員 損失補てんにつきましては、今度の法律改正によりまして罰則を伴う犯罪行為になったわけでございます。それ以前は、そういう罰則まで伴う犯罪行為ではございませんでした。そういったことで、改正前におきましては、損失補てんあるいは損失保証というようなことが行われても、直ちに私法上の契約が無効であるということにはならないというような解釈であったわけでございますが、罰則をもって禁止をする犯罪行為になったというところでございます。これはいろいろと、最終的には司法当局の判断になるかと思いますが、一般的には、やはり私法上の効力も有効ではない、つまり私法上の効力が認められないというようになるとなる場合が多いというのが一般的な考え方であるというふうに私は承知をしております。

○沢田委員 もう一回そのところに戻りますが、私法上、今外務員はみずから会社の代理権を持って顧客と交渉し契約することは、今日でも可能ですね。そして、私が言ったように、私法上の契約としても、これも有効といえますか成り立っていますね、代理権を持ってそれを約束するので、すから、ただ、それが補てんをされるかされないか、このことは、あなたの解釈のとおり違うかもしれません。それは拘束することは間違いない

でしょう。そうですね。そして、拘束をして、あなたは司法当局の判断による、こう答えた。罰則があるからやらないだろうという意味なんですよ。罰則があるから、それは私法上有効であるけれども、そのとき罰則を受ける者は契約をした当事者ということになるのでしょうか。だから、その罰則を受けても、私法上の拘束力を守るといことは起り得るのではないですか。

○松野(允)政府委員 御指摘のように、証券会社の営業マンは、証券取引法上は証券会社のために契約を締結する権限を与えられております。したがって、外務員、営業マンが投資家と契約をするというところは、これは可能なのでございませう。その契約の中に罰則をもって禁止される違法な行為があったとした場合に、それを、つまりその行為について実現するといえますか、例えば損失補てんを約束して実際に損失補てんが受けられるかどうかということになりますと、これは裁判になるわけでございます。先ほど私が申し上げました司法当局による判断というのは、裁判上の判断にゆだねられていくのではないかと。一般的には刑罰をもって禁止をされているような犯罪行為の場合には、裁判上その効力が認められるかどうかというところは、かなり認められない場合が多いというふうな意見が一般的であるというふうな先ほど申し上げましたけれども、お尋ねの営業マンと投資家との間の契約を締結するというこの場合に、そういう違法な契約を締結するといふ権限まで与えられているかどうかということが問題になるわけでございます。その辺はやはり裁判手続で判断をされることになろうかというふうに思っています。

○沢田委員 例えば、その場合は、大蔵省なりがそれは違法な契約である、だから無効だということとを言い立てない限り、それは恐らく、裁判所が勝手に無効にするわけにはいかないと思うのです。片一方は民事契約で、片一方は証券法ですからね。だから、証券法の方で罰則は受けます、罰則は受けますけれども、損失補てんはしてもらいますというところは、言い得る可能性があるわけでは

す。これを私が今なぜ質問しているかというところ、そういうところが——先へ行きます、もうそのことは。この、日本の監視委員会で、日本の監視委員で、そういうものをどこで端緒を見出して、どこでそれを発見して、どこで食い止めるかということとを具体的に言ってもらいたいです。

○小川政府委員 監視委員会が一般的に、例えば損失補てんのような犯罪事件、犯罪ありということとをどういう端緒で見出すかということでございますが、これは他のインサイダー取引であれ、相場操縦であれ、委員会にとりましては、みずから日々あらわれ各各種の公開の情報、新聞雑誌等もありましようし、そのほか市場における価格形成もございましようし、そのほか投資家といったような形で入ってくるものもございましようし、また証券会社に対する任意の立入検査ということから犯罪ありと思料して通報をしてくる場合もございましようし、そういう意味では、どこに犯罪があるかということの端緒をつかむのは区々であり、まさにそれがその後の強制調査の活動にかかってくるわけでございます。

○沢田委員 損失補てんもいまだに行われているわけでありまして、それはなかなかわからぬというところでしょう。例えば監視委員会がきたらそういうものをどこから情報を得るかというところ、本人同士などどうせ黙っておるに決まっておるのですから、それをどこが、だれがあなたの方に——そういう調査網というのを持っていますか。そうすると、どうしても個人のプライバシーですか、プライバシーの方にまで立ち入っているという調べられないければ、例えばうわさを種にしてやっていかなければ、そういう行為は見つからないのじゃないですか。

それから、さっき答弁として、民事では成り立つ、しかし証券法ではこれは無効だという法律はどこにありますか。だろととかじゃなくて、法律としてこういうことは無効になりますというその法律はどこにありますか。これは証券局長の方の

答弁。それからもう一つは、どうやってそれを追跡するか、それをお答えください。

○松野(允)政府委員 私、無効ということを決めてお答えしたわけではございません。あくまでも損失補てん行為が証券法上は罰則をもって禁止されている犯罪行為であるということとでございまして、それが私法上どういう効力を認められるかというのは、あくまでも民事裁判上の判断になるわけでございます。したがって、行政当局として、例えば私どもが損失補てん行為を見つけた場合に、これは犯罪でございましてから告発することになります。これはあくまでも刑事手続でございまして、それについて民事上、その補てん契約が実行できるかできないかということまで私ども行政当局として判断する立場にはございませぬ。これは民事裁判で判断される問題だろうと思います。

それから、端緒の話は小川審議官の方から御答弁してもあれなんです。私ども監視委員会の中で、御存じのように証券会社に対する立入検査権がございまして。立入検査の場合には、財務状況については官房に残ります検査部で行いますが、営業状況、特に取引の営業が適正に行われているかどうかという点については監視委員会の立入検査の対象になるわけでございます。そういった検査の一環で損失補てんの行為——損失補てん行為にはいろいろな態様がございまして。例えば、市場価格から非常に乖離した値段で売買をするとか、短期間に売買をするとかといういろいろな取引形態がございまして。そういった取引形態を監視委員会が端緒として見つけて、それをもとに損失補てん行為について、当事者に対して、必要ならば強制調査権を利用して行うということとは可能ではないかというふうに思っています。

○沢田委員 これは今までの事例に照らしても、今おっしゃったとおり、片一方は民事で片一方は司法なんです。そのことによって民事契約が無効になるということは、これはまた全然違うん

だということ、あなたが改めたとおりなのであります。

そうすると、この監視委員会にそういう権力もなければ、法律に規制もしなければ、例えば暴力団なりやくざ社会では身がわりなどというのはいっぱいいるわけですが、政治家の中にも、選挙法の違反なんかでも身がわり逮捕などというのがあるわけですが、そういうのと同じ結果が生まれてくる可能性を持っておる。

それからもう一つ、立入調査の時期は恐らく表に出ていないのですよ、こういうものは。それが、今度のようにバブルがはじけてきて、こんな損をした、おまえ約束したじゃないかということ、を突き詰めていってから発見されるものであつて、帳簿上これが出てくるということは恐ろしくないと思うのです。また証文が入っているわけでもないだろうと思うのです。その点はどうやって見つけていくつもりなんですか。

○小川政府委員 この監視委員会が犯則調査を実施する上で求められておりますのは、一つは証券取引法に関する専門的な知識でございますし、また、証券取引等の実態についての十分な資料、情報等が必要なのでございます。

今度委員会において犯則調査を担当することとなるスタッフの大半につきましては、現在大蔵省において証券会社検査等に従事して、従来から証券取引の実態を承知している者、証券会社を調査した場合、どこにどのような端緒があるかといったような知識あるいはノウハウを最も有している者でございます。同時に、この委員会の事務局には、犯則調査の結果を告発に結びつけていく場合に起訴にたえ得るだけの証拠固めを必要とするわけでございますが、こうした観点から、国税庁の査察官経験者あるいは検察官経験者にもスタッフに加わっていただくことを予定しているわけでございます。こうした組み合わせによってその力を発揮できるのではないかと考えております。

また、先生がおっしゃっておられるのは端緒のことであろうかと思えます。犯罪の端緒というのは、ただ立っていてもわからないのはそのとおりでございます。あらゆる目、あらゆる耳を使つて、ふだんから網を張りめぐらせているということになるわけでございます。

○沢田委員 これも未成熟なままになりそうですが、過度な勧誘行為の過度というのは、当面どの程度をもって過度と解釈しておりますか。

○松野(允)政府委員 これは非常に難しい問題でございます。一つの基準を示しますと、それによつてそれ以外のものが過度でないというようにことになってしまつてございまして、あくまでもケース・バイ・ケースで判断せざるを得ないわけでございます。

昨年問題になりました東急電鉄株などの場合に、私どもが重点的といいますか主眼を置いて見ましたのは、ある営業所においてある特定の銘柄の売買シェアがどの程度までいっていったか、あるいはそういったものが積み重なりまして、取引所におきますその銘柄の全体の取引量に占めるその証券会社の売買シェアというようなものをいろいろと検討いたしました。また、営業の実態におきまして、ある特定の銘柄をどういう形で推奨したか、これは本社から営業店への情報の流し方、あるいは営業店における勧誘のやり方あるいはその管理、営業マンに対する指令、管理等々の問題ももちろん調べたわけでございますが、過度と云うには、私どもが考えておりますのは、今回の場合には公正な価格形成をゆがめるおそれという表現を入れておきまして、つまり、公正な価格形成をゆがめるおそれがあるような行き過ぎた勧誘といふことでございまして、取引所におきますその銘柄の売買シェアあるいは執行の仕方が価格形成をゆがめないかという問題がやはり大きな判断のポイントになるわけでございます。

そういうことで、明確な基準をつくることはできないわけでございますが、今申し上げましたようないろいろな要素を勘案して、行き過ぎた勧誘かどうか、それが公正な価格形成をゆがめるおそれがあるかどうかという判断をすることになる

うかと思ひます。

○沢田委員 まだ二つしか題材を出せなかったのですが、結果的に両方ともどうにもならないというところです。これは告発できる材料にはなっていないかというところです。そうすると、監視委員会は周りの方をきよきよき見回しながら、どうしよう、どうしよう、こういうことで時間がつたつてしまつて、不発弾になるという経過、この委員会はなかなか告発までできる状況にはない。特に、例えば公取の方は具体的な商品によつて価格がある程度表に出ていくわけですから、あるいは会社でも一対一になる場合が多いので、内部告発でもない限りはなかなか発見しにくい状況が続いてくるのではないかと。結論めいたことを言つては申しわけないのですけれども、つくつてはみたけれども、どうも余り効果がない、手も足も出ない。しかも、自主管理規制がある、そして大蔵省の監督はある、そのほざまを縫つて、この監視委員会が告発をする、こういうようなことはとてもじゃないが周りの条件からできないのじゃないか。自主規制も尊重しなければならぬでしょう。大蔵省の監督も尊重しなければならぬでしょう。そんな中でこの監視委員会だけが告発しなさいということとは事実上不可能なんじゃないでしょうか。大臣、どうですか。

○羽田国務大臣 今御議論がありましたように、過度な取引あるいは勧誘が一体どういふところなのか、その枠をあれするのは確かに大変難しいところがございますけれども、価格の形成のされ方とかそういうものを、経験の中である程度感づいていくことができるであらうというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、監視委員会は、証券会社につきまして証券取引にかかわる諸規則の遵守状況を検査するのみではなくて、証券取引にかかわる犯罪事件についての臨検、捜索、差し押さへといった強制調査権、調査の中で行くことができませんし、またその調査及び検査の結果に基づきまして、犯則があつたときには必ずから告発した

り、大蔵大臣に対して行政処分、勧告、建議ができるという権限は持っているというところであります。そういう非常に厳しいものがあるよというものが全体の動きを抑えていくということにもなりましようし、今最後の方で御指摘のございました自主ルールを進めていく証券協会もちゃんと証券取引法の中に位置づけられていくということですから、みずから責任を持ってやっておるということ、これは邪魔になるというよりは、むしろそういったものがきちんとあるということがより効果を発揮していくのじゃないかと思つております。

○沢田委員 政省令もきょう拝見させてもらいましたが、若干抽象的に過ぎるのではないかと。今言ったように、政省令の中には、具体的な判例ではありませぬけれども、これは今までの過去の実績に照らしてつくり出した法律でありますから、当然今まで起こり得た証券の不祥事がたくさんあるわけですが、それが二度と起きないような仕組みに法律はできていなければならぬのですが、その足らざるところは政省令をもって補つていく、そういう意図で成り立っていると思つておりますが、その点はいかがですか。

○小川政府委員 ただいまの政省令につきましては、これは法律で技術的な点あるいは複雑な点を明らかにしたいという趣旨でございまして、どこまでも新しい委員会の任務は法律で書かれておるわけでございます。

問題は、それでは今までのような不祥事が発生することがないかという点でございますが、これはこうした法律によつて委員会に強制調査権が与えられて、これだけの組織ができるということの一般的な牽制効果によつて犯則が生ずることをある程度抑えることが期待されるというのが一点であらうかと思ひます。

しかし、万が一そうした事件が起きたときには、今までの比べますと強制調査権というのがあるわけでございますから、犯則ではなからうか、犯則があるのではないかとこのことを的確にとら

えて、それを犯則まで形づくっていく上でより容易になるという点があるかと思ひます。

第三点といたしまして、こうした制度ができることによって、当該関与されている投資家だけではなくて、多数の投資家は時に利害が相反するわけでございますから、そうした投資家の方あるいは証券会社の方、そのほか広く国民の方々がどこかに不正が行われていないか、価格形成に不純なところがないかという点に対する監視という一般的な効果も期待できるかと考えているわけでございます。

以上、全体といたしまして、こうした委員会によって再発がゼロとなるかというところは、一般的牽制効果がどの程度働くかでございますが、少なくとも見逃されるという可能性は小さくなっていくと考えるわけでございます。

○沢田委員 今のお答えの中に一般国民の言うならば投資あるいは忠告というようなものは大いに歓迎していく、そういう監視体制も大きな役割を果たしていくことを期待しているというふうにも解釈してよろしゅうございますか。簡単に言ってください。

○小川政府委員 期待しているという言い方がどんなものかという感じがいたしますが、証券市場に関心を持っている人々が、そこで不正が行われているのではないかとというときに、そうした声をこの委員会に寄せられるということはあり得ることだと思っております。

○沢田委員 あり得るのじゃなくて、これからはインサイダーにしても外務員の問題にしても、政省令の中に若干細かく出ておりますけれども、自主機関の規制の問題にしても、それぞれ多くの国民の監視下に今後置く、大臣から一番先にお答えをいただいた、証券市場も国民の財産であるという立場で、国民的な利害に関連するわけでありますから、その立場から多くの情報を提供してもらうことを歓迎しながら委員会の強化を進めていく、積極的にそういうふうに応答してもらう方がよかったですのではないかと私は思うのですが、それ

はそういうことだということでもよろしいですね。

続いて、時間の関係もありますので、ノンバンクの問題でこの間大臣に大分、言葉も相当厳しくなったかと思うのでありますが、申し上げました。公報等で拝見はいたしておりますが、現在はいくどの程度まで——大臣の方は、いわゆる議員立法であるから議会の方で、大蔵委員会の方でやってほしいということであれば、これはまた与党の皆さんとお話をしながら、ここだけは聖域ですと残すわけにはいかないと思うんですね。ですから、すべての金融機関もこれからどんどん変わっていくわけでありまして、証券の方もこのように国民の監視下の中に置かれていく状況でありますから、ノンバンクの一部だけがいわゆるノーマーケットで聖域として動いていくわけにはいかないのではないかと、当然そういう措置は講ぜられるものと考えますが、その点はどのような進行程度か、大臣の知り得る範囲内においてお答えをいただきたいと思ひます。

○土田政府委員 このノンバンクの問題につきましては、議論をされたのは非常に新しいわけでございまして、多少ここで従来私どもも行政府としてやってまいりましたことを振り返ってみたいと思ひます。

金融機関のノンバンク向け融資を中心とした平成元年十月の通達からでございます。その後、平成二年三月のいわゆる総量規制の導入に当たりまして、あわせてノンバンクに対する貸し出しの実行状況を報告させることにした、これがいわゆる第二弾でございます。さらに、昨年の平成三年八月三十一日の金融システムの信頼回復のための措置の一環として、金融機関に対して関連ノンバンクの管理体制の強化を求めました。これがいわゆる第三弾でございます。さらに、昨年の九月から、これは議員提案でこの大蔵委員会でも可決されました貸金業規制法の改正が施行されましたので、それに関連いたしまして、このノンバンクについての金融機関に対する注意事項も再度発出したと

ころでございます。

このようなことで、私どもは現在の法律の規定で認められました権限に基づき、さらに加えてノンバンクの自主的、自発的な協力も前提にしながらできる限り実態把握に向けて努力をしているということでございますが、そこについて十分な実態把握ができていないと申しかねる状況にあるかと思ひます。したがって、さらにそれに対する指導のあり方を考えていかなければならないのでございますが、この点は従来から再三申し上げておりますように、これまでの経緯にも顧みまして、立法院の御議論を十分踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

○沢田委員 上場していないノンバンクの経営状況を概括的に言ってみてください。

○土田政府委員 現在ノンバンクにつきましてある程度まとまった営業の実態についての統計を入手し得る方法は、一つは毎年三月末時点でのこれは貸し金業者全体についての統計を徴取しているわけでございしますが、これは大体約一年おくれで集計がで上がるという状況でございます。それに加えて、これは貸金業関係ノンバンクの自発的な協力を前提として、上位三百社程度につきまして調査をしております。その中では損益の状況などはつかんでおりません。端的に申し上げますと……

○沢田委員 いいです、それで。

これからの実態調査をするのには、金融機関から出ていった金などがどう流れたかということの全部をやるということではないにしても、幾つか上場している、いわゆるディスクロージャーのあるところでない分野については、ある程度は実態調査に入らなければ、自主申告もなければ、報告もなければ、それこそアンケートなんというのは大半うそもあるし期待もあるし、そういうもので公の場で議論を展開するという論拠になり得るものではないです。ですから、これから実態調査なんといったら、百年たったってそんなことはできやしない。だから、それをするために、何もあらを採ろうというのではないが、その部分だけ

はベールにかぶせておくという状態が続けるといふことはよくない。そういうところから出発して、特に不適当なものについては、大蔵省の——大蔵省なので、我々がやるわけじゃないのだから、実態調査は当然対象となつてもやむを得ないのではないかと、そこだけが聖域で残るということとあり得ない、こういうことで言ってきたわけであつて、銀行局長どうかして、全く、そんなことで何が実態把握、これ、何年かかってやるのですか、実態把握を。そんなアンケートで実態把握ができますか。被害者もどこまでかわかりますか。どんな被害を受けているかわかりますか。言ってみなさい。

○土田政府委員 私どもは現行の貸金業規制法に基づきまして、資金需要者の利益を図るため、これにつきましては、定期的に状況を聴取し、検査もし、また苦情などもございしますならば、財務局及び都道府県において適切に対処すべく努めておるわけでございします。それとは違ひますよ、な、いわば昨年の議員立法による改正の結果というもののにつきましては、これは御承知のように、土地融資の適正な管理のために限られておるわけでございします、それに限らず、さらにノンバンク側の自主的な協力を前提にして、できる限り実態把握に向けて努力をしたいというふうを考えております。

ただし、実際にこの新法が施行されたのも昨年の九月からでございますので、一巡した統計がある程度整備されますのは、これは多少時間がかかるということはやむを得ないところである。私どもは、その間にも主要ノンバンクのサンプル調査を重点といたしまして、極力その概要を早期に把握したいと考えております。

○沢田委員 そんなごまかし答弁ばかり続けているなよ、何が実態調査か。それでわかるということになるのですか。いいかげんにしなさい。五百億以上の土地の売買だけでしょ、報告が来たら。政令は五百億で決めて、それ以下については全然不問に付してしまっているでしょう。これ

だって十分なものだとは言いがたいのですよ。弁護しなければならぬ理由はどこにあるのですか。銀行局長は、そういうものの実態を把握するのに弁護しなければならぬ理由はどこにあるのですか。公正な資金業なら公正な資金業、みんな同じような状態によって扱っているのですよ。同じことを二度言いたくない。とにかく銀行局長は態度を改めなさい。そういう態度で国民の利益を守るといふ姿勢では私はないと思う。

これは後の問題がありますから、残念ながらさきうはこれまでしておきますが、銀行局長、ひとつもつと反省して対応してください。必ず歴史はそういうことを証明してくれるだろうと私は確信いたします。

続いて、子会社の基準ですが、子会社がこれらだんだんあちこちでできるそうですが、証券取引法においても同じく子会社が生まれるわけでございます。子会社というものの定義づけ、連結決算の範囲、関連決算という言葉がいかにどうかかわりませんが、関連決算という言葉を私はつけていますが、その点について一応連結決算をどこまで考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○松野(元)政府委員 子会社の定義でございますが、これはまず出資比率が五〇%を超えるということが一つの要素でございます。それからもう一つ、私どもまだ検討中ではございますが、今考えていますのは、出資比率の五〇%超に加えて役員が過半数、半分を超えているというような場合も子会社という概念でどうかという検討を進めているところでございます。

連結対象子会社というのは、今ちょっと資料が手元になくてまことに申しわけございませんが、これはディスクロージャーの観点から、企業会計原則、あるいは私どもが管理しております有価証券報告書などのルールの中に連結対象の概念がございます。これはたしか、私の記憶に間違いなければ、五〇%超の子会社は連結対象になっていたと思います。

○沢田委員 これをもっと私は省令の方では引き下げていくべきだ。今までの調査、この前お配りをいたしましたけれども、ノンバンクの中にもそうだし、また一般の子会社をつくる場合も資本金が三割を超えたら連結決算をさせる。大体今二五%かそのぐらいでやっている場合の方が多いのでありますが、三割を超えた場合は連結決算なり、連結決算という言葉を気に食わないなら関連決算、いわゆるメインバンクを持っている一つの会社です。関連会社としての決算を公表していく、そういう姿勢を、これは今証券ですから、証券の方ではやはり子会社ができていく場合については、三割以上を持っている場合についてはディスクロージャーの対象としていく、そういうことが必要であるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○松野(元)政府委員 私どもの方は、今申し上げましたように、ディスクロージャーの充実という観点からいろいろなことを検討してまいっているわけでございます。御指摘の、例えば出資率三割超の会社を子会社として連結対象にするかどうかという点につきましては、これはなかなか難しい問題でございますが、金融機関の場合には、御存じのように、独禁法で原則五%ということになっておりまして、金融機関本体で所有する場合にことになりまして、五%を超えて所有する場合に現在は一〇%の子会社しか認められておりません。これは不動産管理会社とか、そういうようなものでございます。そういったことからいいますと、少なくとも今回証券子会社として参入するものについては、私どもは責任を持てる程度はつきりするという意味では五〇%超の子会社を考えておりまして、これは完全に連結対象になるわけでございます。

今、一般的にディスクロージャーの充実のために連結対象を広げるべきではないかという御指摘でございますが、これは私どもも一つの勉強の課題にさせていただきたいというふうに思います。

○沢田委員 終わります。

○太田委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十分休憩

午後一時十五分開議

○太田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、審査の参考に資するため、委員を派遣したいと存じます。

つきましては、議長に対し、委員派遣承認の申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○太田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、派遣地、派遣の日時、派遣委員の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○太田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○太田委員長 証券取引等の公正を確保するため証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案について、質疑を続行いたします。早川勝君。

○早川委員 証券法の一部改正案に入ります前に、なかなか技術的な問題が中心になりますので、冒頭大臣に、直接この法案とはかわりございませんけれども、二点伺っておきたいと思っております。

一つは、最近地球環境問題が大変に深刻になっ

ておる、またそれに対して全般的に取り組まなければならないということも重々御承知のことだと思っております。その中でも、森林の問題というのも十分またこれは理解いただいていると思っております。来月からは来年度予算の枠づくりにとて、そんな作業がスタートするわけですから、最初には大臣の、森林の問題、そしてまたとりわけ大臣にたいしては国有林の再建、立て直しについてどんな認識をされているのかということをお願いしたいと思います。

○羽田国務大臣 環境問題を議論いたしますときに、自然、特に森林の整備、森林の保全ということとはやはり非常に重要なテーマになってくると思っております。私どももいたしまして、これから地球環境の問題について考えるときに、やはり森林問題というのは基本的に考えなければならぬ、そしてこれは我が国自身の森林問題について考えていかなければならないであろう。いわゆる森林の果たす役割というのは非常に大きいことと、特に環境に対する役割の大きいことを認識すべきだろうと思っております。

そういう中で、今御指摘がございました国有林の整備についてということでありましたけれども、平成三年の七月に策定されました新たな国有林野事業の改善に関する計画、これに則しまして、引き続き要員の規模の縮減ですとか、あるいは組織、機構の簡素化ですとか、事業の民間実行の徹底ですとか、あるいは自己収入の確保といった自主的な改善努力、こういってことを尽くすとともに、これを保全していくために必要に応じた所要の財源措置というものを講ずることについて、国有林野の特別会計に対します一般会計からの繰り入れというものを、前年度に比べて約二%増の三百三億円といたしたところでございまして、私どももいたしましては、今後ともこの自主的な改善努力というものを講ずるとともに、必要に応じた財源措置というものを確保していく必要があるというように考えております。

○早川委員 森林、そしてまた国有林の問題というのは、昨年、今大臣も答弁で述べてもらいましたが、長期計画ができるとか、あるいは国有林に対しての一般会計の繰り入れの新しいスタートを切ったというのがございませう。過日公表されました林業白書というのは、人材、担い手の問題、これが大変深刻だという指摘がされているわけですね。これは悪く言えばいわゆる三Kの一つじゃないかと言われているわけですが、また若い人が国有林の営林署に勤めても二年、三年したら転職をしよう、こういう現象も出てきているわけですね。こういったことを考えますと、ぜひ来年度予算につきましても、まず日本の森林というのは国有林は非常に重要になっている、軸になっているということは重々御承知のことだと思えますので、今年度予算そしてまた来年度予算ということで配慮を重ねてお願いしたいと思っております。

それからもう一点ですが、経済金融政策の絡みの問題でよく公定歩合の引き下げ、今引き下げの問題が関心を呼んでいるわけですが、その中でも、この引き下げに当たりまして総裁の首を切つてもやるべきだというような、与党の大変な人が発言をされたわけですが、御存じのように日銀の中立性ということがよく言われるわけですが、そういったことを考えてみますと、どうも総裁あるいは副総裁の今の選び方が、そこに欠陥があるんじゃないかと思っております。そのあたり、どう認識されておりますか。

○羽田国務大臣 確かに中央銀行の役割というものは近年非常に大きなものを持ってきておるであらうと思っております。

たしかEC等におきましても、やはり中央銀行の中立性というものを守るためにいわゆる独自性というものを持たせよう、これがずっと流れてきている一つの大きな流れであらうというふうには思っております。特に最近では、やはり中央銀行の組織というものを別にするように法律なんかも考えているなんという話も実は聞いておるところ

でございますけれども、現在我が国では、やはり日銀法によりまして日銀の、特に公定歩合等の操作の問題につきましては日銀の最高意思決定機関でございます日本銀行政策委員会、これの所管の事項といたしまして決定権の所在というものを明確にいたしておるということでありまして、私もいたしましては、こういったものがいわゆる政治勢力でつかさどるようなものに左右されないというふうな考え、やはりこういったものの統一性といえますか、そういったものを保持することが要求されてくるんであらうというふうには思っております。

そういう中にありまして、私たちの方といたしましては、いわゆる日銀の政策委員会には政府の代表委員として大蔵省及び経済企画庁からもそれぞれ代表委員一名を政府において任命し、両院の同意を得た上で内閣が任命するということでありまして、また総裁の任免は内閣が行うということが決まっております。政府の権限と責任というものはここで明確にされているんであらうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、私たちは、国民経済全体に与える影響というものは非常に大きいというところで、これからのこういったものについての対応というのをきちんとしていかなければならないというふうな考えでおるところであります。

○早川委員 日銀法の第十三条ノ四に政策委員会七人、今大臣も触れられましたけれども、日本銀行総裁以下七人ということになるわけですが、その中で、「金融業二閣シ優レタル経験ト識見ヲ有スル者二人 内一人ハ地方銀行ニ閣シ経験ト識見ヲ有スル者トシ他ノ一人ハ大都市銀行ニ閣シ経験ト識見ヲ有スル者トス」それから第五が商業及び工業に閣シ経験と識見ヲ有スル者一人。この四人ですね。この四人の人は「両議院ノ同意ヲ得テ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」、こうなっていますね。

内閣が任命する。つまり議院にかけられるわけですね。ところが、「総裁及副総裁ハ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」というふうに書いてあるわけですね。つまり、中立性ということをやより担保するためには同じくらしいに、つまり両議院の同意を得て、これくらしいのことを考えてもいいんじゃないかと思うのですけれども、どこか不都合があるわけですか。

○土田政府委員 政府と日銀との関係、原則論としてはたまたま大蔵大臣からお答え申し上げたとおりでございます。

金融政策につきましては、もちろんその発動は中央銀行の自主的な決定にゆだねられておるといふことを意味するのでございませうが、それはやはり政府の経済政策と高次元での統一性を保持すべきことが要求されるということでございます。

そこでこの政府、具体的には大蔵省が日本銀行法により日本銀行を監督する関係にあるわけでございます。

ただいまのいわば人事権の問題でございませうが、これは各国の例はさまざまでございますけれども、国家の首長、例えば大統領とか国王とか総督が任命権を有している事例もございませうし、それから政府もしくは主務大臣が任命権を有している事例もございませうし、またそうでない事例もございませう。一概には申し上げがたいのでございませうが、この日本銀行の場合には、やはり政府の経済政策と高次元での統一性を保持すべきことが要求されるという前提に立ちまして、このような組織、機構が法律で定められているというふうな理解をしております。

ただ、日常の業務についてその自主性を尊重しながら緊密な意思疎通を図っているということにつきましてはまでもないところでございませう。

○早川委員 外国の事例はどちらでも私はいいと思うのです。そういったことを考えますと、高次元政策的な統一性と言われたわけですが、高次元な政策とはなにか独立性を、総裁の任命にかかわる分ですが、そしてまた副総裁においてそうであるが、先ほど十三条ノ四の委員の任命のところでは指摘いたしましたけれども、ああいった形が少なくともとれてもいいんじゃないかと思うのですけれども、これは大臣に伺いたいと思います。

○羽田国務大臣 先ほども申し上げ、また今局長の方からお話がありましたように、確かに中立性というようなこと、これは保持されなければならないということと同時に、金融政策というものは政府の経済政策と高次元における統一性というものを保持しなければならぬということでございます。私どもは現在の置かれておる立場というものが、いわゆる委員の皆さん方の四名の方々が国会によって承認されておることとございまして、そういうもので私どもは中立性というものは確保されているであらうというふうな考えをしております。

○早川委員 そういふ答弁でございませうけれども、私は本当に、人事面においても中立性をきちん担保することがあつた発言を出させない条件づくりになるんじゃないかと考えております。そこで、証取法の問題でございませうが、これまでの議論でも何度かいろいろな形で出されているわけでございますけれども、実はリクルート事件が起きたときに、八九年、昭和六十四年二月にある新聞にこういう記事が載つたわけでございます。見出しは「東京地検の捜査を大蔵省は見守るだけ リクルート証取法違反 プロの調査」に疑問の声、プロというのは大蔵省のことでございます。その末尾の方なんですけれども、このリクルート証取法違反事件の問題を通じて、大蔵省が証取法の番人になるのは余りに荷が重いことが立証された」という声もあるということがここに載っているわけですが、そういうことを踏まえてみますと、今回のこういう監視委員会を設置した、あるいはするんだということに対して、この記事は全部否定できる、そういった自信をお持ちかどうか、ちょっと伺いたいと思っております。

○羽田国務大臣 この問題について御指摘のありましたのは、もちろんこの法律についてまだ審議がされてなかったわけでありませうけれども、今度この法律ができることによりまして、捜査ですと

かあるいは差し押さえといった強制調査というものをすることができるといふ中で私も有効に機能することができるといふふうには思っております。

○早川委員 日本が今度設けようとしているこの監視委員会とアメリカのSECとの違いというのはどの辺にあるわけですか。けさの質疑の中にも出ておりましたけれども、そしてまたこれまでの証取法もそんなでなければ、調査対象の企業に対して違ひがあるのかないのか。これは事務局で答弁をお願いいたします。

○小川政府委員 アメリカと我が国と行政制度あるいは司法制度に違いがありますので単純な比較は難しいと思いますが、今のお尋ねは、主として調査権限において両者にどんな比較ができるかということであると存じます。

今度の委員会につきましては、相場操縦、インサイダー取引あるいは損失補てんといった犯罪事件については調査対象に限定なく捜索、差し押さえ等の強制調査を行うことができるわけでございます。調査対象に限定なくという意味は、犯罪嫌疑者及び参考人という趣旨でございます。犯罪事件を明らかにしていくために必要な相手に対して裁判所の令状を得て強制調査を行うことができるわけでございます。

SECにつきましては、我が国のような強制調査という権限はないと聞いております。ただSECの場合には、米国の司法制度上、証人の召喚とかあるいは資料の提出を命ずる召喚状を発することができ、そしてそうした対象も限定されていなくということから、実質的な調査の実効性が担保されているといふふう聞いております。その意味におきましては、いずれも調査対象と申しましうか、権限という面におきまして類似しているのではないかといふふうに考えております。

○早川委員 証取法の二十六条には「有価証券の引受人等に対する監督検査権」という規定がありまして、「大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため

め必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、つまり例えは事業会社とか発行会社、そういうものに対して参考となるべき報告または資料の提出を求めることができる、そしてまた帳簿書類の検査もできるんだ、こういう規定があります。今回のこの委員会にはこういう権限は与えられていないわけですか。つまり、犯罪の話は今されたのですけれども、そうじゃない、一般的にこの公益というのは、重複するかもしれないけれども、またちょっと説明していただければいいと思いますけれども、公益または投資者の保護にとつて必要とあらばできるんだ、こういう規定が二十六条にあるわけですから、ある意味で今度の監視委員会にもそれが要なんじゃないかな。犯罪がなくても、そこまではないかなくとも、その実態を明らかにする必要があるんだという観点に立てば、この規定が適用されてもいいんじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

○小川政府委員 ただいまお話のありました証取法の二十六条の關係の規定は、有価証券の届出書であるとかあるいはその他報告書等が提出された場合に、その内容について不審の点があればそれについて報告を求めたりあるいは資料の提出を命じたり検査をすることができるといふことでございます。この規定は現実にはどうかと申しますと、これらの報告書あるいは届出書は、投資家に投資判断を資するための正確な情報を提供するということが目的でございます。それを確実にするために、もし提出された書類に誤りがあれば速やかにこれを訂正させる必要があるといったような観点からこの二十六条が運用されているわけでございます。改正後におきまして、これは証券局において行政の中の一環で届出書等を受理したときに運用をいたしてまいりたいと思っております。

もう一つの問題は、お尋ねは、証券取引法の五十五條によりまして、証券会社の財務の状況あるいは営業の状況について検査をすることができるようになっております。この場合には、検査の対象としたしましては証券会社でございますが、そのほか、報告を求めたりあるいは資料提出を求めることができるのは証券会社のみならずその取引の相手方についてもできるという規定になっておりますので、その規定が働く場合があるわけでございます。

○早川委員 ということで、また最後に強調させていただきたいと思うのですが、具体的な例について説明を伺いたいと思っております。

リクルートコスモス株の問題が継続しているのか休息しているのかという微妙な状況ではございますけれども、リクルートコスモス株はいろいろな問題を提起したわけですね。大蔵省証券局といったしましては、この問題は一体何が問題であったのか、そしてどんな措置を講じたのか、今日の時点で説明を伺いたいと思っております。

○松野（元）政府委員 リクルート問題につきましては、まず証券取引法上の違法行為があったかどうかという観点から一つ問題がございました。これは、リクルートが昭和五十九年の十二月と六十年の九月に行いましたリクルートコスモス株の譲渡が証券取引法に定められております売り出し、いわゆる不特定かつ多数の者に対して有価証券の売りつけをするという行為に該当するかどうか認定に至ったわけでございます。したがって、この売り出しについて証券取引法の第四条に基づき届出書の提出が行われていなかったという点で証券取引法違反であるということで、届出書の提出を求める措置をとったわけでございます。この届出書は平成元年の九月に提出されております。

またもう一つ、その過程で既に出されておりましたリクルートコスモス株の譲渡に関連した有価証券報告書の中の役員所有株式の数の訂正を要するといふようなことがございまして、これも同じく訂正報告書が出されております。それから、証取法違反の問題といたしましては、リクルートコスモスの第三者割当て増資が

行われ、そのリクルートコスモスの株式の公開前に多数の者に株が渡された、それが結果的に公開後非常に価格が上昇して、転売によって利益を得たという問題があったわけでございます。これにつきましては、証取法ではなくて、株式公開に伴うルールというところで証券取引審議会が公開制度そのもののあり方について審議をしてもいいまして、今申し上げたような株式公開前の株式の移動、売買あるいは第三者割当て増資に対する規制を強化し、さらに公開の際の価格決定につきましても入札制を一部導入するというところで公開株の価格決定方法の見直しを行ったわけでございます。これらは平成元年四月からそういうルールをつくらせて実施に移したわけでございます。

リクルート関係につきましては、証取法違反の問題は今申し上げた報告書、届出書の問題、それから公開株の売買あるいは公開価格、公開方式の改善ということを中心として見直しを行って、その改善を行ったということでございます。

○早川委員 今の証券局長の説明の中にも、五十九年の百二十五万六千株の話だと思いますが、それと昭和六十一年の九月三十日、この話が紹介されたわけですが、先ほどの審議官の説明では、この二十六条を適用すれば必要に応じて相手方も調査できるのだという答弁をされたわけですね。ということをお前提にいたしまして、一体今このリクルート問題というのは、もう少し証券問題としてどういった問題があったのかということをおさらに向いまして思っております。

いろいろなデータでちょっと調べてみますと、四月三十日がこの企業の決算期になるわけですね。五十九年十二月の話が先ほど出されたわけですが、十一月十日に第三者割当てで、株数は省きまされども、価格にいたしますと二百六十七円という数字があるわけですね。それから五十九年の十二月、先ほど言われましたが、千二百円ですね、リクルート社から出された。それから、六十年の二月十五日には第三者割当て増資完了で二

千五百円、こういう数字が出るわけです。実はその間に、これは推測でなかなかわかりがたいのですけれども、五十九年の秋ごろに江副氏から十九万七千株、有価証券報告書から株主数をだれが何株持っているかというのを逆算しますと、十九万七千株を五百円ぐらいで出したのじゃないかというように推測ができるわけです。つまり、五十九年の十一月十日から六十年の二月十五日までの三ヶ月間に株価が、あるときには二百六十七円、あるときには五百円、あるときには千二百円、あるときには二千五百円、四通りぐらいの価格で出されているわけですね。といったことを考えますと、未公開株の妥当な株価というのは一体どういふふうに考えてみたらいいのかわからないことを説明をいただきたいと思っています。

○松野(元)政府委員 未公開株の価格をどう考えるかというのは、実は非常に難しい問題でございす。未公開株でございすから流通価格が存在しないわけではございまして、通常そういう株式の評価方法につきましては、純資産方式あるいは類似会社比準方式などの方法が認められて、そういうもので行っている場合が多いわけではございす。純資産の場合には、一株当たり純資産が幾らになるか、それから類似会社比準方式の場合には、似たような企業の株価を参考に決めていくというふうなことでございす。

御指摘のリクルートコスモスの株式の売買といひますか、第三者割当増資あるいは売買につきましては、今御指摘がございましたように、昭和五十九年の十一月にリクルートコスモス社がその社員持ち株会に対して第三者割当増資を実施しております、これの割当増資の価格が二百六十六円五十銭ということになっております。

それから、五十九年の十二月に今度はリクルート社がリクルートコスモスの株式を先ほど申し上げました売り出しに該当する行為で売却したわけではございす、このときは一株千二百円。それから六十年二月、それからもう一つ四月にも行われておりますが、やはりリクルートコスモス社が

第三者割当増資をしておりますが、この価格が二千五百円ということではございまして、非常に値段が異なっているわけではございす。

当時の算定の根拠を私も聞いていたところでは、一応、五十九年十一月に行われた社員持ち株会に対する第三者割当増資は、簿価を基準にして純資産額を出してその一株当たり価格を参考にしたということでは説明を受けております。それから五十九年十一月の売却価格でございす、これは六十年四月期、四月決算期でございす、六十年四月期の決算の予想に基づく純資産額、それから六十年早々に合併が予定されておりまして会社を持っております資産の時価評価というものをやって、基本的には一株当たり純資産額方式で計算して千二百円になったということではございす。それから六十年二月及び四月に行われた二千五百円の価格での第三者割当増資、これは六十年四月期のさらに将来のといひます、六十年四月期の決算予想というものを算出されておられます。

こういうふうに行うことでいろいろ計算が行われているわけではございす、こういう価格が妥当かというところは、私も行政当局として一概に決めるわけにはいかないわけではございまして、そのときどきにおきます発行会社の判断あるいはそれを引き受けるものの判断というものになるわけではございす。純資産額方式あるいは類似会社比準方式どちらをとりますが、どちらがよくてどちらが悪いというところは一概には言い切れないわけではございす、こういう未公開株で、しかも第三者割当増資あるいは相対での売買というところでございすので、市場価格はございせん。どういふ価格水準が適当か、妥当かということについては、一概に判断したいというものがこのケースだったというふうには考えます。

○早川委員 例え五十九年四月三十日というのは、このリクルートは十五期の決算期なんですけれども、今最初に私が言いましたように、わずか三ヶ月ですね。三ヶ月間、つまり決算期をまたいで今言われた純資産の評価を変えたとかあるいは類似業種との比較で決まっていたというのならよくわかるのですけれども、わずか三ヶ月間で、二百六十六円五十銭ですか、二百六十七円四角ありまして、そして一方二千五百円になるわけですね。わずか三ヶ月間の間に決まったということでは、例え四月ですが、今局長四月と言われたのですけれども、六十年の二月十五日にも八百萬株が二千五百円で出されて、そしてまた四月にも七百万株、七百一十八千株が二千五百円。四月までとつても五ヶ月、二月までとると三ヶ月間です。この三ヶ月の場合に、例えは二月のころを考えてみますと、これは金融機関二十六社へ二千五百円で割当されたわけですね。ところが、それをずっと見てみますと、二月十五日に第三者割当で二千五百円で金融機関へ、二十六社です。ところが、一月七日には取締役会の決議があるわけですから、そして、聞きますと、普通二週間前ぐらいに取締役会に通知を出すそうです。ということは、一月七日の二週間前、半月前といひますと、五十九年の十二月末、二十日過ぎぐらいになるわけですね。ところが、五十九年十二月には、リクルートからそれぞれの個人に千二百円でそのときは出ているわけですね。そうしますと、つまり三ヶ月間というのは、先ほど言いましたように、きちんと期をまたがって一年後あるいは二年後というならわかるわけではございす、わずか三ヶ月間とか五ヶ月間に、そして手続をさかのぼってみますと、ほぼもう初めからわかっているのだ。持ち株会に対しては二百六十七円、それから個人に二百二十五万六千株、これは千二百円。それから金融機関、これには二千五百円。つまり、もうはっきり決めてしまつて、そして、あるいは江副氏のを入れますと四つの価格が形成されるわけではございす、どうも不自然じゃないかと思うのですけれども、今局長、いや、それぞれ根拠があつて、それが妥当なんじゃないかというふうには私は受け取ったのですけれども、やはりそうなんですか。

○松野(元)政府委員 私、二月と四月と両方というところで申し上げました。決して妥当だということとを申し上げたわけではなくて、私ももととして、この価格の評価について判断ができない、つまりそれが適正であるか判断をする立場にないということではないかというふうには思ふわけです。

もちろん、非常に短期間のうちにこういう幾つもの値段があるというのは、形式的に見るとどうしてだということになるわけではございまして、私もそういう問題意識を持って今のような調査を、一応説明を受けたわけではございす、一つ一つの行為を取り上げますと、例えは五十九年十二月に行われた行為は、リクルートが持っておりましてリクルートコスモスの株を売ったわけではございす。六十年二月に行われた行為は、リクルートコスモス社、つまり発行会社が金融機関とか事業会社に対して第三者割当増資をやったわけではございす。その後、また今度は売り出しという行為があるわけではございす、いずれにいたしましても、第三者割当増資というのは発行会社が行う行為でございす、売却の方は大株主でありますリクルート社が行ったわけではございす。

いづれにいたしましても、市場外で、しかも相対取引あるいは第三者割当増資というふうなことで行われる行為でございまして、それについての価格というのは、やはりどうしても相対で決める、あるいは第三者割当増資を受ける者との間で決めるかというふうな形になるわけではございまして、私も市場価格といひます、これを基準にして、証券取引法というのは原則として市場での価格を前提にして公正か不正かという判断が行われ、あるいは市場価格に対する操作が行われているかどうかというふうなことをチェックするわけではございす、こういう市場外で、相対で、しかも未公開会社の株の売買あるいは割当増資が行われるというものにつきましては、価格の水準について何らかの判断を下すということは、私も

いづれにいたしましても、市場外で、しかも相対取引あるいは第三者割当増資というふうなことで行われる行為でございまして、それについての価格というのは、やはりどうしても相対で決める、あるいは第三者割当増資を受ける者との間で決めるかというふうな形になるわけではございまして、私も市場価格といひます、これを基準にして、証券取引法というのは原則として市場での価格を前提にして公正か不正かという判断が行われ、あるいは市場価格に対する操作が行われているかどうかというふうなことをチェックするわけではございす、こういう市場外で、相対で、しかも未公開会社の株の売買あるいは割当増資が行われるというものにつきましては、価格の水準について何らかの判断を下すということは、私も

もとしては残念ながらできないという立場にあるのではないかと、思うわけでごさいます。

○早川委員 大蔵省としてはできないといいますが、今度の監視委員会等もやはりこういうことについてはコメントはできないというふうになるわけですか。つまり、一般の国民の感情としては、どうも釈然としないという思いを持ち続けると思ふのです。

じゃ、一体本当にこういうことが許されていいのかなというのを含めまして、先ほど届け出が出てないとか、あるいはこの問題に関しては通達と省令の問題だとか幾つか問題が出たわけですが、それはそれはおきまして、私が聞いてるのは、まず現実にはそういう価格で取引が行われた。確かに市場の公正、市場というのはオープンにそこへはタッチできないのだ、言及はできないのだ、こういうことになると思ふのですけれども、やはりこれは監視委員会においてもそういう結果になるわけですか。

○小川政府委員 監視委員会のなすべき仕事は、法律で具体的に所掌及び権限として書かれてあるわけでごさいます。どうも今伺っております、ただいまのケースにつきましては、現在ある権限あるいはルール、こういうことをしてはならないというルールがあって、そのルールに違反しているかどうかというのを検査をしたり調査するわけでごさいます、そのルール以前の問題のように伺われるわけでごさいます。

むしろ問題は、ルールがないときに、しかしそのような取引あるいは価格形成、市場外であつてもあるいは未公開株であつても、もう少し健全なルールを持つことが証券制度全体にとってプラスではないかという議論、あるいはそれを補うべきではないかという議論によって政策的に後追いをしていく、そういう分野の問題ではなからうかという感じがいたします。

違反ということを経営委員会は基本的な任務としてやるわけでごさいます。

○早川委員 つまり、そういうことになってしまえば、最初に新聞の記事を紹介したのですが、プロの調査は結局そこまではないのだということ、つまり、先ほどの議論にありましたように、事務処理状況の公表がされるわけですから、何か国民の気持ちのところが、問題意識のところが、そこに触れないで、先ほど仙谷委員が聞いたように、現在出されている年報の検査状況あるいは会計検査院の報告、どのあたりのところの内容を詳しく出されるかわかりませんが、そういうところにも国民的な関心事はあるのだ。

しかし、監視委員会においても、今の既成のルールなり法律に反しているかどうか、そこがこの委員会の機能でありその任務だということになりますと、先ほど言いましたように、例えば四つ、局長、一つパスされて三種類が形成されたのですけれども、言うことはできないと言われると、これはなかなか、権限を持たないということ、社会的に見て妥当なのかどうかというのとは違ふと思うのです。まさに公正であるのかどうかという問題なわけであつて、そこも触れられないとなつて、どうもこの監視委員会というのはいささか何のために、今まではある分野とほとんど変わらないのじゃないかなという印象を持ってしまうわけですね。そんなふうには感じます。

先ほど、審議官も言われましたように、二十六条において必要とあれば調べる事ができる、こう言われたのですが、江副氏の株の売却について調査されましたか。つまり、何株どれくらい持っていて、結局どうなったのだらうかということぐらひは、あれだけ問題になった事例であるだけに調べたことはいささかあります。

○松野(元)政府委員 江副氏の株の売却につきましては、当時、先ほど申し上げましたようにその売却が証券法違反に当たる売却に該当するかどうか、つまり届け出をしないで売却したに該当するかどうかという観点から調査を行ったわけでごさいます。

まして、その調査の結果、売却に該当するところが明らかになったものにつきましては届出書を提出させるという措置を講じております。ただ、それ以外の部分につきましては、これは直接の証券法上の問題のある取引ではないので、それについては特別の調査をしていないという部分もございます。

○早川委員 答弁が、してないと言われたら困るのですが、五十九年の四月三十日、十五期の決算報告書を見れば出てくるわけですから、江副氏は四百九十五万株持っていたわけですね。ところが、翌十六期、一年後、六十年四月三十日には四百七十五万三千株です。額面五百円ですから、五十円に直して見ても、六十年四月三十日には、十六期の決算時には四百七十五万三千株。それから翌一年後、四百五十五万八千株。そして、店頭売買を開始するときの六十年十月三十日、二百八十八万株を売却したわけですね。そして、六十二年四月三十日、十八期、つまり一年ごとに見ていきますと、六十二年四月三十日は百七十六万三千株、こういうふうには減るわけですね。したがって、減った分だけどこへ売っているということでは先ほど来聞いておるわけですから、そういう調査というのは、先ほど言われたように、法律に抵触していない限り全然関心を持たないということになるわけですか。

○松野(元)政府委員 江副氏の持ち株の推移は、私ももとよりお見せする有価証券報告書にももちろん出てまいります。しかし、その中で証券法上の問題として私どもが調査をいたしましたのは、売却に該当するかどうかというところでございまして、それ以外の売却については、特段に、その当時証券法に触れるおそれのあるような取引があるというふうな情報あるいは心証を得ていなかったというところもございまして、すべての江副氏の株式の売却取引について調査はしておりません。

○早川委員 未公開株を売買する場合どういった形で行われるのかということ伺いたいと思ひます。

つまり、有価証券取引税を当然払わなければならないわけですね。どういう形で支払われるわけですか。

○濱本政府委員 お答えを申し上げます。有価証券取引税の納付の仕方でございますけれども、有価証券の譲渡の態様によりまして幾つかの類型に分かれるわけでごさいます。証券会社が有価証券を譲渡した場合には、これは申告による納付を行う。それからまた、証券会社へ売り委託をする、売り委託により譲渡した場合あるいは証券会社へ譲渡した場合には、特別徴収による納付によるということとされております。

具体的に申し上げますと、譲渡が行われた際に、証券会社が有価証券取引税を納税義務者から徴収しまして、その徴収日の属する月の翌月末までに、徴収高計算書を各営業所ごとにその所在地の所管税務署長に提出する、同時にこれに記載された税額を現金で納付する。今早川先生がお尋ねの、恐らくその次の類型、証券会社が介在しない場合の譲渡ということかと思ひますけれども、いわゆる相対売買の場合には、有価証券を譲渡した者が有価証券の譲渡をした日の翌日までに現金で納付し、有価証券取引税を作成して、これにその納付にかかる領収書を貼付、張っておかなければならないということになっております。

○早川委員 先ほど江副氏の、あるいはリクルートの会社でもいいますが、未公開株を売却しているわけですね。そうすると、相対でやられてる部分が非常に多いと思うのですけれども、国税庁は今主税局長が言われたような形で徴収するわけですね。有価証券取引税がきちんと納付されているかどうか、これは調べたことございませうか。

○坂本(連)政府委員 一般論として申し上げますと、国税当局といたしましては、ただいま御指摘の有価証券について証券会社を通さないいわゆる相対取引という事実を把握した場合には、その相対取引に係る有価証券取引税を納付しているかどうかということを確認する通知書等により確認し

しても五カ月間で三種類も四種類もあると考えますと、それは評価の仕方が違うんだというところ、多分、特に同族会社の経営者などは相続税を、じゃ

株を、長男はこのときにこういう評価でやりまし
たとか、長女にはこういった収益でやりましたと

か、つまり相続に移る場合、相続の評価にも影響してくるのじゃないかなという感じがふつとすることですけども、主税局長どうですか。

ほど二カ月、三カ月で三つも四つもあるんだ、非常に乖離があるんだという場合ですね。相続税だけ同一だというのじゃなくて、知恵を働かせるわけです。ことしの初めにはこういう形で贈与しておく、こういうふうに変わっていくのじゃないで

すか。悪用されるのではないかと思うのですけれども、そういう懸念はないですか。

○濱本政府委員 相続税におきます評価の問題につきましては、先般来いろいろな御議論を賜った

ところでございますけれども、相続時点における相続資産、財産の価格をどのようなルールで評価するかということに集中いたしまして考え方を整

理するほかはないと考えます。

今お話しのようないろいろな時点での取引価格

は、さまざまな価格形成が行われるということが確かにございますけれども、相続税の評価に当たりまして、先年の議論以来、相続します株式の

評價額を決めますときに、その相続が発生いたしました時点からさかのぼりまして一定の期間内に

おける株価の動きというものをある程度の長さでつかまえてみて、その中から妥当と思われる価格を定めることができるというルールになっており

まして、今の考え方というものはその限りにおいて実態にマッチしたものだというふうに私は考えております。

○早川委員 この委員会ができるわけですから、先ほどリクルートの例をずっと言ってみたのでも、やはり国民の立場からすると、上

明にしてほしいとか公正にしてほしい、そういう

意味でこの委員会がつくられているわけですから、いろいろなケースが出てきた場合、限界が出てくるのじゃないか。つまり、先ほどの二十六条の例にしても、あれはやらなかったと言ったわけですね。リクルートの場合、検査権は発動しなかったというわけですね。つまり、有価証券報告書を出されたときにチェックするだけであって、あいつのリクルートみたいに価格がずつと不自然ではないかなというケースが起きててもやらなかったわけですね、おかしいな。法に抵触しなければやらないということをお答えされたのですけれども、そうじゃなくて、法に抵触する以前の問題として、そういう疑念を晴らすためにこの委員会に期待されている部分があるのじゃないかと思うのです。そういったことを考えますと、スタートした後でもいろいろな問題で限界が訪れるのじゃないかなと思うのです。八条委員会と三条委員会とあるわけですから、そういったことを考えてみますと、事情によって、あるいは状況によって検討をする、これはやぶさかではないということとをぜひ大臣に一言だけ伺いまして、終わります。

○羽田国務大臣 この委員会をつくり出すのは、先ほど来申し上げましたように市場に対する信頼を回復するというところでございますから、私どもは、やはりこれを機能あらしめるように執行面で気をつけていきたいと思ひますし、常々法律というものは、実際に執行しながら、問題があれば当然修正する、改正するということがあってあり得るわけでございます。

いずれにしても、私どもといたしまして、よくこれの執行がきちんといくように、まず運営面といえますか、それをしっかりとしていきたいというのを申し上げておきたいと思ひます。

○太田委員長 佐藤副委員長。

○佐藤副委員長 本日、パリにおきましてOECDの閣僚理事会が行われておりまして、どういふコミュニケーションになるのかわかりませんが、新聞の報ずるところでは、やはり日本に新たな財政

出動をさせるべきであると財政支出を要請する各国からのいろいろな声があるやに報道されております。この後、サミットを七月に控えているわけでございますけれども、日本の財政事情あるいは金融事情からいいますと、なかなかそう手がないのではないかな、なかなか難しい財政運営、経済運営を強いられるのではないかなと思ひわけでございます。

最初に、そういったサミットを控えて、大蔵大臣として今の景況の状況、特に在庫調整は本年度の予算審議のときから比べますとずるずると後ろにずれ込んでいくわけですね。そういうことも考え、かつ貿易収支が一億ドルというような史上初の台に上っていること等を考えますと、世界の見る目というののもなかなか厳しいものがあるわけでありまして、この三月三十一日に発表しました緊急経済対策を着実に実行して、その浸透を待つということでも果たして七月のサミットまで済むものであろうかどうか。一体今の景況の状況、そのあたりをどういふふうに見ていらっしゃるか、冒頭にお伺いしたいと思ひます。

○羽田国務大臣 我が国の経済、今御指摘がありましたように、調整過程にあるというふうに思っております。この調整はまさに、実際に現存する在庫そのものはそうでありまして、あるいはこの間大変高い水準に合わせた設備投資等が行われてきておるといふことでございまして、こういった面でのストック調整というものも進められておるところであらうと思っております。ただ現在の状況は、私も昨年の暮れにゼロ国債等を大きく見ました補正予算、これに引き続きまして四月九日に平成四年度の予算を国会で議決していただいたわけでありまして、これが議決されると同時に、前倒し等の措置をするということによりまして、国と県、これは内需拡大ということを中心としながら、これらの措置がとられてきております。

これにあわせまして、金利につきましても四次にわたって引き下げられ、特に四月一日に〇・七

五という大幅な引き下げが行われたということがございます。こういったものの措置によりまして、住宅等につきましても回復の兆しというものが見えてきておるといふことがございます。

それともう一つ、個人消費の方も物価が比較的安定しておるといふことでございまして、確かに今までのように額の大きな伸びというのはいきません。多少へこんでいるところもありますけれども、しかし数の面では余りへこんでおらないというところでございまして、底がたく推移しておるといふふうに申し上げることができるところであると思っております。特に金利が下がったということ、さらにこれから住宅投資というものが行われますでしょうし、また予算の中でもこういった住宅に対する対策というものがなされておるといふことから見まして、これが両方相まって一つの効果をあらわすであらうと思っております。

また、設備投資につきましても、生産を刺激するというものではなくて、省力化あるいは時間短縮ということを進めるといふ中におきまして、将来労働力不足というものがなおあるであらうというところが予測されます。そういう意味で、このための、省力化、時間短縮のための設備投資というものも、金利が引き下げられておるといふ中にあるとしまして、追い追い進んでいくであらうというところを考えております。これらがうまく連動して進んでいくことによりまして、インフレのない持続可能な成長へと円滑に進んでいくであらうというふうに思っております。

なお、今御指摘のございました、確かに経常収支というものが大変大きなものになっておりますけれども、しかしこの中におきまして、製品の輸入というものが非常に高くなってきておるといふのが現状でありますし、また輸出につきましては、現地生産、そういったものが各国において進んでおるといふ現状等を見ましたときに、今までのようにどんどん黒字がふえていくのじゃないのだ、そういう構造じゃなくなってきたおるといふことが言えるのではなからうかというふうに思っ

ております。また、加えまして、最近の円高、円が高くなってきておるといふ状況からも、そんなに輸出にドライブがかかっていくものじゃないかなというふうにも思っております。

いずれにいたしまして、今私たちがそれぞれとりました措置というものがどんなような効果をあらわしてくるか、ちょうどそれぞれが今一カ月ぐらいたったところでございまして、もう少しその様子を私たちは見きわめていくべきであらうというふうに考えております。

○佐藤副委員長 大臣も行ったIMF、G7のときが日本の成長率二・二と言っていたわけですね。そしてOECDの今度の出ている数字が一・八とか一・九とか、だんだん下がってきているわけですね。そして、今大臣から説明ありましたけれども、後でちょっと大蔵省から、公共事業の前倒しの国と地方自治体の数字がわかれば、七五の目標というののがどのくらい超えたのか、ちょっと示してもらいたいと思ひます。

いずれにいたしまして、今人手不足の中で、確かに地方におきましても、単独事業で意欲はあるけれどもなかなか人手がないということ、一体果たしてそこまで実行できるのかどうか。それから、今住宅の問題言われましたけれども、公共事業の前倒しというのは、いわば土地がなければできないわけですから、そういう意味で地価問題について、せっかく下げようとしたところをこれによって逆に全体的にまた上げていってしまうという問題も含んでくるわけでありまして。

それから、公共事業というのはいかに、建設業界そのものはいかに、かつてほど経済にもたらす波及効果というのはいかに、非常に波及率が少ない。素材産業そのものはいかに、設備投資そのものに波及していくようなことにはならない。今大臣が言われた設備投資云々というのは、いろいろな省力化に対する金融をなるべく出しているのだからと思ひますけれども、ただ、設備投資も景気がいいこの五年間にかなりしたと

ころがありますから、一体これがどのくらい出てくるのかというのは正直言って余り自信がないところではないかと思うのです。

そういった中で、既に三・五％の成長というのが、いい悪いは別といたしまして、国際的には国際公約になっておるわけでありまして、その意味で今大臣が言われた方策で一体サミットまでもつのかな、ちょうど参議院選挙でありますけれども、もつのかなという懸念をせざるを得ないわけでありまして。そのあたりの観点から再度、どういうふうにお考えになつておられるか、お聞かせを願いたいと思います。

○羽田国務大臣 御指摘のとおり、三・五％というのは経済企画庁が示しました私どもの目標であるということ、これはそのとおりであります。そして、本当にもつのかなというお話でございますけれども、実はG7の中で議論をされましたときにも、やはり各国が今抱えます財政赤字というものの、こういったものについてはきちんとしていなければいけませんということ、それからインフレというものについて注意をしなければいけない、そういうところから財政政策、金融政策というものを十分見きわめながら対応していくべきであるということがこの中でも議論をされたところであるわけでございます。

今委員の方から御指摘がありましたように、うっかりした措置をするということになりますと、むしろ人手不足という中から逆に労働力なかなを上げてしまふという問題が起つてきたり、あるいは不動産をまた上げるという問題も起つてきたりすることでありまして。また財政的にも非常に厳しいときでありますから、これ以上の、今何か六十五万人ぐらいつつ年金を支給する方が一年間にふえているということでありまして、よその先進各国に比べますと、日本の年金といえますか、こういったものはまだ成熟度合いが非常に低いところにありますけれども、これは確実に五年、六年、七年と、もうそんな遠くないときに実際に成熟してくるであらうということ

を考えましたときに、そのときに大きな財政赤字というものをつくつておくということは非常に危険であらうというふうに考えます。もつともたないかという話でありますけれども、いずれにしても、現在まだ一カ月経過したばかりというところでありまして、私どもは、こういったものがインフレなき持続可能な成長というものを上上げていくものであるというのを確信しながら進めていきたいと思つております。

私どもも全国各地を回りますけれども、中にはどうも気分的な、余り不況、不況と言ふものから、全体が不況になつていようような気持ちになるけれども、実際に我々のところはしっかりやっていますよというような声もありますし、まだまだ労働力不足という現状もあるんだということななを強く訴えられるなんということもござい

ます。いずれにいたしましても、私たちは現在の景気動向というものを注意深く見守ると同時に、また、こういったものが輸出下ライプをかけるようなことのないように、ひとつ注意をしないかなければいけないだろうということを非常に幅広い目で見ていかないと、今度の一般に言われるところの不況というものは今まではちょっと違ふのだ、御指摘のとおり、今までは公共事業を出せば何とかなつたというものでありますけれども、今度の場合はそうでないということで、非常に注意深い注意と分析、そして対応というものが求められるであらうというふうに思つております。

○佐藤(観)委員 二つ目のところだけ申し上げておきたいのですが、一つは、ついつい我々、私の先ほどの質問もそうですけれども、成長率で物をすぐ言いたがる傾向がある。しかし、もうどうんどの成長率で物言いたくなくなつてきたわけですから、同じ四％の成長でパイの大きいものでやたら大変な量が増えることになるわけでありまして。したがって、かつては我々の党も四％の成長が一審日本経済にとって適切ではないかと考えましたけれども、だんだんGNPが大きくなつてくれば、これ

は同じ量を生産するときに、それはパーセンテージとしては、成長率としては減るわけですから、余り成長率だけで物を言うのはいかなめなというふうに思ひます。

それから、大臣も言われましたけれども、どうも世界の方から日本が財政赤字でこれだけ苦労しているんだというのが余りびんと返つてこない感じがするのですね。どうも余り世界に理解されてないんじゃないか。日本はアメリカの財政赤字、双子の赤字の話はよくしますが、世界的に日本が一番、GNPに占める割合からいって、一般会計で占める割合が二・八％という大変高い割合になつておるわけだし、世界と比較いたしましても、国債の利払い費というのが一七・〇

○なんというの、もうアメリカ、フランスよりもはるかに、一番多いわけですね。当然重い負担になつてきておるわけですが、どうもそのあたりが余り世界に理解されてないような感じがするわけ、ついでに簡単に財政出動と言ふけれども、後半によほど盛り上がり、法人税が予想以上に出てくるというのの、ちょっと考えられない。そういうことを考えていくと、補正予算というものはよほどいいことがないとなかなか難しいんじゃないかな。残るは財政出動だとまた言うけれども、これは私が羽田さんの立場に立つてみても、そううまくいくかなという感じがするわけでありまして、一体世界に出ていって、財政の赤字の重さというものはどんなふうには理解しているんだらうか、これだけちょっとお伺いをしておきたいと思ひます。

○羽田国務大臣 確かに国際会議では、今議論されておりますのは、もう御案内のとおり、C I Sの支援を初めとして世界がともかく同時に何か大きく動いたということ、そういう中で非常に資金需要というのはいくぶん、それに對する市場経済を今日まで先行してきた国というのがなかなか回復の足取りが鈍いということでありまして、実際にIMFの分析あるいはOECDの分析、こういったものを聞きましても、その中にあつては最も

ファンダメンタルズがしっかりしているのは日本であるということであるわけでありまして。

しかし、今御議論がありましたように、日本だけが一つの世界の機関車なんかになるなどといったもの、これはもうとても引張つていけるものじゃないわけでありまして。ただ、そういう中にあるりまして、やはりそれぞれがみずからファンダメンタルズというものをしっかりとつみながら、その中でいいパフォーマンスをとっていくということなんではしょうけれども、そういう中で、日本に特に財政出動ですとか、そういったものをさらに実はどうなんだろうかなという議論があることは事実です。その根元になつておるものが、先ほどちょっと触れましたが、日本の財政赤字というのは確かに相当大きなものがありま

す。そして利払い費なんというものは、年間に占めるのは、よその国に比較しても、ほかの先進国に比べても高いものがあるわけですね。しかし、彼らがよく議論をするときには、やはり中央政府というところで、例の年金、これも含めて議論をする、ここが割合と堅調じゃないか。全体を合計しますと、日本いいじゃないかという話でありますけれども、先ほど申し上げましたように、日本の高齢化というのは非常に速いスピードで進んでおるといふのが現状でございます。そういったことからいいたときに、今そういったものをもうろみながら、念頭に置きながら、財政にそれを使つてしまふというようなことがあつたらば、今日の財政運営に使つてしまふということがあつたらば、後になつて大変な憂いを残すことになるであらう。そういうつもりで実は私どもも、この前のG7のときもよくその点は皆さんに御説明申し上げたところでございます。ここらあたりを私たちは各国の皆さんにいろいろな機会を通じて理解を求めていく必要があるというふうに思つております。

いずれにしても、これ以上やはり財政赤字はつくつてはいけないうこと、これを基本にしながら対応すべきであらうということを感じておりま

れから大蔵省の中に残します官房の金融検査部、

これが二つ目、そして日本証券業協会にございます監査部、これが三つ目、それから東京でいえる東京証券取引所の売買審査部、これが四つ目、そして東証の中にございます考査部、いわば五ついろいろな角度からの監視、監査、考査、検査るところがあるわけです。私も一応この役につきまして勉強してきたわけでありますが、一券局長、この五つございます。監視委員会、おの官房金融検査部、それから証券業協会にございます監査部、それから東証にございます売買査部、考査部、簡単に役割、一体どこがどう違のかお答えいただきたいと思います。

〔委員長退席、中川委員長代理着席〕

○松野(元)政府委員 御指摘のように、いろいろなところがございます。この監視委員会、新し委員会と官房の検査部との関係につきましてはこれは先ほど担当の審議官からもお話し申し上げましたように、主として官房の検査部は、証券社につきましては財務の健全性をチェックするというところでございまして、取引のルール、公正取引を維持するために必要なルールは、すべての新委員会の方の検査あるいは強制調査の対象なるわけでございます。

それから、協会、取引所の監査、審査あるいは取引所の場合には売買審査というのがございます。協会、取引所のは自主規制機関でございます。て、おのの自主的なルールをつくっているわけ

でございます。協会の監査は、これは協会員であります証券会社について、主としてその協会の定主ルールの遵守状況をチェックする。もちろんの過程で取税法違反行為があれば、それに対す対応をするわけでございますが、主として協会自主ルールの監査をするということが主眼になうと思います。それから証券取引所の審査、これも取引所の会員であります証券会社の取引所ルールの遵守状況というものが主として対象になるかと思ひます。それから売買審査部、取引所の定

失保証 損失補てんの問題とか一任勘定取引の受注とか、あるいはインサイダー取引の問題とか、こういったものも、企業財務の健全性ということ、は言うけれども、事実上こういったことは監視委員会なりあるいは東証でいえば売買審査部のやることとかなりダブるわけです。いわば五重とは申さないけれども、新たに作ります監視委員会とこの自主規制機関とのタイアップと申しましょうか、調べられる方にしてみると、何も証券会社との立場に立つわけじゃないですけども、東証の正会員でいますれば、事によつては五回の検査や審査や調査があるというようなことは極めて不恰

理ではないか。

皆さんのところも大変苦労して八十四名、監視委員会にとりあえずは張りつけないさ。それから日本証券業協会は十一名の監査員というものを今度二十二名にして監査を強めるということにしておりました、東証でも、直接に例えば売買審査部だけでは、売買審査部を言うよりも、この場合審査部を言った方がいと思います、が、審査部が二十七名で企業の財務の健全性を検査なさるといいうことであります。確かに大蔵省の行政権限あるいは今度の告発権限を持って調査をする場合と、そ

うじゃない、基本的にはいわば仲間内であります。証券業協会の監査とは、裏打ちとしては違うけれども、内容的には非常にやえる部分があるのでではないか。今証券業協会が二年に一回でございますか監査をしていくということになっている、あるいは東証の方でいえば、一企業七、八人ずつで一週間ぐらしかけて企業財務のことについて健全性を確かめるために検査部では検査をするということ、うなことになるについて、お互いに苦勞しながら限られた人数で検査なり調査なりをやるということ、これは監視委員会と自主規制機関とこれから非常にタイアップしていきたいというふうに思いますが、そのあたりはどう考えておられますか。

○松野(元)政府委員 先ほどお答えいたしましたけれども、確かにかなりオーバーラップしている

部分もございます。それから、そうはいいまして、例えば新委員会で行います立入検査にいたしまして、ある程度の人数の制限もございまして、やはり周期があるわけございまして、協会、取引所の監査あるいは審査というものは、それなりの周期でしかできないということにはなるわけでございます。

御指摘のように、確かに同じようなことをやっているということに結果としてかなりの部分はなるわけございまして、その辺は新委員会ができました後、特に新委員会が行います証券会社に対する立入検査につきましては、協会の監査あるいは取引所の審査部門とも必要に応じて打ち合わせをするということが望ましいのではないかと。現在でも、証券局が行っております検査の場合でも、協会、取引所と必要に応じて打ち合わせをしております。そういったようなことで、基本的には周期がかなりございまして、一つの証券会社が同時に三つの検査なり監査、審査を受けるということはないと思えますけれども、効率的に検査を行うためには、やはり十分打ち合わせをしてやっていく方が望ましいのではないかと、また新委員会もそういうことで運営されるのではないかと、ううに思います。

○佐藤(観)委員 特に協会の監査と東京でいえば東証の審査というものは、例えば正会員の場合には完全にやえるわけですね。このあたりはやはり調整する必要があるだろう。

先ほど私は東証の方の審査、七、八人と申しましたが、大きいところについては十人で十日間くらいかけてやっていると、このように、小さい支店については四、五名で七、八日かけてやっていると、こういうことであります。そういう意味では、実際に営業しているわけですから、しかもお互いに、これも全体の構図を見ても、もうちょっとお伺いしますけれども、企業の営業の健全性というものと財務の健全性というものは、先ほど申しましたようにダブる部分が極めて多い

わけですね。そういった意味で、調査は現場に聞けということ、例えば売買が本場に正常に行われているかどうかを把握するのは、東京でいえば東証の売買審査部が一番現場に近いわけですし、確かに審査部自体は人員は四十三名ですけれども、実際これは審査部だけで審査しているんじゃない、株式部の百五十名、債券部の七十一名、そして上場部の四十六名、そして審査部の二十七名、これがお互いに情報交換をしながら、その間の、おのおのどういう情報交換をしているかは申し上げませんけれども、情報交換をしながらやっているわけですね。そして、例えば売買、売買審査部では、例えばインサイダー取引の場合には、証券法で言うところの重要事項が実際に公表されているかどうかとか、あるいは株価操作の場合でも、異常な株価の引き上げとかあるいは固定したものがなにかどうか、あるいは主要な株主の異動がないかどうか、価格面での異常性がないか。インサイダー取引の場合には、年間に二、三千件、何もそれが全部違反という意味じゃなくて、どうだろうかなと思う、チェックするものが二、三千件出てくると思うわけですね。それから株価操作の場合でも、年間二百件ぐらいがどうかと言つて、今、何と申したかね、通知書体制というので、証券会社に、どうですかというのでいろいろ調べる体制ができていますね。

ここまで、例えば東京の場合に、東証の売買審査部ではかの部の方々と連携をやっていて、その上今度つくりますこの監視委員会というものが、そこから報告をもらうわけだけれども、先ほど小川審議官から説明があったが、検査の方だと、税務の専門家、あるいは公取の専門家、会計検査院、検察庁、警視庁、警察庁等々入れたらと言いますけれども、現場でそれだけ審査を中心にしたがらお互いにあらゆる情報を駆使しながらやったら、この監視委員会というのは、そこから情報をとって一体監視委員会が調査に入るということが実際どれだけの効果があるかなといったら、私が申し上げましたように、行政権限とそれから告発

権を持って調査をする場合と、実際に売買の場合には、インサイダー取引でも、おかしいなと思っても強制権がありませんから、強制権を持って調査に行く場合に新しい問題があるかもしれない。

そういったことを思いますと、これは監視委員会ができたけれども、実際に起こったこの前の補てんの問題等見てみても、市場のなかで行われているわけじゃなくて、やはり証券会社そのものの中を調べてみてわかるというのもの、この前おたくの方で出しましたこの補てんの類型の四つのケース、国債等の顧客にとって有利な価格による短期売買、非上場の債券の低廉譲渡と高値買い取り、外貨建てワラントの低廉譲渡と高値買い取り、新発転換社債の大量割り当て。金銭の支出はまたちょっと別のケースでありますけれども、以上四つの実例に起こった損失補てんのケースというのは、これはお互いに、その意味では、証券会社の財務の健全性を調べる部分と営業の正しいあり方を調べる部分というのは大変重なる部分で、その意味では、私は、東京でいえば東証の売買審査部を中心とするところの連携というもので、果たしてそこらなにか上がつてくるような事案というものがあつかうという意味において、あるかなという意味において、つくりますこの監視委員会というものが一体どれほど機能するか、こういうふうな、現場の実態を思うと、そういう意味で疑問を持たざるを得ないのでありますが、局長、自信ありますか。

○松野(允)政府委員 確かに、今言われましたように、日々の取引を一番身近で見えておりますのは、証券取引所の売買審査室を中心とする部門でございます。そこで異常な取引が発見されましますと、会員であります証券会社を調査するわけでございますけれども、いろいろな証券市場における不正行為の中で、今例えば例示されました損失補てんの問題、これは直接的にはその取引所の取引を見ていてもなかなかわからない。むしろ証券会社に立入検査をして、それによって、あるいはそ

こから端緒を得て、証券会社以外の第三者に対して強制調査を行うというようなことになって初めて全貌がわかるという場合が多いと思えます。しかし、例えば株価操作という問題を取り上げました場合に、これは証券取引所の売買審査部で、仮におかしな価格形成が行われたということでも、証券会社を通じて調査をいたしまして、それにはおのずから限界があるわけございまして、もし株価操作というものは、はっきりと非常に疑わしいということであれば、直接その注文を出した投資家にこの事情を聞かなければいけない、あるいはその周りの人に聞かなければいけない、ということ、そういう意味では新委員会の強制調査権というものが非常に威力を発揮する。もちろんそういうものがたびたび行使されるということは決して好ましいことではないわけございまして、むしろそういうことが非常に大きな牽制効果となつて株価操作が市場で行われないようになることが望ましいわけございまして、今申し上げたように、監視委員会が持つております強制調査権というものを発動して初めて不正行為の全貌が明らかになるというふうなもの、インサイダーも同じようなものかもしれません。したがって、端緒をつかむということについては、確かに取引所の売買審査室で端緒をつかむことがかなりケースが多いと思えますけれども、そこからさらに全貌を調べて、場合によっては告発をするあるいは行政処分をするというふうな事実関係の全貌をつかもうということになりますと、新委員会が持つております調査権というものをかなり活用せざるを得ない、あるいは活用することによって初めて可能になるというふうなケースが大いにあるのではないかと、ううに考えるわけでございます。

○佐藤(観)委員 いずれにしろ、監視委員会と自主規制の機関とのいい意味での連携、なれ合いではないいい意味での連携、これだけの人数でこの複雑な売買取引をいろいろな意味で監視をしていくことは私は不可能だと思ふのです。な

るがゆえに、自主規制機関というのがそれなりの価値を持つと思うので、そのあたりの運営につきましては十分配慮してもらいたいと思います。

次に、俗に言う株式売買の委託手数料の自由化の問題と、それから損失補てんの問題についてお伺いをしたいと思いますのであります。

昨年の証券国会、金融国会と言われた中で損失補てんの問題というのは、株式の委託手数料が固定制になっているから、そこに原資があるんだという論議が随分あったわけでありましたが、固定制という言い方は非常に紛らわしいと私は思うんであります。かなり有力な方でも、大口も小口も全部同じ値段になっているんだと思って固定制と言っている方もいらっしゃるようであります。非常に固定制というのは世間に誤解を招く表現だと思えます。これはいわば公定手数料と言った方がまだ近いのであって、現に大口、小口で十段階に分かれているわけでありまして、そう呼ぶべきだと私は思うのであります。この問題は、本来ならもっと深めて証券会社の免許制のあり方そのものとリンクをしていかなきゃならぬわけでありまして、きょうはちよつとそこまで時間がありませんので。

アメリカなりイギリスの例を見た場合に、この手数料を自由化した場合にどういうことになるのか。言うまでもなく小口なり個人というものは相対的に当然高くなっていくわけであることは言うまでもありませんし、当然のことながら、機関投資家、大口、こういったものは安くなくていい。しかも、彼らは大規模情報を集める能力を持っているから、いわば情報の部分はもう要らないよ、本当に売買の手数料だけやってくれればいいよ、ということになってくれば、ますますそれは限りなくゼロに手数料が近くなっていくようなことも、アメリカなりあるいはイギリスを見た場合にあり得るわけでありまして、そうなると、中小の証券会社の経営不安定ということに当然つながっていくわけでありまして、不安定になれば、当然自己売買、ディーリングに走らなければならぬ

ということとで、せっかくここまで来た証券界というものがまた別の方向で、どうにもならない方向に走っていったらどう。この問題は後ほど金融制度改革の問題の中でさらにじっくりやっていきたいと思ひます。

きょうも午前中質問がありましたように、証券報告の中にも、一月でございましたが、出た報告の中には、「比較的問題の少ないと思われる大口取引に係る手数料について自由化を図り」、「現実の影響を十分見極めつつ、その後の自由化への展望をさぐる必要がある」とされておりますし、そして後ろの方には、「米英等の自由化の姿とは必ずしもかわりなく、我が国市場の実情に応じた自由化の在り方について検討することと必要である」ということで、例えば固定制の維持などというように書いてあるわけであり

ます。耳にしますところ、大蔵省においては、この報告に基づいて、まず大口のものから自由化したらどうかということとを具体的に検討を始めたということになっておりますが、簡単に結構でございますが、そのあたりはどうなっておりますか。

○松野(元)政府委員 昨年の不祥事に絡みまして、競争の促進あるいは手数料、固定といいますが公定といいますが、手数料のあり方が問題になりました。証券取引審議会で議論をしていただきまして、その結果、今御指摘になりましたような報告書を一月にちようだいたしたわけですが、それに従いまして、現在専門家を含めました作業部会を設けて検討を開始しております。四月から議論を始めたわけでございます。

その議論の前提といたしましては、今御指摘いただきましたような証券報告書、つまり比較的問題の少ないと思われる大口取引の手数料の自由化を図って、その影響を見ながらその次のステップを考へる、あるいは、例えば小口については固定制を維持する等、市場の実情に即した自由化のあり方について検討することも必要であるというようにございまして、そういうふうな証

取審の考え方を受けてまして、今申し上げた作業部会で、当面一年程度をめぐりにして、例えば大口からやるとした場合には、一体大口とはどの程度の水準からをいうのかとか、それがどの程度の市場にあるいは証券会社、投資家に影響を与えると考えられるのかとかいうようないろいろな議論を専門家を含めて今後やっていたことになっております。

○佐藤(元)委員 そこで、それは本格的にいろいろな角度からやらなければいかぬのであります。が、私はこの問題そのものをやるのではなくて、この問題と損失補てんとの問題のかかり合ひの問題であります。

というのは、局長、去年の損失補てんというのが問題になったときに、これは不公平だという言葉が出たわけでありまして、一体何と何を比較して不公平なのかという問題であります。富や財産の分配が不公平だという分配の問題での不公平ということならば、例えば年金福祉事業団について、国民の皆さんからおまえもかという声は出てこないだろう。なぜならば、本来あそこならば、将来にわたって高利で運用して、受けられる方々にたくさん年金を支給するのが本来の役目でありまして、その意味ではそういう声は出ないはずであります。しかし、年金福祉事業団におまえもかという声が出たわけでありまして、所得や富の分配という観点ではないのではありませんか。

投資家も投資収益率から不公平ではないかという観点もあるかと思うのであります。しかし、これも大口の方でいろいろ情報を集めたり、いろいろ人から金を借りて、金利のかかる金でやっている方と自分のお金でやっていらっしゃる方とはコストが違ふわけでありまして、この投資収益率というのが変わってくるケースというのが当然あり得るだろうと思ひます。

どこが不公平かという、私の思うところ、基本的には補てんを受ける機会、受けられる機会がある人ない人、ここが基本的に不公平、国民が思う不公平の原点ではないか。大口には、あるいは常時運用している人には補てんがあつて、小口に

ついては補てんがない。大口対小口、まあ小口でも必ずしも個人とは限らない方もいらっしゃるかもしれませんが、いざにしろ、大口、小口というのは一番わかりやすいと思ひますので、この大口と小口ということの不公平、ここがやはり補てんというものをとおく方でも禁止をされた、世論に沿って禁止をされた、私は基本的な哲学でなければならぬと思ひますが、いかがでございますか。

○松野(元)政府委員 損失補てんを、法律をもって罰則づきの、要するに犯罪行為ということにするときの考え方といたしましては、今御指摘になりました、いわゆる不公平であるという問題、それに、それよりも実は証券市場の機能をよめるのではないかとこの考え方があつたわけでございます。それはやはり自己責任原則というものをよめ、そういう特定の恩恵を受ける立場で投資家が市場に入っていく、そういうことを期待できない投資家と一緒に市場で取引を行うということになります。これはやはり市場の価格形成機能をよめることになる、そういうような観点がある一つございまして、それと、今申し上げた市場仲介者、証券会社が証券市場における仲介者としてやはり公正なことをやっているというふうな二つの観点で、罰則をもって禁止する犯罪行為であるということにしたわけでございます。

○佐藤(元)委員 私は、大口、小口という言い方で機会の均等、平等等というのを申し上げたのは、言うまでもなく本来自分でリスクを負ってやらなければいかぬものについて、そのリスクをカバーしてくれる人、もたらえる人、もたらえない人、もたらえる人というのは結果的に大口であり、もたらえなかった人というのは小口であるということも含めて申し上げたつもりであります。当然のことながら、そこから出てくる価格形成のゆがみということがみずから首を絞める結果になったというところになるわけでありまして、

そこでもし、今株式の委託売買手数料というのは十段階にわたっていて、一番大きい大口のところ、十億円を超える場合というのが一番大きい

次にエクイティファイナンスの問題についてお伺いしておきたいと思えます。特に、その問題について、今回のことは起こってしまったこととでありますからしやうがないにいたしまして、再びこういう状況が起こらないためにどうすべきかというのが少なくとも当委員会の非常に重要な責務ではないかと私は思うわけであります。時間ありませんから、一々大蔵省から挙げてもらいませんけれども、言うまでもなく異常なエクイティファイナンスが行われたわけでありまして、八六年に六兆二千億円だったものが八七年十二兆五千億と倍になって、八八年が十六兆、八九年が二十七兆、これは大変大量に出たわけであります。九〇年に十一兆一千億、九一年が六兆四千億ということで、エクイティファイナンスに本格的に入る前の八六年と八九年を比べてみれば発行量が四倍以上になっているわけですね。全国上場企業の二千十九社のうち、この八七年から八九二年に公募増資なり転換社債なりワラント債なりをした企業が千百二十五、五割以上が何らかの格好でエクイティファイナンスをやっているということとありますが、それによって事実上今発行市場というのは停止をしてしまっているわけです。私は大変いびつな状況になっていると思うわけですが、私で大変いびつな状況になっていると思うわけです。ファイナンスというものがどのくらい過剰だったのか。いろいろななはじき方が恐らくあるでしょう。今振り返ってみれば証券局としては一体どのくらい過剰だったと思っていらっしゃるのですか。ただ、これもいろいろの影響がございますでしょうか。言いにくいことなんですか、いかがですか。

○松野(允)政府委員 確かに御指摘のように、昭和六十一年度から平成元年度にかけて大量のエクイティファイナンスが急増を見たわけでございます。振り返ってみてこれがどの程度供給過剰だったかというお尋ねでございしますが、これは私もともとして具体的にどの程度だったということを申し上げるのは非常に難しいわけでございます。民間ではいろいろな計算をしておりますが、私もその程度が過剰だったという事はなかなか申し上げにくいわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、発行市場におきますこういう大量のエクイティファイナンスというものが行われたことをどういうふうにかえらうかというものが私どもとしての今後の問題でございまして、もちろん基本的には発行市場は証券会社と発行会社との間で運営される自由な市場でございまして、そういった意味では行政当局として発行額の枠をかけるというようなことはやるべきではないわけでございまして、やはり発行市場におけるいわゆるプライスメカニズムといえますか、そういったものが働くことによつて発行額が適正な水準にとどまるように、何らかの市場メカニズムが働くような環境づくりをするというのが私どもの非常に大きな課題として現在検討をしているところでございます。

具体的に幾らが過剰かという点についてはどうもお答えをできないところは御理解いただきたいと思ひます。

○佐藤(健)委員 たとえ形式であれ、おたくに届けを出して発行されているものでありますから、なかなかそれは言いにくい立場でもあることはわかりますが、三和総合研究所調査部研究員の植木鉄也さんという方が一定の前提を置いて計算をされております。株主の資本利益率というもののから見た過剰調達というものを研究していらっしゃるわけでありまして、これが発行されたものが全部設備投資に使われたという前提、それから利益を生み出すまでのタイムラグ、つまり設備投資をされてもすぐ利益につながるわけじゃ

ありませんから、そのタイムラグを四年というふうに見て、それから今後の経常利益が八〇年代の平均の年二・六％という前提にして計算をしてみますと、二十七兆円というエクイティファイナンスが過剰だったではないかという計算をされております。

二十七兆円というのは、先ほど申しました八七年、八八年、八九年というエクイティファイナンスが華やかなりしころの合計が五十五兆五千億でありますから、いわばその半分、一番盛んだったころの半分が過剰な調達だったのではないかとこの計算をされておられるわけでありまして、非常に重要な計算だと私は思うわけでありまして、問題は、先ほど前の方の質問にもございましたが、このツケというものがこれから回ってくるわけですね。本来ならこれをどう証券局が重大に考えて、どう見ているかというのを聞きたいところでありますけれども、時間がありませんので、問題の重要性だけを指摘をして、私の一つの提案をしたいのであります。

言うまでもなく、現在発行市場というものは事実上機能しなくなつておるといふ大変いびつな情勢になつておるわけでありまして、株価が低迷を続けている。その根底には、何といつてもこれだけ異常に発行された株というものが売り圧力になつておることは言うまでもないわけでありまして、先ほど出ましたように、新たにこれが、ワラントも行使されない、転換社債も転換されないということになりますと、償還資金というものが当然のことながら必要になつてくるわけでありまして、九三年のピークが九兆七千億、約十兆円近い新たな資金が必要なのではないかという計算がされております。

それから、この借りがえによります金利負担増が三年間で六千二百三十六億円という、これは全国の上場会社の経常利益の三・二％という重い負担になつてくるという計算もされておるわけでありまして、当然、先ほどお話があったように、外貨建てが随分ありますから、スイス・フラン等が一

番多いわけでありまして、これは今のうちに円高の場合には為替差益が出てまいりますけれども、しかししる事によつてはリスクが出てくる可能性というリスクを企業が負うことになるわけでありまして。

もう一つ、細かいけれども重要なのであります。が、プットオプションのスイス・フラン建ての転換社債がございまして、これが、ある期間が来たら割り増しで期間前に償還をしなければならぬという、プットオプションがついていますから、そういう意味では恐らく、これがみんな早目に回収していただきたいということになりますから、九百五十億円の余分な負担がふえるというのが懸念されておるわけでありまして。

これは、今のうちに株価が右下がりで下がったという場合でありますけれども、上がつても、実はこの大量のエクイティファイナンスのツケというものが出てくるわけでありまして、潜在資本というものが顕在化してくるわけでありまして、この二十七兆円と言われます過剰なエクイティファイナンスが株価にして約三百二億、上場株式数の八・八％という計算になつてまいりますから、当然新たな配当コストというものが出てくるわけですね。これが当然ふえてくる。そして株主資本配当率も九〇年度並みの二％というものを維持しなければならぬといふと、八千億円といふ新たな、企業がこれだけもうけを出さなければいかぬといふことで、配当金が負担になる。八千億円というのは九〇年度の配当総額の二七％、四分の一以上という大変な金額になるわけでありまして。

そこで、今局長が言いましたように、今度証券業協会が「有価証券の引受けに関する規則(公正慣習規則第十四号)」というので、引受け会社が自主的な判断と責任でしないといふ非常に重要な意味では評価をするわけでありまして、(「引受業務の適正な運営、投資者の保護、資本市場の健全な発展」ということで、特に重要なことは、この第十四号の第三条、「引受けの審査」

「協会員は、引受けを行うに当たっては、当該発行会社が将来にわたつて投資者の期待にこたえられるか否か」つまり転換社債、ワラントなどが転換できるか、行使できるか、そういった投資者の期待にこたえられるか否か。「及び当該発行が資本市場における資金調達としてふさわしいか否か」つまり量的にどうかという観点から、当該会社の「財務状態・経営成績・株式等の発行数量・発行額・株価等の動向、過去に発行された株式等の状況、調達する資金の用途」本場に設備投資に使われるのかどうかというように、「調達する資金の用途、利益配分状況」配当性向等についてですが、「利益配分に関する考え方等について厳正に審査」をしないといふことで、後の方には、配当性向が一株当たり五円以上あるいは直前の事業年度における一株当たりの税引き後経常利益が十円以上なければいかぬとか、それから数量につきましても、発行株式数の一五％とか、時価転換社債、新株引受権つき社債の場合は二〇％を超えてはならないといふような数値的な目安がついておるわけでございまして。

いづれにしても、これはいわば発行体と協議をします引受証券会社がしっかりしないといふこととに尽きるわけですね。確かに私もそうだと思うのです。

しかし、重要なことは、引受証券会社の場合には、そこで手数料をいただくという発行会社との利益共同体的な、表現は正しいかどうかかわかりませんが、機能を果たしているわけですね。当然証券業協会の中でそれだけ厳しく審査をしたかどうか、後で余りにも過剰だったんじゃないかという場合には、証券業協会の規則に違反をしたといふことで罰則を受けるわけでありまして、一つ私は欠けている観点というのは、確かにその部分で発行体と引受証券会社とが一体になって本場に市場の状況やあるいはその発行体自体がそれだけの健全な企業かどうかというのを十分審査をする、その部分でそれだけの責任、自覚を持ってやってもらうというその部分は正しいけれ

ども、一体市場自体が今だけ飽和状況にあるかというの、それを十分審査をしないといふことは、今読み上げましたように書いてはあるけれども、引受証券会社自体がそれだけ本場に全部掌握をして、そして全部その責任を持ってやることのできるだろうかといふことについて私は大変疑問を持っております。だからといって局長が言いましたように、全部そこで発行市場といふものを行政の枠をかけて、いわば免許制といふか、要するに何月はこのだけしか発行してはいけませんよといふことは、これは統制経済的で本来あるべきではないと私も考えるわけであります。

そこで、何かそういったものがビルトインスタライザーのような、異常なものになった場合にはいろいろな意味で圧力がかかる、例えば先物市場が異常な状況になった場合には保証金を上げるというようなことをやって冷やす役目になっておるわけでありまして、今後のためにも、このエクイティファイナンスこれ自体は決して悪いことじゃないけれども、このような発行市場を事実上機能麻痺をさせたような状況、そして今後の証券市場、金融市場を考えると、大きな禍根を残した、これだけの事態を迎えてしまった一つのこの結果といふものを、奇貨とするという表現をすると思はれるかもしれないけれども、単なる証券会社にそれだけの重荷を背負わせるだけではなくて、証券業協会がいかにかどがいのかわかりませんが、もう少し自動安定調整装置のようなものを、例えばクーポンの率でやるのが本場にできるかどうか、私もまだ今研究中なのでありますけれども、何かそういう機能といふものを、これだけの事態を迎えたら次の糧にするために考えるべきではないか。

今申しましたようなこの公正慣習規則第十四号といふものでやらなかったのは全部証券会社が悪いのだと言だけで、証券会社の置かれていた発行体との関係におきます、そして手数料をいただくといふ弱い立場にある証券会社だけにすべて責任を負わして、本当の意味で、私は別に証券会社

の肩を持つという意味じゃなくて、本場にこの大変な事態を招いた状況を次に起こさせないといふことはできるだろうかどうだろうかといふことについては、十分今後研究する必要があるのではないかと今うふうにつくづく感ずるわけでございますが、いかがでございますか。

○松野(允)政府委員 まさに御指摘のとおり、発行市場における自動調節といふものです、行き過ぎた資金調達が行われないようにするにはどうしたらいいかといふのは、私も非常に、どういふ方法が適当かといふのをいろいろと考えているところでございます。

その一つは、今御指摘のありました証券会社に課しているルールでございますけれども、やはりそれだけでは必ずしも十分ではない。発行会社と証券会社の関係といふのはそう一朝一夕に変わるものではございませんし、証券会社の体質を完全に変えてしまふといふのもなかなか難しい問題でございます。そういったことからいいますと、いろいろな手段を組み合わせるしかないのではないかと。

例えば私も、できればこの引き受けの場合に多くの証券会社を参加させる引受団を組むのはどうか。これは、市場の消化力といふものの判定に對していろいろな証券会社が意見を言えるような仕組みを用意するといふようなことも一つ考えられるわけでございますし、あるいは発行会社にコストの負担を感じさせる、つまり配当政策を見直す。やはり配当といふものが、エクイティファイナンスといふものもかなりコストの高い調達手段であるといふような認識を持ってもらう必要もあらうかと思ひます。さらには、競争を促進して発行市場における引受機能といふものを強化できないかどうかといふようなことも考えているわけでございまして、私もいろいろな手段を複合して、先ほど申し上げたような発行市場における価格機能といふものです、市場機能が働くような方策を考えているわけでございますが、なおいろいろと御示唆をいただいで、検討してまいりたい

というふうに思っております。

〔中川委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤(義)委員 終わりますけれども、今局長から言われましたように、本来ですと証券業協会が三月二十四日出した「引き受けに際し協会員が遵守すべき発行会社の利益配分に関する事項」といふものも含めてやりたかったのであります。が、時間がありませんので、きょうはそれを省かせていただきますが、このエクイティファイナンスの過剰発行の問題については、次回にはこういうことが起こらないような手だてといふものはやはりもっとお互いに研究していく必要があると思ひます。

なお、残余の問題につきましては、金融改革のときにもう一回じっくりとやらせていただくことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○太田委員長 宮地正介君。

○宮地委員 私は、先日の本会議でも総理初め大蔵大臣に、今回の証券取引法の改正並びに金融制度改革について質問をさせていただきました。

きょうは証券取引法の改正を中心とした議論でございますが、まず、現在の株価が非常に低迷をしております。景気も非常に今鈍化をしているわけでございます。こうした経済環境の中で今回の証券法の改正あるいは金融制度改革が行われるわけでございますが、まずこの株価の低迷の原因、また景気の今後の推移、そうした経済環境の中において、今回のこうした改革案について、大蔵大臣はどういうような見方をされているのか、その点からお伺いをしたいと思います。

○羽田国務大臣 ちょっと、その前に大変恐縮でございますけれども、先ほどの佐藤委員の方に申し上げました、諸国が日本の財政事情についていろいろ云々するところ、私が中央政府といたしまして申し上げたいと思ひますが、一般政府といふことで申し上げたいと思ひますが、一般政府といふふうな訂正をさせていただきますことをお願いしておきたいと思ひます。

今、宮地委員の方から御質問のございました点につきまして、先ほど来申し上げてまいりましたけれども、やはり第一の問題としては、今まさに御議論のございましたエクイティファイナンス、これが相当量が多くなったといふこと、これが圧迫要因になっているといふことが一つであると思ひます。またバブルが崩壊したといふようなことで全体的に景気が低迷しておるというようなこと、業況判断、いろいろなところからそういったことが言われておること、これがやはり一つの低迷の要因であらうと思っております。しかし、やはり一番の問題といふのは、例の損失補てんといふことで、大口の方だけが特別に扱われたといふことに対する一般の投資家の方あるいは小口投資家の方からの非難といふものがあります。それからもう一つは、いわゆる市場離れといふものがあると思っております。それと、最近の飛ばしというのがまた残滓として表面に出てきておること、これはやはり大きな市場離れの要因であらうといふふうに思っております。

そういうことから考えましたときに、私もやはりまず信頼を回復するといふことが何といても重要なことであらうといふふうに考えまして、今この法案について御審議をいただいておりますところでございまして、こういったものが整備されたときに再び市場に対する信頼といふものを確保することができるとはなからうか。そういう中に、株価の状況といふものを呈してくるであらうといふことも言えると思っております。

それから、景気の把握のことでございましてけれども、確かに現在の景況といふのは、いわゆる企業家マインドを中心にいたしまして冷え込んでおるといふこと、それで実際にいまいわゆる在庫の調整過程あるいはストックの調整過程にあるといふことで、厳しい状況にあるといふことが言えると思ひます。

ただ、私もいたしましては、この三月三十一日にとりまして緊急経済対策あるいは四月一日に第四次目の公定歩合を引き下げたといふこと、それから十四日から予算を前倒しし執行していこ

うということ、こういう措置をいたしたということ、こういったことの効果の発現というものが出てくるということは、私どもは予測されるわけでごさいます、その意味で、この時期が一体いつごろかということになると、これは非常に難しいことであらうと思っておりますけれども、私は、今の住宅建設が復興しておること、あるいは一部の資材等について在庫の調整も割合と進んでおるといふ現実を見ましたときに、そんな遠くないうちに一つの方向というものが、兆しが見えてくるんじゃないだろうかというふうに考えておるところであります。

○宮地委員 大蔵大臣はある意味では非常に樂觀的に見ているのではないか。既に御存じのとおり、四月の貿易黒字も十六カ月連続で大変に増加をしてきております。対外的にも、日本の内需拡大というのが今回のOECDの閣僚の理事会でも出されているわけでありまして。しかし一方では、特に中小企業を中心とした企業の倒産もこの四月では千二百三十九件ということで大変な悪化をしているわけでありまして。その負債額も約一兆円に近い。大臣が、予算が成立し前倒しもした、あるいは公定歩合の再引き下げをした、もう少し様子を見てみたい、気持ちとしては私は理解できるわけでごさいます。しかし、日本経済は大蔵大臣の思うような方向に比べて、むしろ非常に厳しい悪化の状況に今あるわけでありまして。対外的には、今申し上げましたような大変な黒字である。そして、やはり日本は先進国として今後世界経済の牽引車になってもらいたいという期待がヨーロッパを初めアメリカなどからも表明されているわけですから。こうした内外の経済環境、情勢というものを考えた場合に、少なくとも参議院選挙が終わって間近の時期に臨時国会を召集して大型の補正予算を編成していく、やはりそうした認識をしっかりと持つべきではなからうか。現段階ではなかなか言いにくいと思いますが、やはりそうした認識を財政当局がしっかりと持って先手を打っていきませんか、大変に後手に回って、結果的に国益にもあるいは国民生活にも多大な影響が出てくるのではないかと、私はこのように危惧をされているわけでありまして。もう一点は、平成元年度以来、あの消費税率導入のときの税制改革によって累進税率など種々の税制改革を行いました。この三年間、賃上げあるいは物価の上昇、こういう面から勤労所得者の可処分所得というものが今非常に目減りをしてきております。大蔵省の試算でも、この三年間で約七千億円の可処分所得が目減りをしていく、こういうようなデータも出てくるわけでありまして。大型補正を組む、そうした内需拡大の編成の中で、やはり思い切った所得税減税も視野に入れた、でき得れば大型の補正予算の編成の中からスタートを切っていくべきではないか、来年度、平成五年度の予算編成の中では当然実行に移すべきではないか、私はこのように考えているわけでごさいます。この二点について大臣の見解を伺っておきたいと思っております。

○羽田国務大臣 確かに今日の業況判断というものについては、私たちも厳しい中にあるというんは兆しが見えてきているというのを思いつつも、実際にどんなふう動いていくのか、これはやはり一つずつきめ細かくチェックしていく必要があるというふうに考えております。

ただ、私どももいたしまして考えなければならぬのは、今日まで景気というものが落ち込んでおるといふこと、この状況というのは数年前に比較してみたらどうなのかといふこと、決してそんなに低い水準じゃないといふことでもあります。ですから、今までも同じようなものをただ取り戻そうといふことでは実際には無理である。うといふことで、私どももいたしましては、この調整局面というものはやはり避けて通れないものだろうと思っております。ですから、在庫等について調整をするあるいはストックについても調整をしていくといふことでなければ、逆に例えば輸出等についてのドライブがかかっていってしまふであろうというふうには私は考えております。そして、そういう中であって今公共事業等につ

いても財政支出を世界から求められておるといふことでありますけれども、しかしこういうものの底に流れるものといましては、OECDですとかIMFですとか世銀、そういったところの皆さん方の見方というものは、各国ともやはり財政を健全化しなければいけないということが実は指摘されておるわけでありまして。我が国の今の財政状況について申し上げることは控えさせていただきます。でも、やはり非常に厳しい状況にあるといふこと、それから先ほど申し上げましたように、一般政府という立場からあれしたときにも、年金等の需要はこれからさらに大きく加算が加わってくるであろうといふこと、これを念頭に置かなければいけないといったときに、やはり安易な財政支出というものは私たちが控えなければいけないんじゃないかと思っております。

また、こういったものを刺激するためにというお話が今あったわけでありましてけれども、目減りといいますが、いわゆる可処分所得というのは厳しくなっているというお話であります。今物価が二・一、二・二％ぐらいに對して、ここの賃上げというものが四％を少し高いぐらいのところまで今推移しております。これは四・五％前後といふことを申し上げてもいいのかもしれないけれども、可処分所得より高い伸びで実は伸びておるといふことでございまして、私はその面でも消費といふものは、これからある程度堅調に進んでいくんじゃないかなと思っております。こどもも所得税減税をやるといふことになりまして、そのための財源を一体どこに求めるのかといふことがやはり大きな課題になってまいります。そして、また所得税につきましては、六十一年、六十二年にとりまして措置によりまして、課税最低限といふものも非常に高くなって、世界の中でも、先進国の中でも最も高いところにある。あるいは税率につきましては最も低いところにあるんじゃないかといふふうには考えましたときに、今所得税の減税をやるといふことは、むしろ日本全体の将来の経済運営にとって決してプラスになつて

いかなんじやなかろうかといふふうに私どもは考えておるところであります。

しかし、いざにいたしまして、景気の動向等につきましては、これは生き物でありますから、よく毎日毎日の動きというものを十分我々も把握しながら、でき得る対応というものを、きめ細かな対応というものはきちんと進めていくべきであらうというふうに考えております。

○宮地委員 所得税減税についての大蔵大臣の見解は非常に消極的なんですが、やはり経済の基本的な原則、ルールからいけば、消費性向を高めていくことは景気対策の非常に重要な柱なんです。消費を喚起させていく手段としては、所得税減税が今までの経済原則から見てもやはり一番有効的である。これをやるのがまた財源のはね返りにも十分なるわけですから、大臣、今から所得税減税はノー、余り効果がない、こういう見方は、十分慎重にされた方がいいのではないかと、こういうふうには私は思うわけでありまして。大型の補正予算を組んでいく場合に、平成四年度の財政状況を見れば、当然これは建設国債の発行というものも十分検討の視野に入れていかなければならぬわけですね。そういう点で、やはり公共投資を重視した中での内需拡大、これは先ほどもお話ありましたが、人手の問題とかいろいろあります。しかし、消費を喚起していく、消費性向を高めていくためには、やはり国民の懐の中身を豊かにしていくこの所得税減税というものの効果については、私は大臣と違つた立場の見解をもっているわけでごさいます。

そこで、私どもも公明党は、過日、まず一兆円を超えた減税を実施すべきではないか。そういう中で、基本的には今後の所得税法の改正の中で、いわゆる給与所得控除の最低控除額の引き上げ、現行六十五万円を七十五万円に引き上げるべきではないか。あるいは基礎控除の現行の三十五万円を四十五万円に引き上げるべきではないか。これをやりますと、まさにパート減税についても、現行百万円から百二十万円に連動するわけでありま

す。

もう一つは、現在の扶養控除の中において、子育て減税というのを我々は主張しておるわけです。現在、教育費控除という意味合いの中から、十五歳から二十二歳の高等学校、大学については、三十五万円の扶養控除を四十五万円、配偶者控除より十万円アップしてあります。我々としては、六歳未満、ゼロ歳から六歳までのところの扶養控除を三十五万から四十五万円に十万円アップして、この子育て減税というのも一つの方法ではなからうか。

こういうような提言を含めて、中高年層のそうした可処分所得の物価調整減税的なものと、もう一つは、消費を喚起するための、景気浮揚のための、そうした一石二鳥をねらった有効的な施策ではなからうかと、まじめに我々は積算をして提言させていただいておるわけでございます。この点について大臣、もう一度御見解を伺っておきたいと思ひます。

○羽田国務大臣 確かに景気をてこ入れするためということ、そういう中で、消費がやはり減退しているのじゃないかという御指摘があったわけでございますけれども、俗によく言われるのですけれども、個人消費というのは本当に景気の足を引っ張っているかということでございますけれども、確かにこのところ、額の面では少し低下しておるといふ現状があります。しかし、先ほども申し上げましたように、雇用者所得というものが着実に伸びておるといふことでございまして、量の面では決して消費の方は減退しておらないだろうというふうな思っております。そして、金融資産そのものも、国民の中には一千兆とか、今郵便貯金だけでも百五十兆兆円というものが実はあるということが言われておまして、そういうことから考えたときに、個人の蓄積というものが今ないから消費の足を引っ張ってしまっているのだというの、私はちょっと違ふのではないかなというところを率直に申し上げさせていただきたいと思っております。

今御提言のございましたパート減税ですとか、あるいは子育て減税ですとか住宅減税その他今お話があったわけでございますけれども、ともかくこれは多額の減税財源というものを要するということを考えましたときに、これを今やることは、結局将来にツケを残してしまふのじゃないのかということも申し上げざるを得ないということと、あるいは税負担の適正ですとか公平の問題、こういう中にも問題を提起してくるようになるのにならうかということ、お気持ちには、私は心情的にはわからぬことないわけでありまして、しかし、今それらをやるときではないのじゃないのかというところを率直に申し上げさせていただきます。

○宮地委員 この議論は、もう少し時間がたつて、また秋の臨時国会ぐらいのときにゆくりと、結果が出ますから、これはしっかりやると、大臣の見解が正しかったかどうか、この結果はいずれ時間がきちっと解決すると思ひますので、どうか後手に回らないように、大蔵当局としてもきょうの議論をしっかり踏まえて、先手を打てるような認識をしっかりと持ちながら対応をお願いしたい。きょうは要望にとどめておきたいと思ひます。

そこで、具体的に、今回の改革案の中の証券取引等監視委員会の中身について少し議論をさせていただきます。

今回の証券取引等監視委員会、これは国家行政組織法の八条機関になっております。そういう中で、まず一つは告発ができる。いわゆる裁判所から令状をとって立入検査、強制調査ができる、こういうふうになっておるわけでございます。

まず、伺いますが、今回のこの委員会の陣容が八十四名ですが、この陣容で対応するおつもりなのか、この点から確認しておきたいと思ひます。○小川政府委員 委員会は、委員長はか委員二名、合計三名で構成することとしておりますが、その事務を処理するために専属の事務局を置くことにいたしました。

事務局の員数といたしまして合計八十四名というところを考慮しております。このほか、地方における委員会の活動を財務局が支えますが、そこまで入れますと約二百人の陣容ということになるわけでございます。

○宮地委員 この八十四名の事務局の中で、いわゆる証券Gメンと言われる、国税庁というならマル査的な陣容は何名になりますか。

○小川政府委員 委員会の事務局は、お尋ねがありましたように、犯罪事件の調査等を担当する課と、いわゆる証券会社に対する立入検査等を担当する課の二課を置くことにいたしております。そのうち、いわゆる犯罪事件の調査を担当する者は二十三名程度、委員会の事務局八十四人のうちの二十三名程度と予定いたしております。

○宮地委員 二十三名の証券Gメンといいますが、陣容ということですが、果たしてこれだけの陣容で今後、今回のような証券不祥事の事件あるいは金融不祥事の事件に対する再発防止、これが事実上機能するかどうか、国民の期待に沿ってこの委員会が動くかどうか、これは私は非常に危惧するところでもあります。

国税庁においても、これはいわゆる税務査察であります。少なくとも令状をとるまでにそれなりの時間と労力をかけて内部調査、普通内偵と言ふようではありますが、こういうものが相当な時間と労力がかけられて、その結果、裁判所から令状をとって立入調査に踏み込むわけです。

今回の一連の不祥事件、先ほどから証券局長お話しのように、株価操縦的なものにしても非常に巧妙であります。この二十三名の陣容で国民の期待に沿った対処が果たしてできるんであるうか。○小川政府委員 当然マル査の陣容は限られております。しかし手足がしっかりしております。アメリカのSECにいたしましても二千名の陣容です。これも非常に手足がしっかりしております。今回形は再発防止の機能が、特にこの告発というところに

ついて十二分に果たせるのかどうか、私は非常に心配と危惧をしております。ましてや財務局の委員会を入れても二百人。恐らくこの中心は事務局二課の二十三名、まず物理的に、そうした告発に至るまでの機能、運用、こういう点について大丈夫なのかどうか、これが一点。

もう一つは、それじゃ、この二十三名と言われる方々の経験と資質、こういう点はどうか。今後この監視委員会がそうした立入調査、告発をしていくためのそうしたGメンの教育訓練、養成、国税庁には税務大学校というのがあります。そうした一つの機関というものも検討していく考えがあるのか。この八条機関であるいわゆる証券監視委員会というものは、形はできたけれども、国民の期待に沿って機能、運用面であつたて大丈夫なのかどうか、この点についてまず大蔵当局の明確な答弁を求めたいと思ひます。

○小川政府委員 まず二十三名の陣容で十分であるかという点でございます。

この点につきましては、御指摘のとおり、この陣容で犯罪事件のいわば内偵に相当する、そういった事件が進行中であるかどうかということについて内々の調べをつけるわけでございまして、その陣容につきましては、当然証券取引法あるいは証券取引についての知識、そのほかそうした強制調査についての知識あるいは経験を積んでいなければならぬということから、中心は現在の大蔵省証券局の職員でございますが、そのほかにも検査であるとかあるいは国税庁の査察といったところと人事交流をお願いしようと思ひておるわけでございます。これらの職員につきましては、それ以外の一般の者も含めましてでございますが、委員会が発足いたしましたら研修を重ねまして、そうした意味で新しいノウハウも積み重ねていく必要があると思ひます。なお、現実には裁判所の令状をとって、そして強制調査に入るといふ段階におきましては、これはこれだけの陣容では足りないということでございます。

まして、現実問題といたしましては委員会の事務局のほう一つ一つの検査を行うところも、恐らくはこうした強制調査着手のようときには援軍となる必要があるかと思っております。

第二点といたしまして、SECと大分違うではないかというお話でございました。

承知いたします限り、SECでは二十人のうち約四割程度がこうしたいわば強制調査に相当するところを担当していると聞いております。かの国とちろん実態の事情が違っていると存じます。さらに、こうした委員会が強制調査権を持ってスタートするというのが我が国における証券取引に犯罪行為を起させない一般的な牽制効果が大きく期待できるのではないかとこのように思っているわけでございます。

第三点といたしまして、国税庁の査察調査の場合には相当大きなスタッフがおり、バックアップがあるという点はそのとおりであろうかと存じます。恐らく税務との違いと申しますと、脱税、通脱といったようなことは、いわば継続的な経済行為の中で続いているわけでございます。これを、納税者がいろいろな誘惑に駆られるというものをどう税務行政全般で抑えていくかということであろうかと思ひます。片方、証券犯罪の方は、これは先ほど来お話ありますように、市場における価格形成が不審であるといったようなところが大きな端緒になりますように、とかく風評としてもとえやすい点もございします。

そういったところから、陣容の大きさには違ひがございしますが、今回の問題を契機として、こうした強制調査権が与えられ、そして特別の部門ができるということとは、今後における取引の公正の確保を図る観点から大いに期待できるものと確信している次第でございます。

○宮地委員 今審議官お話しのように、いざ立入強制調査というときには一般の事務局も合わせてと。大体直接脱税等の国税の査察とは性格なり性質が異なるにせよ、大体この強制調査の場合には普通四十名程度ですね、一班編成というのは、こ

の二十三名のGメンのメンバーですと、恐らくこれ、一回出勤してしまふと一つの案件でもう取りかかっているというふうな。一般の事務局の方をいれないと当然足りないと思うのです。そうすると、実際にそうした悪質な案件が出たときに、どの程度この強制調査令状をもって対応できるのかな。少なくともこれは何班かやはり編成をしておかないと、これかやはりこの証券の問題について中身は非常に巧妙になってくると思うのです。それなりにこちら側もそうした資質を整えた調査官というものをやはり私は必要だと思うのです。

そういうことを考えますと、やはり人的な面において、質の面、量の面ともに、まあ発足当初についてはやむを得ないにせよ、今後やはりこれは国際化していくおそれもあるわけですし、一つの機構という組織はできましてけれども、むしろ中身の充実、このための今後の拡充というものもやはり大変必要だと思ふのです。この点について配慮されているかどうか。先ほど言ったような国税の税務大学校のようなそういう教育機関、こういうものも十二分に検討していく必要があると思ひますが、そういうようなものについてお考えを持っていますかどうか。やはり相当な今後の対応をしてくれませんか、組織はつくったけれども、実際には抑止力だけで現実的には余り機能しないというのであれば国民の期待を裏切ってしまうのではないかと。今あなたもおっしゃったように、アメリカは約八百人いるわけですから、日本は二十分の一ですね。そういうことで大丈夫なのかという心配をしているわけなんです。この点について簡単に御答弁いただきたいと思ひます。

もう一つは勧告の問題ですね。今回、この委員会が検査をして、そして行政処分はこの委員会ではできない、大蔵大臣に勧告をする、大臣はその勧告を尊重しなければならぬ、こうなっているわけですね。私は、少なくともこの証券委員会——行政処分は八条機関でも可能なわけですね。八条機関はできないというわけではない。免許権は証券局が持つて、大臣が許認可権を持つております

が、免許権の取り消し等までは委員会が持つては言いませんが、少なくとも自分たちが検査をして、これは行政処分に値するな、悪質だな、告発まではいかないにせよ、強制調査権を発動するまではいかないけれども、何らかの行政権として、結果として営業停止とかあるいは役員解任とか、その程度の行政権というものは委員会にあってでも決しておかしくないのではなからうかというふうに感じているわけでございます。

まず、その点の行政権の行使の問題と、勧告について、これは大蔵大臣、大事なんです。直接御答弁いただきたいのですが、勧告を受けたら尊重しなければならぬというところは、やはりスピーディーに行政処分を今度は実行する、ここが大事なところだと思ふのです。監視委員会が検査をした、勧告をしました、大蔵大臣の方は間があらぬままにたつたというのでは非常に有効な機能にはならない。この勧告と大臣の行政処分というのは表裏一体でさらにスピーディーに措置すべきである、私はこう思っておりますが、この点については大臣から見解を伺っておきたいと思ひます。

○羽田国務大臣 御指摘のように、勧告を受けたら私ももといたしましては、相手方の方から審問するという手続は経ますけれども、今御指摘のありましたように、適切にこれを有効あらしめるために迅速にやるということは大変なことであろうというふうな認識をいたしております。

○小川政府委員 第一点の職員の水準を少数精鋭でどうやってレベルアップするかという点につきましては、もとより初めて強制調査ということを行うわけでございますから、その水準を上げていくのには、研修等によって時間の経過とともに上がっていくわけでございます。さああたり、大蔵省の中で財政金融研究所というのがございまして、ここでもかなりきちっとした研修システムを持つておりますので、その中にこの委員会の事務局職員の研修というのを位置づけていきたい、そういうところで訓練をしてまいりたいと思ひます。

○宮地委員 実務に精通しているというふうな理由で、大蔵省OBであっても適当な人があれば委員に選任すべきであるという御意見というのはないことはいまありませんけれども、しかし、委員会を設置することとした経緯などに照らしたときに、少なくとも当面は大蔵省関係者を委員に充て

思っております。

なお、行政処分権の問題につきましては、これは委員会において検査あるいは調査を行い、行政処分は大蔵大臣が処分権を持つ。今大臣から申し上げましたように、それを尊重して手続を進めるということにいたしておりますが、検査というものがどこまでも監督行政を全うするための重要な手段であるというところから、やはり監督行政と検査という行政は一体性を持つ必要がある。

ただし問題は、検査あるいは監視をする、その独立性と申しますか公正性と申しますか、あるいは世間から見るとの透明性というところが問題でございます。これを大蔵大臣のもとで、証券局ではなくて独立した委員会、いわゆる八条委員会において行う、そして最後に必要な処分等が確實、的確に行われるということが全体としての信頼を回復するゆえんでございます。大蔵大臣はその勧告を尊重するという手順が法律に示されているわけでございます。

○宮地委員 あと一点、大臣、この委員長と委員の二名、今回の不祥事件の一つの大きな問題になったのは、余りにも証券会社に大蔵省のOBが天下りをしていて、こういう誤解を非常に国民から受けているわけなんです。まさか、この委員長と委員二名、ここに大蔵省のOBを配置するような考えはないでしようか。これはもちろん両院の了承をとって大臣が任命するわけですが、事務局としてどういふ人を選任するか。そうした人選の原案の段階においてOBを入れることはないと思ひますが、そうした点についてはどういふ考えを持っておりますか。また現在、委員長の人選についてはどう進められておるか。この点について伺いたいと思ひます。

○羽田国務大臣 実務に精通しているというふうな理由で、大蔵省OBであっても適当な人があれば委員に選任すべきであるという御意見というのはないことはいまありませんけれども、しかし、委員会を設置することとした経緯などに照らしたときに、少なくとも当面は大蔵省関係者を委員に充て

ということとは、やはり見合わせるべきであらうと私も思っております。そして、今それについて、この法案がまだ通過してないという段階において、私も作業を進めておきたいというものは、ないということだけは申し上げておきます。

○宮地委員 大変意味深な答弁で、当面はということでは将来は入ってくるのかという感じがするのですが、少なくとも監視委員会という中立公正な委員会でありまして、国民から誤解を招くような人事はやるべきでない、私はこう思いますので、その点については十二分に配慮をして今後の人選に当たっていただきたいというふうに強く要請をしておきたいと思ひます。

時間も迫ってまいりましたので、もう一点確認しておきたいのですが、今回の改革案で、大量推奨販売ですね。この大量推奨販売のところは、今までは省令で禁止しておりました。そして行政処分、こういうことで対応してまいりましたが、今回法律に格上げをされました。たしか五十条の一項の五号だと思ひますが、法律に格上げをされたけれども、実際に罰則の扱いにはなっていない。この点はどうしてこのようになってしまったのか。恐らく構成要件が難しいとかいろいろとおっしゃるかもしれませんが、それならば構成要件に、つくるように努力をすべきではなかったか。この点について確認しておきたいと思ひます。

○松野(元)政府委員 いわゆる大量推奨販売につきましては、東急電鉄株の問題をめぐって問題になったわけでございます。今回の法律改正案を考へますときに、東急電鉄株の事例を参考にいたしまして、現行法では、行き過ぎた大量推奨販売は、そういう業務体制を是正するというような間接的な禁止行為になっているわけでございます。しかし、行き過ぎた大量推奨販売といふものは、公正な価格形成をゆがめるおそれがあるということができるわけでございます。そういう観点からいいますと、公正な価格形成をゆがめるおそれがある行為だということで、行為そのものを禁止行為にするというのを今回の法律改正案に

含めていくわけでございます。その際、これを五十条の行政処分の対象となる行為にしているわけでございます。罰則をもって禁止する行為にはしていません。

いろいろと私も検討したわけでございますが、今御指摘がございましたように、非常に構成要件が難しいという問題、それから、これはやはり行き過ぎた大量推奨販売といふものをとらえる場合に、証券会社の営業の実態、あるいは市場におきまして取引の執行状況、あるいは市場におけるシェアというような、いろいろなものを考へて総合的に判断をして行なうわけでございます。そういったことから申し上げますと、罰則の対象とした場合には、かなり適用される行為が限定されてしまふおそれがあるのではないかと、やはり証券会社の営業のやり方ということに関連している行為でございます。機動的に、かつ総合的に、今申し上げたようないろいろな要素を総合的に勘案して発動できるようにする方が、より投資者保護に資するのではないかと、より考え方をとつたわけでございます。この行為自体を禁止行為にいたしましたので、現行と違ひまして、一番極端な場合には免許の取り消しを含む行政処分ができるわけでございます。そういう意味では現行の是正命令よりはるかに厳しい行為といふことで、証券会社の営業についての十分な抑止力となり得るというふうに考へていくわけでございます。

○宮地委員 行政処分の方が厳しいという言い方でございますが、やはりこれは罰則の対象にして、少なくとも刑事事件に持っていくような、やはり告発をしていく方が社会的制裁は厳しいわけですから、その辺の認識を持って、今後しっかりと対応、対処していただきたい。これも強く要請しておきたいと思ひます。

最後に、答申と今回の法案の関係については、私なりに若干後退しているのではないかと。平成三年九月十三日の臨時行政改革推進審議会においては、新たな検査・監視機関の任務及び権限というところにおきまして、「監督行政のための検査計

画、検査実施方針等検査に係る基本的事項の決定」ということで、この監視委員会が、検査の計画、実施の方針の決定をすべきではないかと、こういう答申が出されていながら、今回の政府案の大蔵省設置法第二十一条によりますれば、まさにこれは決定の事項が抜けているわけですね。「大蔵大臣は、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、」いわゆる委員会に諮問をして、「その意見を聴かなければならない。」というところから、委員会としては、検査の計画とか実施方針については、大臣から諮問を受けて答申をする、こういうように一歩弱まった、後退をしている。私は、法律をつくる立場からすれば、やはり答申といふもの、諮問機関の答申といふものは最大限尊重して法律をつくるべきであると思うのですが、なぜこのようになったのか、この点について確認をしておきたいと思ひます。

○小川政府委員 御指摘のとおり、二十一条では、基本的事項について委員会に諮って、「その意見を聴かなければならない。」ということでございます。意見の聴かなければならない、というところでございまして、法律の条文上からは、当然のこととして大蔵大臣はそうした義務を負っているわけでございます。その限りにおいて、委員会は、これらの基本的事項について意見を述べることができ、そういう立場に立つわけでございます。

あと残りますのは、確かに行革審答申において「決定」という言葉が使われていること、こういう意見を聴かなければならない」という法律構成に食い違ひがあるかという点でございますが、私も、この行革審答申をそのまま尊重して法律に置きかえた形がこういうものであるというふうに考へております。と申します意味は、金融機関等の検査を行います主体は、どこまでも大蔵大臣であり、金融検査部ということにいたしてありますので、その方針、あるいはどういうふうな検査をするか、何を検査するかという最終的な決断は、どこまでも大蔵大臣の責任でございます。しかし、それを決めるに当たっては、この基本的事項を行革審答申では委員会が決めなさいといひ、そ

れを法律では大蔵大臣は意見を求めなければならず、委員会はそれについて意見を述べることでござい、という形に置いたものというふうに御理解いただきたいと思います。

○宮地委員 そういふ、今までのいろいろな御質問してきた中で、八条機関の限界といひますか、やはり三条機関との違いといひますか、各所に出てくるのは事実であります。

今回の証券不祥事件において国民が最も期待したことは、やはり大蔵省から独立した、そうした再発防止、できれば三条機関的なものにしてもらいたい、こういう声が非常に強かつたわけでありました。しかし、今回は、答申あるいは法案において八条機関でこうして国会で議論されておるわけでございますが、要は二度とこうした証券不祥事が起きないように、この法律をもとにして今後国民の期待にどうこたえていくかであろうと思ひます。その点についての決意を大臣から伺って、質問を終わりたいと思ひます。

○羽田国務大臣 この委員会というのをつくるというところ、そして、この法律を御審議をいただくというの、まさに証券市場といふものに対して信頼を取り戻さなければいけないということであるろうと思つております。その意味で、せっかくこの八条委員会を設置をするということを決意していただいたならば、私も、その目的とするところに向かつて適切にこれらを運用し、対応していきたいということを申し上げたいと存じます。

○宮地委員 終わります。

○太田委員長 正森成二君。

○正森委員 今度の証券監視委員会をつくるに当たりましては、証券スキャンダルが一つの大きなきっかけになったことは御承知のとおりであります。そこで私は、各委員が非常に詳細な議論を展開されましたので、初めに返って、そもそも論から伺いたいと思ひます。

昨年明らかになりましたが、証券会社は一体だれに補てんしたんですか。企業が圧倒的に多かつたわけですが、その補てんした企業のうち、証券

証券届出書が提出をされます。その有価証券届出書に資金使途を書くことになっておるわけでございます。これは必ずしも企業の財務内容をあらわす情報ではございませんけれども、資金調達の、従来といえますか、昔は緊急性というようなものを判断するための一つの要素として資金使途というものをとっていただけてございます。

この私どもに提出されております有価証券届出書から資金使途を集計したわけでございますが、実は手元には一九八六年から九〇年までの数字しかございせんので、それ以前の数字と比較することはちょっと難しいわけでございますが、いわゆる大量のファイナンスが行われました時期の合計で見ますと、資金使途が全体の調達額の大体七割が設備資金あるいは投資資金ということでカバーされております。残りの三割のうち半分、一五%ぐらいが借入金返済ということになっておりまして、さらに残りの一五%がその他運転資金あるいは社債償還するための資金とかいうようなことになっております。もちろんこれは届出書ベースでの資金使途でございますので、実際にこのように使われたかどうかという点についてはフォロワーはなかなかできないわけでございます。設備資金といまして、直ちに支出が起るとは限りません。一時的に滞留するということも考えられるわけでございます。実際のお金の流れというものはなかなか把握しにくいわけでございます。

こういったようなことで、資金使途につきましては、従来は届け出、事前にチェックをするというところで行っていたわけでございますけれども、今回協会の自主ルール、先ほど御紹介ございました引受けに関するルール、公正慣習規則では、少なくとも直前のファイナンスについての資金使途は事後にチェックをするというようには行なうべきではないか、これはアンダーライターとしての一つの引受審査の一環ではないかというようなことで、そういうルールを新たににつくったわけでございます。

○正森委員 今の証券局長の答弁は、資金調達をやる時の大蔵省に対する届け出からだけ見ているので、実際にどういうぐあいに使われたというのとは出ておりません。もしその届け出どおりだとすれば、どれもこれも立派な目的のために使われたようになっておって、それじゃ、なぜフロントラダとか特金だとか、そういうものが九〇年の初めには四十一兆円にふえるなんというようなことが起こったか説明がつかないですね。そのうち、もちろん一五%ぐらいは借入金の返済に早目に充てられたようですが、そうすると銀行の方は金余りますから、それがいろいろ別のところに使われ、あるいは土地投資に向けられるというところがあるでしょうけれども、大蔵省に届けたのと実際とは違っているのではないですか。

大体、その直前のプラザ合意以後のことを出されたのですが、私が出しているのは共産党の調査じゃないですか。証券局が出している年報の中で、昭和五十年から五十五年は三兆円くらい、それ以後も五兆、六兆で推移していたのが、昭和六十一年、六十二年くらいから急に上ったわけですから。それも何%といつてふたつたわけに、三倍、五倍、六倍、八倍というように上ったわけですから。それが結局どこに使われたかといえ、財テクに使われたのじゃないですか。資金は獲得したけれども、それが実際直接の設備投資に向かって物を生み出すのではなく、特金だとか営業特金だとかフロントラダとか、そういうことで株式市場に流れ込んだのじゃないですか。だからこそ、それが余りにも過度に過ぎるというので、営業特金はこれ以上認めないとかいうようなことが行われたから今度の証券スキヤンダルに結びついたことになるのじゃないですか。ですから、資本市場が非常に活発に動いて値段が非常に上がって、そして売買回数も非常に回転が速いという、活況に見えたときに、まさに今のパブルがはじけたことの原因になるようなことが行われていた。

本来の証券市場の目的というのは、初步から同

いますが、何ですか。

○松野(允)政府委員 証券市場は株式市場、債券市場とございます。いずれにいたしまして、それは長期の資金を調達する場でございます。主として御指摘がありました設備投資資金を企業としては調達する場と認識しております。また資金運用者の側からしましても、やはり比較的長期の資金をそこで運用することでございます。そういうことからいいますと、基本的には設備資金の調達あるいはそれに対する長期資金の運用というものが、価格機能を通じて資金配分が行われる場であるというふうに考えております。

○正森委員 今大体お答えになりましたが、学者その他が言っているところでは、証券市場の経済的役割というのは、社会の資金配分を決定する。簡単に言えば、貯蓄を投資に結びつける。だからだれにどれだけの資金をどんな条件で配分するか、こういうことを決めるから証券市場が非常に大事なんですね。発行市場だけなしに流通市場があるのは、その場合に株券等を非常に手軽にといえますか、いつでも現金に換金することができるといふためにあるわけです。ところが、エクイティーファイナンスを含めて発行市場そのものが、設備投資に必ずしも使われないのに、株価が高いから新株発行やその他非常に安い資金が入るというところで行われて、それが設備投資に直接向かわないで、非常に大きな部分が証券市場にまたフロントラダとか特金だとか営業特金とかいうことで還流してくるということは、証券市場のある意味では自殺行為なんですね。その結果パブルがはじけて、これを補てんする。その補てんする場合に、自分が発行についていろいろお世話をした幹事会社に対してまず真・先に補てんを行う。これでは個人がばかしくなって証券市場から離れていくというのは当然のことであるといふように言わなければならないと思うのです。

そこで、東証に来ていただいておりますが、個人株主の推移について大まかに答えてください。

○佐藤参考人 大まかに申し上げますと、昭和十四年、戦後東京証券市場が再開した当時は、個人持ち株比率というのは約七〇%程度ございました。その後、累年その比率が低下をいたしました。現在、一九九〇年、平成二年の数字で見ますと二三・一%、その裏腹と申しますか、法人ないし機関投資家の持ち分がふえておる、こういう状況でございます。

○正森委員 これも市販されている資料ですけれども、調査が開始された昭和二十四年は約七〇%、正確に言うところ六九・一%ですね。それが昭和三十三年には五〇%台を、四十五年度には四〇%台を割り込む、四十七年度には三二・七%になるということで、上下して、そして最近では、平成元年に至っては二一・六%、それで平成二年は二一・一%。それに対して金融機関や事業法人はどうかと、事業法人は一七・八%から平成二年は二五・二%にふえております。それから金融機関、投資を除きますが、これは二三・一%から平成元年は四二・三%、それから平成二年も大体そのぐらいです。証券会社は現在一・七ないし二%であります。そうすると、投資信託を除いて、事業法人と証券会社と金融機関、これを合わせれば三分の二以上、七〇%に近くなるのです。つまり、株式の七割近くが株式会社によって持たれている、こういう状況になるわけですね。なぜこういう状況が起こったのですか。

そこで伺いたいのですが、たしか昭和五十一年の一月十一日号の「証券」というのに、株価水準と個人持ち株比率について調査研究なされたその結果が出ております。時間の関係で私の方から申し上げますけれども、これは東京証券取引所が調べたもので、それで出た数字ですが、それでは、株価のある水準までは、株価が高くなるに従って個人持ち株比率は低くなっている、この水準を超えて株価が高くなると、株価と個人持ち株比率との間に有意な関係を見出せない、しかしながら、株価の高い銘柄のグループの個人持ち株比

率は概して低いと言える、こういう意味の調査結果が出ています。それです。

そこで、それを前提にして、東京証券取引所の証券政策委員会が昭和四十九年六月に発表した「株式所有構造の変化と証券市場のあり方」という報告書があるはずであります。その中で、個人持ち株比率減少の理由として私の手元にある資料では五つないし六つ理由を挙げております。その中で、「投資魅力の減退」「新株発行段階における個人取得の減退」「証券会社の営業態勢の問題」というようなことが出ておると思いますが、それに間違いありませんか。その三点についてごく簡単に説明していただけますか。

○佐藤参事 たいだい御指摘の三つの要因が働きます。個人持ち株比率がダウンをした、そういう報告書になっていることは間違いなく、ところでございませう。

簡単にコメントをいたしますと、個人が株式を所有したとしても必ずしもリターンと申しますか収益というものがそれにふさわしい高さが得られない。逆に申し上げますと、上場企業の側からの配当が十分ではないというように、あるいは証券会社が本場に投資者の立場に立つて営業をやらなければいけないのではないかと、あるいはこと、あるいは税制の問題等も指摘されているかと思ひますけれども、そういったことが要因になって個人持ち株比率がダウンをいたしましたこの報告書は言っていると思ひます。

○正森委員 今要約してお答えになったのですが、例えば投資魅力の減退というところを読みますと、額面発行増資のもとでは、増資が事実上の増配になり、これが株式の長期所有の要因として働いたが、時価発行増資のもとでそれがなくなり、増配や無償交付が十分に行われていない、また、「額面発行増資が実質的に株式分割の役割を果たし、株価水準の引下げが行なわれてきたが、近時、時価発行増資が行なわれても株式分割等があまり行なわれず、これによる株価の引下げがないため、株価は高水準に固定されがちとな

り、投資金額との関係から一般投資者が投資しにくい状況となっている。あるいは「新株発行段階における個人取得の減退」では、「第三者割当て増資が増加し、また時価発行増資において親引比率が高いなど、新株の発行段階で法人に対する優先的割当てが多かった。云々と書いてあります。そこで大蔵大臣、初歩的なことを伺いたいと思ひます。

証券局長、あなたの方の先輩の谷村裕さんという人がいます。これは東京証券取引所の前の前々々の理事長のほうであります。その方が「ずいひつ 株主勘定復活論」という小冊子を三冊にわたって書いておられるのです。それを見ますと、これはその二番目に、今から十年ほど前にお書きになったものですけれども、非常におもしろいことが書いてあるのです。それは、「あなたは何を楽しみに株式投資をしていますか」という問いに対しては、「配当が楽しみで」「増資が楽しみで」「値上がり楽しみで」という三つの答が返ってくるのが常だった。今から二十年ほど前、私が大蔵省で証券行政を担当していたころの話である。昭和五十五年から見て二十年前ですから、昭和三十五年ごろの話ですか。「そのころは高度成長の時代だったから、企業はどんどん大きくなっていった。収益力の増加は株価の値上がりと呼び、それがまた増資を可能にした。増資は株主に対しての額面割当てだったから、株主は五十円払込むだけでその数倍の時価の株を手に入れることができた。配当もまた額面をもとにして考えることができたから結構い、利回りになった。いまはどうだろう。三つの楽しみのうち残っているものといえはせいぜい「値上りの楽しみ」ぐらいのものだが、すでに経済は低成長の時代である。みんなが値上がりを追えば、所詮ババノキのような勝負ごとにならざるをえない。いや、そういう需給相場で目先の値を追うのが楽しみなのだという人もいるだろうし、それをまた一概に否定するわけにもいえない、それが投資のすべてになつてしまつては、流通市場は昔に逆戻りである。証券

取引法のもとで、実物取引を中心とした流通市場が発達してから三十年経つ。いま、証券市場は大きな転換点に立っていると思う。こゝで途を誤まれば、わが国の自由私企業体制はとんでもないことになつてしまふような危機感をさへ私は持つ。こう言っています。

私がわざわざ自由私企業体制のことについて言うのもおかしい話ですが、ともかく谷村さんが今から十年前に、株を持っていた楽しみ三つのうちの二つはなくなつてしまった、残り一つも怪しいものだということ、非常な危機感を持って、だから「株主勘定復活論」ということで、経営者が時価発行増資なんかすれば、資金コストの安いおれの金が入ってきた、これは言うたら、本来株主に帰属すべきキャピタルゲインを会社が横取りしているようなものです。しかもこれは、きょうは主税局長が来ておられないようですが、税制の上から、もちろん利益ではないから税金は払わないでほしい、それでプレミアム分は別に株主に對して配当をしないでほしい、だからぬれ手にアワで安い資金を獲得した。だから、アメリカへ行つてとんでもないものを買いあさつてみたり、あるいは土地を買つてみたり、株式にファントラだとか特金だとかいう投資してみたり、そういうことをエキイティファイナンスをやつてやるのです。だから、こういう状況になれば個人株主が離れていくのは当然であるというように言わなければならぬです。

○羽田国務大臣 今御指摘のありました谷村さんのあれは、まさに私は至言であると思つております。いづれにしても、配当あるいは増資、そして値上がりというものを個人の人たちは期待しているものであろうし、また証券市場というのは、やはり国ですとか企業、また家計に對しましても効率的で安定した資金調達あるいは運用の場を提供して、国民経済におけるその適切な資金配分を行つていくということでありましようし、その役割というものは果たしているのじやなからうかと思つております。また、特に近年ではこういったものが国際的にも急速に拡大してきておりまして、日本経済だけではなくて、世界経済全体に対する効率的な資金配分機能、先ほども御指摘にありましたが、その資金配分機能というものは国際的なものとしても今重要視されるというふうになつております。

○正森委員 東証の副理事長が来ておられますので、あすは理事長がお見えになるそうですから、理事長に伺つた方がいいかもしれないのですが、例えば四月十六日の読売新聞を見ますと、東証の長岡理事長が四月十三日に講演された内容が一部載つていいます。それを見ますと、「個人金融資産は一千兆円を超えている。個人投資家をいかに市場に呼び戻すがカギだ」、こういうように訴えられたということが新聞に出ております。あなたもそう思ひますか。

○佐藤参事 もう申し上げるまでもありませんが、多数の個人投資家が私どもの市場に参入してくれということ、市場にとっての大変重要な要件であります。異なる投資判断を持ち込んでくれまうし、したがひまして市場の安定性も高まり

供して、国民経済におけるその適切な資金配分を行つていくということでありましようし、その役割というものは果たしているのじやなからうかと思つております。また、特に近年ではこういったものが国際的にも急速に拡大してきておりまして、日本経済だけではなくて、世界経済全体に対する効率的な資金配分機能、先ほども御指摘にありましたが、その資金配分機能というものは国際的なものとしても今重要視されるというふうになつております。

○正森委員 東証の副理事長が来ておられますので、あすは理事長がお見えになるそうですから、理事長に伺つた方がいいかもしれないのですが、例えば四月十六日の読売新聞を見ますと、東証の長岡理事長が四月十三日に講演された内容が一部載つていいます。それを見ますと、「個人金融資産は一千兆円を超えている。個人投資家をいかに市場に呼び戻すがカギだ」、こういうように訴えられたということが新聞に出ております。あなたもそう思ひますか。

○佐藤参事 もう申し上げるまでもありませんが、多数の個人投資家が私どもの市場に参入してくれということ、市場にとっての大変重要な要件であります。異なる投資判断を持ち込んでくれまうし、したがひまして市場の安定性も高まり

ますし、何といつても企業が資金調達をするときに、流動性豊かなセカンダリーマーケットと申しますか、流通市場がなければうまくワークしないわけでありまして、そういう意味で、公正、透明な市場づくり、それによって資本市場全体が有効に機能するように私も努力をしてみたい、こういうふうに考えております。

○正森委員 今流通市場のことを言われましたが、流通市場だけではないんですね。発行市場という点を考えても、個人投資家を、あるいは既存の株主を言ってもいいのですが、もっと尊重しなければならぬ点があるのじゃないかと思ひます。

これもやはり谷村さんの「ずいひつ 株主勘定復活論」の、今のはその二を引用しましたが、「その三」です。「その三」の中で、四十一ページ以下にこういうことを言っておられるのです。いろいろ批判を書いた上で、「公募価格と公募方法をいまのまゝにしておいて世間の批判を避けるわけにはどうもいきそうにも思はない。だとすれば、それに対処する方策として、もう一度株主割増資というものを直視して見る必要がありはしないだろうか。」現在では株主割増資の割合が二十数%じゃないですか。公募増資が恐らく六七、八%、第三者増資がそれ以外というような比率になっていると思ひます、細かい数字は違ふかもしれませんが、それに対してこういうことを言っているのです。「ひとつ中間発行というやり方があることを考えてみたかどうか。」東証副理事長はもちろんで御存じですね。「中間発行の場合には、まず株主が然るべき価格で払込む。もちろんその前に一部を権利付きのまゝ、市場で売つてもよいし、増資がすんだ後で市場で売つてもよい。いずれの場合でも市場で買ふ第三者は適正に形成された時価で取得することになるから、文句をつけれないことはないはずである。」その場合は証券会社に引受料は入りませんから、そういうことはあるだろう、こう言つた上で、「その

ことよりも中間発行がもたらさうなメリットとしては、株主が持ち続けることを楽しみにすることである。たしかに公募によって既存株主以外に株主になる人はふえる。しかし比較的多くの個人株主は、公募株をすぐに値上げや稼ぎのために売つてしまひ、相当部分はあらかじめ予定されていた法人にはめられるといわれる。」これはもうそのとおりですね。法人にはめられておる。「しかし、もし株主に将来また新株の割当があるということになるれば、株を持ち続けることは選択の機会が訪れることを意味する。全部を持ち続けるか、一部を売つて残りをもち続けるか、これも選択の問題だが、とにかく持株に対して将来増資割当があるだろうということは、株主にとってそれが得と出るか損と出るかは別として、選択を自らの手で出来るという喜びを与えることになる。この心理は私は大切にしなければならぬと思う。」こう言つています。

私は、谷村さんの所説には全部賛成するわけではありません。キャピタルゲインに対する課税その他の問題については私とは明白に見解を異にしております。けれども、こういうように今の企業の経営者が既存の株主、特に個人株主を全く無視するようになつてしまつておるということに對して証券取引所の理事長として非常に危機感を持つておられたといううな、「危機感」という言葉を使つていますからね、これは紛れもない事実で、今から十年以上前にそういう考えを持つておられたということは、一種の先見の明があるといううに言つてもいいと思ひます。

それはどこに原因があるかといへば、これは大臣にも考えていただきたいのですが、我が国の経営者は株式を発行すれば、これはN.T.T株が何よりいい証拠なんです、余りたくさん株主がでますと、需給関係で供給が非常に多いから株の値段が下がる。そこで、市場に出回る株式の数を少なくすればいい。それにはどうしたらいいかといへば、株式は発行するけれども、その大部分は銀行やお得意さんにはめ込んで、これは株式の

持ち合いですから、一方が売れば自分も売られるからお互いに売られないようにする。そうすると、ここで見てもらつたように、株式総数の約七割近くは企業が持つておるのです。そのうちの一部分はお互いの持ち合ひでない人もおるでしょうが、大部分は持ち合ひであるということになれば売らないのです。そうすると、東証なりなり、証券市場に売りに出る株数は非常に少ないということになれば、ちよつと買ひを入れば値段がびよつと上がるのです。上がったところで株式の時価発行をやれば、ぬれ手にアワで、非常に安いコストで、経営者はそういう考えを持つておる。それで自分のところへどさりと金を取り入れて、税金はかからない、配当はしなくてもいいから勝手ほうだいに使う、財テクにも使う、こういうことをやつてきたんじゃないんですか。

だから、それがとうとう行き着くところがなくなつて、特に特金とか営業特金というのは原則として一年ごとに利益を出さなければならぬ。大体、今株の額面に対する配当率というのはせいぜいのところ一%でしょう。あのバブルの最中には〇・三七%が平均だということになつていたんですよ。額面が五十円で五十銭の配当もないといううなことで、そんなものを持つておつても仕方がないから、皆、後はどうなるかといへば値上がりだけですよ。その値上がりも、売れば値が下がるんだから、どこかの投信か何か買わなければならぬ。それをぐるぐる繰り返しておるうちに、どうにもこうにもしようがなくなり、それで世界的な傾向もあつて、結局バブルが崩壊するということになつていくんじゃないですか。だから、今の企業同士の株式の持ち合ひで、そうして需給関係を逼迫させておいて、ちよつと買ひが入れば値段が上がるようにする、こういう高株価経営あるいは政策をとつてきたということのどん詰まりがここへ来たんじゃないですか。それを反省をせず、その後始末の損失補てん、それもまたお得意先の事業法人に有利なように決められたんですが、それだけを問題にしたんでは、現在の株

式の非常な状況を改善することはできないんじゃないですか。

大蔵大臣あるいは証券局長でもいいですが、皆下を向いておられますが、答弁していただきたいと思ひます。今株価が非常に崩壊しているというのは、お互いに持ち合ひをしておつたのが、とうとう持ちこたえられなくなつて、今までは売りに出なかつた法人まで売りに出したということが大きな原因だと言われているでしょう。そうすると、今度はそれを何とかするために会社が自社株を保有するのを緩和しようなんという動きがあるでしょう。とんでもない話じゃないですか。法人間の株式の持ち合ひでさえ今の株式市場を空洞化するということになつていたのに、法人が自社株を取得する、そんなことをすれば商法の自社株取得の禁止とかあるいは自己資本の充実とか、よその方から資本を出してもらつて仕事をしている会社が、その資本の結果もつた利潤で自分の株を買ふ、そんなばかなことがありますか。しかも報道によれば、ここへ新聞を持つてきました。が、証券局長は何かそれを奨励するような発言をしています。今エクイティファイナンスが多過ぎて株がちよつとだぶつていふから、自社株を買つて、それを少なくすれば需給関係が改善されて株の値段の改善になるかしらぬといううなことを参議院で答弁しているでしょう。何を考えておるんですか、あなた。商法を改正しようといつたって、商法関係の学者は、まず第一に自社の株式の取得が過小資本になる。それから、文字どおりインサイダー取引じゃないですか。それから、株価操作は思ひのまゝにできるでしょう。そんなことをやつて今の株価を持ち直そうなんというのは邪道も邪道、とんでもないことじゃないですか。

○松野（元）政府委員 株の持ち合ひからいろいろと御指摘がございました。確かに私も、この株の持ち合ひが非常に進んで、金融機関あるいは事業法人の持ち株比率が高くなつてきてい

ただ株式の持ち合いそのものにつきましては、なかなか我々としてそれを直接制限したり禁止するということは難しいと思います。それなりの理由があるわけでございまして、安定株主づくりとかあるいは取引先との関係強化とかいうようなことがあるわけでございます。しかし、行き過ぎますと、それはやはり個人株主の軽視につながっていくわけでございまして、そういうことからいいますと、直接禁止をすることができないにしても、むしろ個人株主をいかにふやしていくかという方策を考えていく必要があるというふうに考えているわけです。

それから、おしかりをいただきましたけれども、自社株の問題でございますが、これにつきましても、緊急経済対策でも一応自社株保有禁止の見直しという問題、商法上の観点も含めて検討ということが言われております。自社株保有そのものの問題は、実は日本の商法の禁止規定は非常に厳しいわけでございまして、諸外国と比べて厳し過ぎるというような問題であろうか。御指摘のように、それは自社株取得を認めますと、インサイダーあるいは株価操作というようなことも起こり得るわけでございます。それに對しては、アメリカなどではSECがちゃんとルールをつくって、自社株を購入する場合には非常に厳格なルールのもとでしか認めないということを行っているわけでございます。しかも、それもそんなに無制限に買えるというようなことではないわけでして、自社株保有というものが一体日本の商法に禁止されているような厳しい禁止をしなければならぬのかどうかというような観点からの議論でございます。何も目先の株価対策のための自社株というような観点ではないわけでございます。

もちろん、御指摘のありました、それに類似しておりますというか、いわゆる大口投信という問

いずれにいたしましても、確かに投資信託というものは個人投資家に販売するのが本来の姿でございますけれども、今申し上げたように、大口投資信託というものも過去に存在をし、そういうものをつくりたいと、商品の自由化といいますが、そういう観点からは、そういうったものをつくることについても我々としては規制を緩和していくというような姿勢でいるわけでございます。

自社株の問題でいろいろと御指摘がございました。確かに私どもも市場に与える影響というの是非常に問題意識を持っているわけでございまして、仮に商法の問題を検討する際にも、今申し上げたような、それがインサイダーとか株価操作に使われるとか市場の公正さを害するようなことにならないような手当てというのは、SECのルールと同様に必要であるというふうに考えているわけでございます。

○正森委員 投信の問題の方に議論をそらしましてけれども、しかし、株価操作とかインサイダー取引の問題はなくても、株式会社がその株主からいただいた資本を使って、資本プラス自分の内部留保、あるいは場合によったら銀行から物すごく

大蔵大臣に伺いますが、私が今谷村さんの説を引用して中間発行とかいうようなことを申しましたが、それについては別に御意見を承つておりません。それからまた、国会での答弁などを見ますと、個人株主が離れていく大きな原因である配当性向の低さ、日本では依然として額面の株に対して一割あるいは二割配当すればいいというような考えになっておりまして、株主資本といえますか、全体の資本に対してどういうことであるかということが考えられていないのです。だから配当性向については、東証の副理事長もおりますけれども、私が持っている資料では、大体今三〇%を

割っているでしょう。三〇％以上割っておって、
 本来の資本やらエクイティーファイナンスでただ
 同然で集めたお金やら、それで得た利潤やら、そ
 ういう一切合財を含めて上げた利益のうち三〇％
 だけ、税引きですよ、それで残りは自分が抱え込
 んでおるといふようなことをやって、どうして個
 人株主を満足させることができますか。法人の場
 合はいいですよ。お互いさまだ。自分のところが
 五〇％、五〇％配当すれば相手も配当する、同じ

ことになるから、自分のところが少なくても相手も少ない、それで相殺できるということになるかもしれない、個人株主はそうじゃないのですね。内部留保、内部留保と言うけれども、本来なら個人株主に配当して、そこからまた資本として

○羽田務大臣 確かに資本市場あるいは証券市場の果たす役割としては、先ほど申し上げましたけれども、その中でやはり投資家に対する配当性向あるいはまた配当率、こういったものについて高めて、投資家に対してこたえるということが重要であろうということは、今一つの声として大きく上がっていることを私も存じております。そして、やはり株を長いこと持ち続けるということによって、それに楽しみを持つというのが本来であるように思いますし、いろいろな国の人たちとも議論をいたしておりますけれども、まさにそういう中で、今度は企業が健全に発展していくことも株主さんが望む、そして健全に発展することによってさらに配当を得られるということで、会社の安定した発展というものとさき々株主の人たちが思うよう

○正森委員 時間がわずかになりましたので、監視委員会の問題についてあすも質問がありますので、あすに続けたいと思いますが、証券スキャンダル、その背景にあるものは、今私がいろいろ申しましたような問題がありますが、もう一つ大蔵省と証券業界との癒着といいますが、大蔵省の監督権限不行使という任務懈怠というようなものがあるのじゃないですか。

例えば、ここに「エコノミスト」の九一年八月二十七日号があります。その中で、またあなたの方の先輩を引用していませんが、元証券局長の坂野常和という方が意見を書いておられます。「許

認可行政と市場監視・不正行為摘発の両機能をもつ大蔵省は、一種の「利益相反」の立場に立っており、客観的に監視・摘発機能の十全な発揮に対する疑問を招くおそれがある。」「こう言うた上で、「たとえ、元証券局長の坂野常和氏は「日本」のような証券会社の免許制のもとでは、不適格者にどうして免許を与えたのかと批判されるから、何か事が起きては免許を取り消すことはできない」（日本経済新聞「七月一四日」として、免許制のもとでは大蔵省の事前指導に重きを置いた証券行政の有効性を強調している。」「こう言いまして、中間は省略しますが、「しかし反面、大蔵省は、不正取引、不健全経営を発見した場合、それを公表せず、部外者に理解できないような個別的方法で処理するインセンティブをもつ。ここに「行政指導」の曖昧さ、不透明さが生まれる危険が存在する。したがって坂野氏の指摘が正しいとすれば、大蔵省内部に監視機構をもつことの有効性を疑問視する考え方を否定できないのである。」「こういうぐあいによっておられます。

同様な意見は、例えば日本弁護士連合会が意見書を出しておりますが、その中で、「前記不祥事事件は法の不備欠陥によってだけ惹き起こされたと考えるのは甚だ疑問である。かえって、大蔵省の証券行政が証券業者の保護育成の方に過度に傾斜し、大蔵省と証券業者との間にいわゆる癒着が生じ、監督権限不行使という任務懈怠をもたらしてきたのが根本的原因であると考えられるものである。」「したがって、一般投資者保護の法律である証券取引法が積極的に活用されるためには、現在その創設が準備されつつある証券監視機関が、大蔵省から明確に分離された高度の独立性を持ち且つ強力な準司法的機能を有する行政機関でなければならぬ。」「こう言って、「国家行政組織法」三条の独立行政委員会たる証券取引委員会を設置すべきである。」「第三者監視機関には、規則制定権、強制調査権限、刑事告発権限、行政処分権限、自主規制機関に対する監督権限、紛争解決権限を与えるべきである。」「云々、こう書いてあります。

先ほど同僚委員からも非常に似た意見の表明がありました。我が党はこういう点の大部分を入れた修正案を提出するつもりであります。大蔵大臣に伺いたいと思いますが、こういうような元証券局長までが批判している点についてどう思われますか。

○羽田国務大臣 今正森委員から御指摘のあった点につきましては、ほかの議員の皆さんからも御指摘があったところでありますし、私どもも、そういう議論というものも踏まえながらも、やはり行政を通じて得られた資料ですとかあるいは情報等を活用すること、これが不可欠であろうというふうな考えておりました。そういった中で私どもといたしましては、八条委員会というものがやはり今御指摘のあったことを念頭に置きながら運営することによって、執行していくことによつて一つの効果を上げていくことができるであろうというふうな考えながら、今御提案を申し上げさせていただきます。

○正森委員 非常に不十分でしたが、あす質問がございまして、この続きはあすやらさせていただきます。

○太田委員長 中井治君。

○中井委員 証券法の改正に絞ってお尋ねをいたします。

この法案がつけられ提出されるまでの間、極めて短期間、私どもは日本版SECを思い切つて大蔵省の外へつくれということを提言をいたしました。しかし、同一政党内、今の行政の機構の中でなかなか難しい面もあるかと考えて、政府内の調整を見守らせていただいていたまいりました。短期間の間にかかなり思い切つた委員会設置を中心とする案がつくられた。携わられた皆さん方に敬意を表したい、このように考えております。不満な点も幾つかございますが、私どもは現在の証券業界あるいは証券市場のあり方を考えて、この法案を早く国会で成立をさせることが一つの前進と考えて法案に賛成をしております。そういう点から幾つかの問題で質問をさせていただきます。

最初は大蔵省にお尋ねをいたしますが、昨年の不祥事以来、あるいはその以前から、日本の証券市場は低迷を続けております。昨今少し底打ちをしたかという感もありますが、しかし一番低迷をした時期に、私どもは世界経済に大変な影響を与えるのではないかと、このこともあわせ心配をしたところでもあります。しかし日本が低迷している間、アメリカの市場を含めて世界の証券市場というのは意外と堅調であった、あるいはまた好況であったという感じが否めません。そうすると、私どもは日本の証券市場というのは世界の金融の中で大変大きなものを占めておるとひそかに誇りに思っておったのであります。世界から見ると意外と小さいのか、あるいはローカルなのか、こういう思いを抱くものでもあります。同時に、お話をあつた日本経済のファンダメンタルズが強い、まずこの不祥事を乗り切ればということで見えてくるのか、いろいろな思いで世界の証券市場の値等を見詰めております。大臣はこれらの動き、どのようにお感じ取りになつていらっしゃいますか。

○羽田国務大臣 お答え申し上げます。

確かに現在の株式市場というものが低迷しておるといふその背景には、このところ例のバブルがはじけてしまったということ、そして大きく設備投資あるいは住宅、車の販売台数、大変高いところにあつたというものが、こういったものがなくなつたということ、そういう中で企業業績というものも心配されるというようなことがある、これはやはり一つの大きな理由であると思っております。しかしそれだけではなくて、先ほどから御議論のございましたエクイティファイナンスが非常に大量に発行されたということ、株式投資に対する魅力というのが失われたと思っております。

そして、何といつても最大の理由というのは、例の損失補てんの問題、そして今残存として出てきております飛びしの問題、こういったものが個人投資家のみならず機関投資家の人も市場から離れさせてしまったということにあると思っております。

それと比較いたしまして、ニューヨーク株式市場というのは昨年以来景気が回復したということと期待感、これはやややというのでまだ足取りが遅いと言われておりますけれども、この期待感というものが大きいということ。それと一つは金融緩和期待感、こういうもので上昇に転じまして、五月四日にはニューヨークでダウでもピークをつけるというぐらいに堅調に推移しておるということが言えると思っております。また、ロンドン市場も景気がやや回復しつつあるということとで、堅調な展開となつておるというふうな思っております。

しかし、各国の株式市場の動向というのはそれぞれの国における固有の事情に左右される面が大いなので、我が国の市場の動向と外国の株式市場の動向を単純に比較することは適当ではないというふうな思っております。これは適当ではないというふうな背景とも、私どもはやはり今申し上げましたような背景というものを取り除いていくことが必要であるというところで、今度も金融・証券の二法案を国会にお願いをいたしまして、何といつても信頼を取り戻すことこそということをお願いをいたしておるところでございます。その意味でもぜひとも、今賛成というお話をいただいたわけでございますけれども、これをぜひ一日も早く可決していただければ、さらに御理解いただきまして、すこしお願ひ申し上げたいと思っております。

○中井委員 過日、証券各社の平成四年三ヶ月の決算が発表されました。御承知のように昭和四十年来の大変な不振でありまして、大半の会社が膨大な損失を出しております。ところが、日本におります外資系、五十社ぐらい証券会社があるかと思っておりますが、その半分以上は、日本系

りますし、またそういうものを踏まえながら踏まえながらといひますか、そういうものが底にあるものですから、やはり証券会社の皆さん方の勧誘というものが萎縮してしまつておる一面があるというふうな思っております。そういうことがやはり最大の問題であると思っております。

の証券会社が赤字の中で黒字を出しておると聞
いております。この違いはどこにあると
大蔵省はお考えですか。

○松野(元)政府委員 日本証券会社が非常に決
算状態が悪いのに比べて、日本に進出してき
ております外国証券会社はかなり好調な会社が多
いわけでございます。

その理由には幾つかございますが、まず一つ
は、外国投資家の日本株投資というのがかなりふ
えております。これは昨年ずっとふえておりまし
て、その外国投資家の日本株投資の取次業務とい
いますか、これによる収入というのが相当ふえて
おります。それからもう一つは、よく言われます
いわゆる先物を利用した裁定取引でございますし
て、この先物を利用した利益が非常に大きい会社
と、それから今申し上げたような外国投資家の取
次業務というものがかなり大きな、これは会社
によって違いますが、目立った特徴だとい
うふうに考えております。

○中井委員 日本証券会社がみんな同じような
形態、そして悪いことをするときにはみんな同じ
ようなことをやる。赤字を出すときはみんな同じ
赤字だ。外国証券はそういう中で黒字を出したと
いうことは、一つはやはり将来に対して日本の証
券会社あるいは証券業界はもっとバラエティーに
富んだ営業あるいは会社の存在価値、こういった
方向を見つけていくべきじゃないか、こんなこと
を感じるわけでありまして。

現在、証券業界そのものも大変な反省の中で御
努力をいただいております。私も聞いておりまし
て、一向に私どものところへは聞こえてまいりま
せんが、大蔵省としては日本の証券業界が去年以
来の不祥事、損失補てんあるいは飛ばし、こう
いった反省を踏まえてどういう内部的努力、そ
してまた証券会社としてどういう方向を模索して
おると理解をされておるか、その点をお尋ねいた
します。

○松野(元)政府委員 国内証券会社、二百十社ぐ
らいございます。規模は小さきままでございます。

すし、置かれております経営環境あるいは営業基
盤も違っております。なかなか一律にと
いうふうには申し上げにくいわけでございますが、
比較的大きな規模、特に四大証券を中心とい
たしましては、今回の不祥事を踏まえて営業
姿勢の適正化というものに非常に取り組んでい
かなければいけない。堅実な個人の金融資産が導
入され、個人の資産形成の場として証券市場、特に
株式市場が利用されるようになる必要がある。や
はり財テクなどで法人中心の営業というものでは
非常に安定性に欠けるというような反省が出てお
ります。また営業マンにつきましても、できる
だけ営業マンが個々に勉強して投資情報のサービ
スをするというような教育をする必要があるとい
うふうな考え方をとって努力をしております。

それから、比較的中小規模の証券会社になっ
てまいりますと、なかなか経営環境が厳しくなっ
てまいります。今御指摘ありましたように、例え
ば外国証券会社のようにどこか個性、特性を求め
る、つまり専門化といいますが、専門性を持つ
という方向にいくところもございまして、あるいは
小さいながらも総合化を目指すところもござ
いまして。

いずれにいたしましても、現在の証券業務はコ
ンピューター化がかなり進んでおりまして、固定
費が、固定費率が非常に高くなっておりまして、そ
ういったことで市況の低迷になかなか弾力的に対
応できないという状況で大きな赤字を出している
わけでございますけれども、人件費を初めとして
で、今申し上げたようなコンピューター経費等の
経費の削減にも努力をしております。

私どもとしても、大小いろいろな規模の証券会
社がございますので、一律にどうしろというよう
なことを指導するということもなかなか難しいし、
またそうすべきではないと思っております。基本的には
各証券会社の経営判断というものを尊重すること
になるわけでございますけれども、今申し上げま
したように、基本的に営業姿勢を見直す、あるい
は今の証券市場の中で自分の存在意義、特色をど

こに求めるかという点について経営者とし
て真剣に考える時期に来ているのではないかと
これは参入を初めとしてさらに競争が促進され
るわけでございますので、そういった環境を十分
踏まえた上で経営方針を立てていく必要がある
というふうなアドバイスをしているところでござ
います。

○中井委員 証券市場の活性化に対して政府ある
いは自民党さんいろいろな御議論をされている
と私も聞いております。その中で、自社株の保
有あるいは手数料の自由化等私もお尋ねをした
かったわけでありまして、他党の同僚議員から質
疑がありましたので省いていきたい、このよう
に思います。

そういう中で、けさの新聞に、簡保の資金運用
で株の長期保有をということが郵政省サイドで検
討されるという記事が出ております。実は、ちょ
う十日ほど前の通信委員会、私通信委員も兼
ねておりますので、自民党さんと私の方から、株
を持つというところを、特にNTTの株を中心とし
て長期的な資産運用という意味で直接運用ができ
ることを考えたのだ、こういう質問をいたし
ました。もちろん郵政省の方は株について、これ
はできないという答弁でありました。それが急遽
こういう形で新聞発表されたこと、少し驚いてい
るわけでありまして。しかし、幾つかの新聞には、
これは大蔵省が当然認めないということも載って
おったわけでありまして。しかし、株の運用につ
いては、現在、八七年から、一年間黒字というこ
とを原則に簡保で直接運用も、ある部分金額を区
切って認められていたわけでありまして。日本の経
済状況からいって、長期的な資産運用ということ
で考えれば、株というものはかなり安全な、
また利益性の高い運用になるのじゃないかと私ど
もは判断をいたしております。これから財政状況
が厳しい中で、JR、JTの株、こういったもの
の放出等を考えますと、簡保の膨大な資金、こ
ういったものを頭の中へ入れていくことは決
して悪いことではない。

大蔵大臣、銀行局長と証券局長しかいらっし
やいませんか、突然で恐縮ですが、簡保の資金運
用の中で長期的な株の資産運用、こういったこと
について郵政省あるいは他の政策面から提言が
あったら十分検討する、こういう形で考えをい
ただけかどうか、お答えをいただきます。

○羽田国務大臣 この問題について、実は私も新
聞を読んだだけで、まだ正式に郵政省の方からあ
れしておりませんけれども、予算に向けてこの問
題について大蔵省と議論をするという話でありま
す。

実はこの問題は相当古くからありました。特に
最近では、自由化というものが進むという中にあ
りまして、簡保としても有利な運営といいま
すか、安定性のある運営というものをしたいなけ
ればいけないということで、財投だけではなくて
そういったところからの資金運用というものを図
りたいという意思があることを私は承知いたして
おります。ただ問題は、今までも議論をしたとき
に、公的な年金ですとかあるいは政府がまさに直
接お預かりする簡保のようなものについて、私た
ちは安定性を持たせることが大事だと思ってお
りますが、市場というものはやはりリスクを負うもの
であるということでもあります。そういったことか
ら、元本というものは保証されないという市場
に直接お金を投ずることが果たしていいのかわ
らない議論があるということでございます。私ど
もはいたしまして、そういうお話があるとすべ
ば、これは慎重に議論をさせていただかなければ
ならぬ問題であらうというふうな考えておりま
す。

○中井委員 幾つかの国では政府の資金が直接株
式運用されているように私どもは承知もいたして
おります。同時に、株なら何でも買えるというこ
とを郵政省も私どもも言っているわけではありま
せん。そういったことは十分御承知であらうかと
思いますが、十分な御議論をいただくよう要請を
いたしておきます。

私どもは、この委員会が行革審の答申等を受けてこういう形でつくられたことを十分承知をいたしておりますが、問題は、大蔵省からどれだけ独立をして仕事ができるかということであろうかと思ひます。そういう意味で幾つかお尋ねをしたいと思います。

最初に、思い切つて委員会に今までの証券の検査というものを全部移してしまふ、こういうことをとらなかつた理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○小川政府委員 昨年の九月に行革審の答申がございまして、この中では特に、証券市場における明確なルールのもとに公正な取引が行われることが必要であつて、これをきちつとした目で監視をするということが重要であるというふうになつて指摘をされてゐるわけでございまして。この答申の中では、そうした考え方から、どちらかといひますと犯罪事件に相当するものについての強制調査を中心にして新しい委員会をつくるということが提言されてゐるわけでございまして、その中に流れてゐる精神というのは、市場における取引ルールがある、そうしたルールが遵守されてゐるかどうかというところはよほどしっかりした独立・中立の目で見る必要があるという考え方でございます。そこで私どもは、この委員会につきまして、そうした犯罪事件の調査に加えて、証券会社が営業に於いてこうした市場ルールを遵守してゐるかどうかという一般的な検査も委員会の方に移すのが適当であらうと考えたわけでございまして。これに對しまして、官房の金融検査部に銀行検査とともに残すことにいたしました証券会社の財務の内容の健全性に関する検査という部分につきましては、従来も法律上財務及び営業というふうに分けておられますように、やはり証券会社も企業体としての健全性というものをチェックする必要があるというところでございまして。そこで、こうした企業体としての健全性と、やはりルールを守るかどうかというものを監視するという目は別のところであるというところで、官房の金融検査部に会社の健全

性、財務の健全性の検査は預けることにして御提案した次第でございます。

○中井委員 そうしますと、この大臣官房に残りました金融検査部というのは、銀行、証券と区分けせずに一緒に両方検査をなさる。ここで、万一おかしいな、不審なという事件が起こつたら、証券局へ報告をして、それから行政的な指導をなさるのか、あるいは委員会へ直接報告をして委員会が調べられるのか、どちらですか。

○小川政府委員 財務の健全性の検査というのはちよつと抽象的であるかと存じますが、例えば、自己資本規制が合つてゐるか、あるいは取引損失準備金であるとか利益準備金であるとかいったような積み立てが適切に行われてゐるかといったような角度からの検査でございます。

そこで、現実の検査を考へてみますと、委員会と官房の金融検査部である程度調整を行つて、場合によつては両者一緒に検査、同時検査を行うというところもあるかと思ひます。しかしながら、証券会社のまことに財務内容についてチェックをする必要があると考えるときには官房金融検査部で単独で検査を行うということもありましようし、その場合の検査結果は、これは証券局に検査結果を報告するわけでございまして、必要な財務についての指示あるいは指導といったようなことは、証券局が直接証券会社に対して行うということになるわけでございまして。

○中井委員 いわゆる飛ばしの問題で、過日山種証券が行政的な処分を受けた。例えばこの問題で大蔵省は調査の中で、検査の中で事実を知つておつた、そして法令に基づいた処理をするように、こういう指導をしておつたという報道がなされております。今後こういう問題が例えば金融検査の中で見つかつたとき、これは証券局へ行つちやつて委員会へ行かない、こういうことであるならば、どうして委員会は検査を総括すると書いてあるのか。やはり検査の報告あるいはおかしい問題というのは検査から当然委員会へ行くのであらうと私は思ひますが、違いますか。

○小川政府委員 先日のいわゆる飛ばしの問題は、取引ルールの遵守に関する問題でございます。通常であれば委員会が行います証券会社に対する定期的な立入検査の中であつた取引の仕方というものが見だされて、その結果に基づいて、例えば証券局に対してしかるべき処分を行うべしという勧告が行われるということであらうかと思ひます。

ただいまのお尋ねは、全く別に、金融検査部が証券会社の本当は財務内容の健全性がちやんといつてゐるかどうかという検査を行つた、そうしたたまたまどうも取引ルールに違反してゐる営業が行われてゐるのではないかとことが財務内容を調べてゐるときに端緒があつたというような場合であれば、官房金融検査部から委員会に対して、この営業がルールを遵守してゐるかどうかという点をさらにきちつと調査をしていただく必要があるという形で委員会の方が検査に入るといふことになるかと思ひます。

○中井委員 私、初めからそういうつもりで聞いておりますから、ちゃんとお答えいただきますようにお願いいたします。時間がないうのですから。

万、そういう検査部でやる、しかし検査部は証券局へ報告する、それで証券局の方で会社を呼んで、これはどうもおもへ、まずいじゃないか、内々の指導や処分をしよう、委員会は委員会として調べられる、そして委員会の方で処分のやつが出てきた、相矛盾するといふようなことはならないのですか。あるいは逆に、もっと嫌な聞き方をする、例えばこの委員会というのは証券局をお調べになることができますか。

○小川政府委員 ただいまのような事例でございまして、委員会は独立して職権を行うわけでございまして、何らかの検査をしなければならぬといふふうな判断をいたしました場合には、証券局が仮に当該証券会社を何らかの形でヒアリングをしていたり、あるいは指導といふのでしようか、それをして、仮にそういう状況があつたとい

たしましても、委員会は独立したみずからの判断で行うわけでございます。ただし、そのことは現実の問題をいたしまして、大蔵省のもとに証券局があり、独立した八条委員会があるわけでございまして、そうした問題がいわばわかつた場合には、お互いにこの問題についてどういう対応をしていくか、委員会はこういう検査をいたしますよといふようなことを当然連絡をしようことにならうかと思ひます。しかし、重ねてでございますが、仮に証券局が何か動いたといひましたとしても、委員会がみずから動くことを妨げるものではございません。

最後のお尋ねの、証券局を調査とか検査とかいふものではございませんで、行政機関の内部におけるお互いの連絡であつたり照会であつたり、意見を聞く、そういう関係でございます。

○中井委員 この委員会に派遣をされますといひますか、移られますメンバーといふのは、人事交流で大蔵省に戻つたり、あるいはこの検査部へ戻つたり、検査部から委員会へ戻つたり、こういう形になるわけですか。その場合の人事はだれがやるわけですか。

○小川政府委員 委員会事務局職員の人事につきましても、一般の原則に基づきまして公務の要請に基づいて適材適所の人事配置を行うということでございます。そこで、委員会の事務局におります職員についての人事権でございますが、これは一般職の公務員でございますから、大蔵大臣がその事務局の職員につきましても人事権を持つわけでございまして。

そこで、それでは一たん事務局にいた職員は他の部局、大蔵省の内部部局に配置がえになることがあるかという点でございますが、それは他の職員と同様、配置がえになることがあり得ると存じます。特にその場合には、委員会が証券取引だけではなくて、金融検査等の関係につきましても基本方針等について意見を述べるとかあるいはヒアリングをするという立場に立つわけでございまして、事務局で働いていた職員は証券行政や銀行

行政にかかわることにより、証券・金融の実務知識を修得することはこれまたその後のためにも重要なことであろうかと思ひます。こうした形での人事の配置がえといふことは十分あり得ることでございます。

○中井委員 長年大蔵省で教育になつた方であり、大蔵省にプライドを持ってお入りになつてお仕事をされておたつたわけですから、委員会へ出ていく、また当然大蔵省へ戻れるのだからという不安の中でこういう委員会がつくられる。そして、戻られるといふのは当然だ、こうお考えかもしれません。それはそれでよくわかります。しかし一方、国会の期待や国民の期待というものは、やはり大蔵省証券局、これと独立した形で委員会が立ちつとした仕事をしてほしい、こういうことであるかと思ひます。いろんなプロを育てられる、また警察やら国税の専門家も入れていただく、そしてレベル高くやっていく、これは賛成であります。しかし、この委員会が専門家を育てては、そして逆にこの委員会を、まあまあ自分は第二の人生、違う人生へ行きたいんだと言へば、例えば会計士になれる、あるいは弁護士になる、そういう方向をお考えになつて、委員会の地位あるいは能力の高さ、そういったものを積み上げていくことが大事じゃないか。大蔵省に戻る、そしてどうも私どもは何を見ても証券局とかかわり、これがあまいもこととしておる。今のお話を聞くと、証券局と相談をしながら委員会は調査等もやるんだというお話。それだつたら、通日からの、去年からの不祥事で、大蔵省は監督と検査と両方やってけしからぬじゃないかといふ話がまた一緒になつてくるんじゃないか、こういう心配を抱くものであります。人事の面で、人の面でもよくわからないことはわかりませんが、どうかそういう方向での独自性、そしてそこへお勤めになつたらまた新しい道も開ける、そういうプライドのある方向といふのはお考えにならないのか。大臣、いかがですか。

○羽田国務大臣 もう、この法律をお願いをする基本でございますから、そのあたりはきちんと対応できるように、またプライドを持ってやはり仕事をやっていけるようにしていかなければいけないといふふうに思つております。

○中井委員 おわかりになつていらっしゃるかどうかかわからぬ答弁でございましてけれども、まあ言うだけ言うて次へ参ります。

証券協会それから証券取引所、それぞれ法改正の中で自主ルールもおつくりになり、そして、それぞれの監督、検査の体制も強化をなさると聞いております。証券協会あるいは証券取引所の監督、検査の強化、それと同時に、それぞれの監督、検査の部局が、証券協会から、取引所から、やはり独立した機関として踏み出すような何か新しいシステムをおつくりになるつもりなのか、お尋ねをします。

○松野(允)政府委員 証券業協会及び証券取引所におきまして監督、検査は、協会の会員あるいは取引所の会員を対象に行うわけでございまして、協会あるいは取引所の中での独立性というものは各自主規制機関の中での運営の問題になるわけでございまして、私どもとしては、協会あるいは取引所という自主規制機関が適正に監督、検査を行っているかどうか、あるいは行つた結果について適正な処理が行われ、例えばルール違反があつた場合にそれに対してちゃんと対応して処分をしているかどうかという点についてのチェックを行政当局で行うことになつております。これは監視委員会、それから官房の検査部、特に監視委員会の方が行うことになるわけでございまして、今回お願いしております法律におきましても、今申し上げたように、仮に協会、取引所が会員に対して必要な措置をとることを怠っている場合には、大蔵大臣は必要な措置をとることを命ずるような規定を入れております。そういったことを通じて自主規制機関の機能といふものは十分發揮できるし、最後の担保としての監督といふものも可能ではないかといふふうに考えているわけでございます。

○中井委員 私の質問の仕方がどうもおかしいのかどうか、違ふ面からお尋ねをいたします。

証券協会に対してあるいは証券取引所に対しての検査、あるいは監督といふのですか、監視ですか、こういうのはこの委員会がやるんでしょう。お答えいただけますか。

○小川政府委員 今証券局長から申し上げましたとおり、基本的な部分につきましては監視委員会の方から自主規制機関を監督、検査をいたすわけでございまして。ただ、一部、管理的な面については委員会ではございせん。その部分をあわせてお答えしたわけでございまして。

○中井委員 証券協会の管理部門については金融検査部もやるということですか。

○小川政府委員 そのとおりでございます。

○中井委員 そうしますと、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、少ない人数でやりになる、そして証券協会あるいは証券取引所、それぞれのチェック機構があつて、それらと協力して証券会社あるいは市場のおかしな取引についてチェックをしていく、協力を求める、こういうことである。ところが、監視委員会といふのはそのチェック機構の入つていない証券協会や証券取引所を監視するのです。だから、私どもは、証券協会の監督の部局あるいは証券取引所の検査の部局ですか、そういう自主ルールの中における検査、監督の部局等もやはりそれぞれの協会から独立性といふものを持たす方向、その中でお互いが協力して情報を交換し合つてやっていく、こういうのが筋道じゃないか。協会の下に監視機構がある、その協会の委員会が検査する、しかし個々の会員に対しては委員会と監視課が情報交換し合つてやる、これでは少しおかしいのじゃないですか。

○松野(允)政府委員 お尋ねの趣旨は、例えば証券業協会の場合に、証券業協会の中で会員に対する検査を行う部門、これが証券業協会の中で独立性を保つべきだといふふうなお尋ねではないかと申すわけでございまして。これは先ほどちょっと申し上げましたように、自主規制機関の運営の問題になるわけでございまして、もちろん証券業協会といふところは自主規制機関でございまして、自主ルールをつくらせてそれを会員に守らせるという機能を持つわけでございまして。しかし、行政当局と違ひまして、直接監督権限を、そんなに強い監督権限を持つていらっしゃるわけではございせん。あくまでも、自主的なルールをつくらせて、その自主的なルールを守っているかどうかという点を監視するわけでございまして。したがって、協会の中では監督を担当する部門といふものは、協会の中ではそれなりにやはり独立したといひますか、単独で行動するといふことには当然なるわけではございまして、そういうものも含めて協会のあり方全体について、特に取引ルールの、自主ルールの遵守状況をどういふふうなチェックしているかといふような点も含めて監視委員会にさらにチェックをしていく、監視をしていく、検査をするといふようなことではございせん。

したがって、監視委員会と協会の監督部門あるいは取引所の検査部門とが証券会社の立入検査について意見調整をするといふようなことも一方で行われるわけでございましてけれども、そういうものも行われる一方で、今申し上げたように協会全体の運営のあり方について、特にルールの遵守がきちつとできるような体制かどうかという点については、監視委員会がそういう目で協会全体をチェック、検査するといふような仕組みになつていくわけでございまして。

○中井委員 くだいようですが、そういう仕組みだからこそ、この監視委員会が、独立して、証券市場に参加する一般大衆から本当に信頼を得られるかどうかといふのは、幾つもの独立した機関と打ち合わせをし、あるいは話し合いをし、あるいは情報をもらひ、そして調査をしていく、チェックをしていく、これがなければならぬと思ひます。

しかし、これだけの人数でやりになる委員会が、例えば一方では証券局と密接なつながりを持つ

つ金融検査部から情報をとる、この金融検査部とは人事交流がしょっちゅうある、本来監視をして見ている証券業界の内部機構である調査の機関であるいは取引所の内部機構である調査の機関、そういうものと情報交換したり情報をもったりして調査する、こういうので本当に独自の情報やら調査、業界やら取引所から影響を受けずに、あるいは証券局から影響を受けずに委員会が調査をすることができると、こういうことを尋ねておられるのです。だから、せっかく大蔵省もこういう形で独立した、独立したとおっしゃるのなら、自主ルールでやりになる協会やあるいは取引所の調査や監査の部局も何らかの独立性というものを担保していく方法もお考えになったらどうですかと申し上げておられるのですが、お答えをいただきます。

○松野(允)政府委員 今の御指摘は、自主規制機関であり証券業協会あるいは証券取引所の自主規制力がどこまで発揮できるかというところにかかわってくる問題だと思つてございまして、そういった観点から、この改正法では新たにといいますか、証券業協会あるいは取引所の自主規制機関としての地位の強化拡充を図っているわけでございます。そういう考え方に沿つて考えますと、今御指摘をいただきましたような協会あるいは取引所におきます監査、審査についても、自主規制機関としての機能が十分発揮できるような形のものに持っていくかなければならないということも十分配慮しながら、自主規制機関としての運営あるいは機構のつくり方というふうなものもこの改正法のもとで考えていく必要があるというふうな思つております。

○中井委員 もう一つ、証券協会のことが出ましたからお尋ねいたします。この金融制度改革の法案が通りますと、いろいろな形態の証券の子会社ができるわけです。これらの子会社もすべて証券協会へ入るのかどうか。アメリカやイギリスでは、証券協会へ入っていない株式会社と証券会社というのがあるやうなところと聞

いております。日本では、みんな入っておる。そこら辺も、これから自主ルールあるいは協会として自主的にモラルを高めていく、こういう場合には大きな問題になるかと思いますが、大蔵省としては、銀行等の証券の子会社がすべてこの協会へ入るべきだ、あるいは入らなくてもいいのだとお考えですか。

○松野(允)政府委員 この制度改正によりまして、銀行等の子会社の証券会社が新たに証券業務に参入してまいるわけでございます。その際に証券業協会への加入をどうするかということが一つの検討課題になったわけでございます。一つの考え方としては、唯一の証券業協会をつくってそこに強制加入させるということが考えられるわけでございますが、自主規制機関ということからいたしまして、そのただ一つの協会をつくりそこに強制加入させるというところまではや行き過ぎかな。もちろん、一つの協会に子会社も含めてすべての証券会社が参加、加入するのであれば、それはそれでいいことではないわけでございますが、しかし万が一、新たにできます証券子会社が別の協会をつくるという場合には、その選択の道も考えております。

それから、証券業協会に全く参加しないというふうなところ、これは日本の場合には余り考えられないと思つてございまして。というのは、証券業協会に加入しているということで、例えば店頭市場というものの参加ができるというふうなメリットがございまして。しかし万が一、そういういづれの証券業協会にも加入しないというふうな証券会社が出てきた場合に備へまして、それに對する大蔵大臣の監督規定を改正法の中に設けております。それによりまして、証券業協会に加入したのと同じような、証券業協会がつくつておりますいろいろな自主ルールと同じようなルールに従うように指導するというふうなことにしているわけでございます。

○中井委員 他の点でお尋ねいたします。この監視委員会は犯罪の調査部門を持たれる、この調査部門が国税のマル査みたいに関手先の帳簿等を強制的に調査する権限を持たれるわけでありまして、これは私どもは反対でありませんが、逆に言えば、大蔵省の権限であらうかと考えております。従来、証券局がどれだけおやりになって、証券会社に対する調査あるいは取り調べができたのか、今度、取引相手の帳簿等を強制的に調査できるということであらうかと思ひます。どういふ手続でこれをおやりになるのですか。例えば、裁判所の令状等をとっておやりになるのか、調査すると言へばこの委員会の令状みたいなもので強制的に出させることができるのか、その点をお尋ねいたします。

○小川政府委員 その点は、新しい証券取引法の第二百一十一條におきまして、「委員会職員は、犯罪事件を調査するため必要があるときは、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができ、」と規定されておまして、裁判所の令状をもって強制調査ができるということでございます。

○中井委員 私も大蔵委員会、まだ新しいございまして、去年から証券のことをわからぬなりにいろいろと質問しておりますが、その中で一番わからないのは、損失補てんでも飛ばしでも、いわゆる不法な行為をやった相手方を罰することは何とできない、やれないということでございます。前回の損失補てんを禁止した法改正におきましても、何か相手先に認識がなければ罰則も罰金もつかないということでありました。こんなものは、普通の犯罪からいへば全く考えられない状況であります。大金を、しかも違法な形で約束して動かして相手方が認識していないなどというものは、全くの日本の行政判断の上に立つ処分だと考へております。この飛ばしの問題でも、これだけのことをやっておられるけれども違法な損失補てんを求めた相手先には何ら罰則がつかない。証券会社も悪かったけれども、自己責任で株の取引をしなかった機関投資家等も当然罰せられるべきだと私は思ひます。今回こういう形で監視委員会が相手

先も調べられる、こうなつたときに、相手先を罰する法律というのが一体どこに準備されているんだらう。こういったことを少し証券取引法で考えていかなきゃならぬんじゃないか、あるいは相手先に対する罰則を十分今の証券法の中で適用できるんだ、こういうことで強制調査権を付与してあるんですか、どうですか。

○小川政府委員 二点お答えしたいと思います。まず一点は、先ほど申し上げました裁判所の令状を得て強制調査をすることができるといふのは、どこかにだれかを犯罪嫌疑者として、そして犯罪事件の調査をするわけでございます。そのときに、例えばよく行われますのは銀行へ行つて取引口座を見てその証拠を固めるという意味でございます。必ずしも相手方という意味ではございません。ある犯罪嫌疑者の犯罪を固めるために、さまざまなところへ行つて強制調査をできるということでございます。

それから、損失補てんの件につきましては、顧客が罰せられるケースがあるということとは、昨年の法改正でそれが定められているわけでございます。したがって、それに従うということになるのかと思ひます。

○中井委員 時間ですので終わります。あした実は質問があるのですが、私他の委員とかわつて、自分で採決に加われませんので、最後に、長いこの質疑の中でこういう法案ができてまいりました。国会の長い論議は、各党ともに、大蔵省から本場に離れてきちつと公平な形で監視するものをつくるべきだという圧倒的な意見であつたと私は考へております。冒頭申し上げましたように、こういう委員会がつくられることに敬意を表しますが、この運用の中でいつの間にかトップに大蔵省が座つておつてまた同じことになつたとか、そういうことを言われることがないように、せっかく委員会をつくつたけれども前の証券局の下にあった検査と一緒にないか、こういう非難を受けることのないような運用をなされることを強く

要望して、質疑を終わります。

○太田委員長 次回は、明二十日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十三分散会

平成四年六月二日印刷

平成四年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E